

第2次 飯山市環境基本計画



飯山市の環境の特徴と課題

信越トレイルなど気軽に里山の自然を楽しむ環境の維持と保全対策。

豪雪対策、雪の利活用。

ごみ減量・資源化の推進。

国の重要無形民俗文化財「小菅の柱松行事」など、地域文化・歴史的資源の保全と活用。

子どもたちへの環境教育の推進

市街地や農地を流れる一部河川や湖沼の水質汚濁対策。

ギフチョウ・ヒメギフチョウ・オオルリシジミなど、希少生物の保護や生育環境の保全。

山間地をはじめ市内全域で見られるごみの不法投棄や、違法焼却の防止対策。

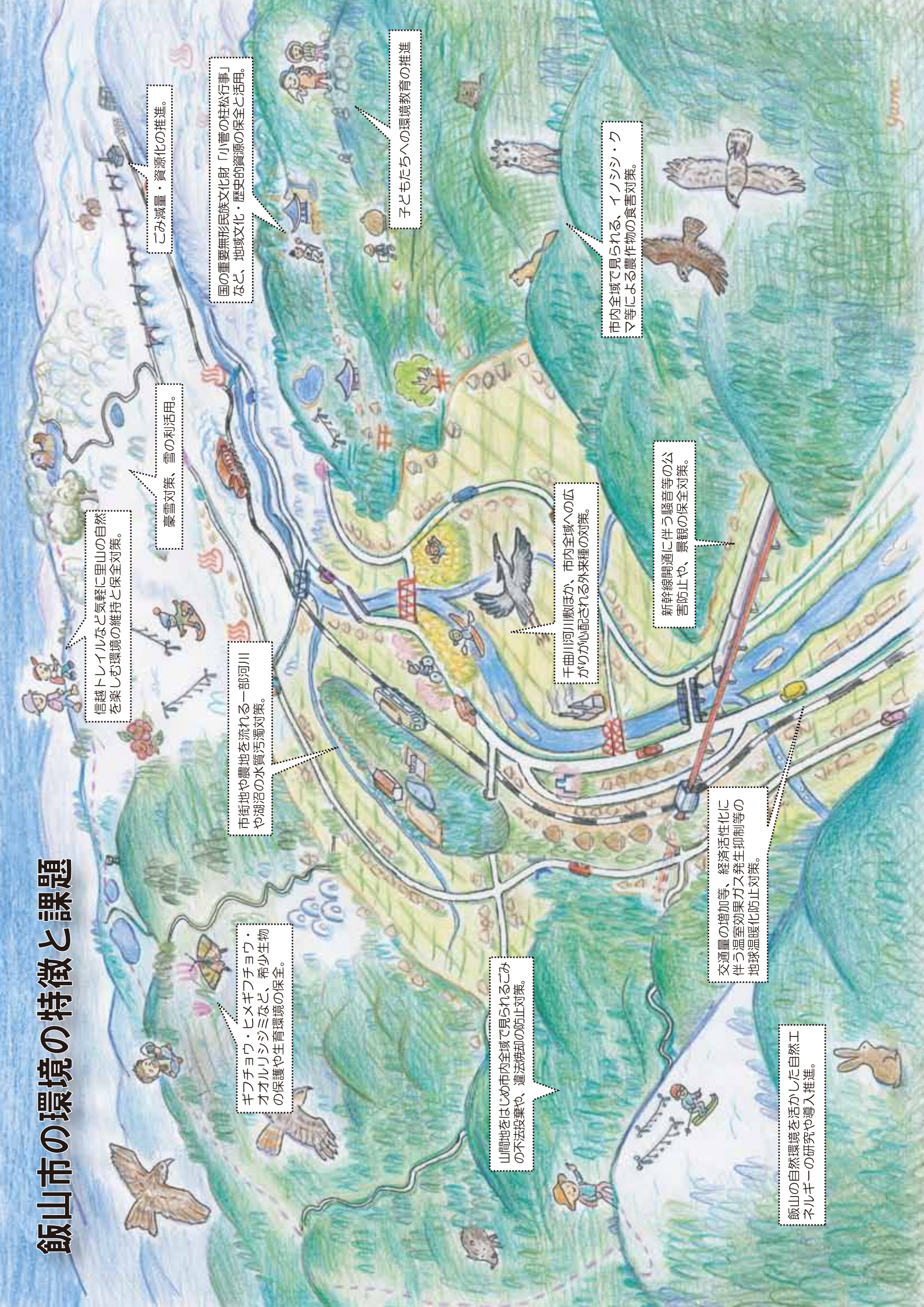
千曲川河川敷ほか、市内全域への広がりか心配される外来種の対策。

市内全域で見られる、イノシシ・クマ等による農作物の食害対策。

新幹線開通に伴う騒音等の公害防止や、景観の保全対策。

交通量の増加等、経済活性化に伴う温室効果ガス発生抑制等の地球温暖化防止対策。

飯山の自然環境を活かした自然エネルギーの研究や導入推進。



飯山市内で見られる動植物(一例)



ユキツバキ



ブナ



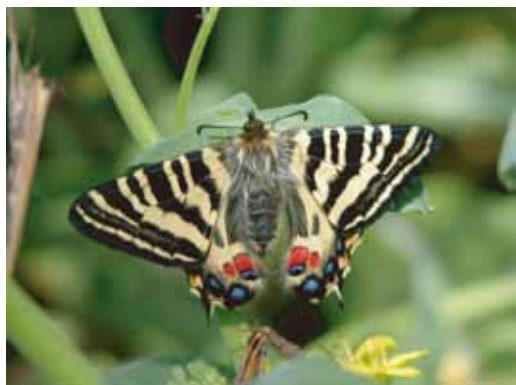
ナベクラザゼンソウ



トガクシソウ



ギフチョウ



ヒメギフチョウ



オオルリシジミ

写真は「知っておきたい飯山の自然」
(平成24年3月 飯山市) より

飯山市内で見られる外来生物(一例)

外国から入ってきた動物や植物が増殖し、在来生物の生存が脅かされる問題が近年発生しています。このような背景から、平成17年には特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が施行されました。同法では、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・輸入・譲渡等を原則禁止にしています。

ここでは、市内で見られる外来種の一例をご紹介します。



アレチウリ（特定外来生物）
生育速度が速いつる性植物で、在来植物を覆い枯らしてしまう。千曲川河川敷や長峰をはじめ、市内各地で広がっている。



セイタカアワダチソウ
高さ1～2.5m程度のキク科の多年草で、秋に濃黄色の小さな花を多くつける。根から化学物質を出し、在来種を駆逐する。



オオキンケイギク（特定外来生物）
6～7月ごろに橙黄色の鮮やかな花を咲かせるキク科の多年草。千曲川河川敷などで見られる。



アメリカシロヒトリ（写真は幼虫）
繁殖力が強く、1匹の成虫が1000～2000匹に増えるといわれている。幼虫は食欲旺盛で、樹木の葉を食べ尽くしてしまう。



ウシガエル（特定外来生物）
大型で極めて捕食性が強く、昆虫やザリガニ、小型の哺乳類、爬虫類、魚類までも捕食する。



オオクチバス（特定外来生物）
市内の各湖沼で生息が確認されており、在来の魚を駆逐し繁殖するため、再放流が禁止されている。別名ブラックバス。

飯山市の文化財等(一例)



小菅の柱松行事
(国重要無形民族文化財)



神戸のイチョウ
(県指定天然記念物)



正受庵
(県史跡)

はじめに

平成14年3月の飯山市環境基本計画を策定から10年が経過し、この度、第2次飯山市環境基本計画を策定いたしました。

前計画策定からの10年間、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。特に、昨年3月11日の東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所が大きな津波に襲われ、放射性物質が漏れる事故が発生しました。この事故では、発電所がある福島県内をはじめ、東日本を中心とした広い地域が放射性物質に汚染され、環境や人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしています。福島第一原子力発電所から直線距離で約250km離れた当市では放射性物質による大きな影響は見られていませんが、小さなお子さんを持つご家庭をはじめ、多くの市民に不安が広がっていることから、空間放射線量の定期測定や、万が一に備えた安定ヨウ素剤の備蓄などの取り組みを実施してきたところです。



また、これまで多くの発電を担ってきた原子力発電所が安全確認等のため次々と停止したことから、平成23年はその電力不足を補うため日本全体が一丸となり節電の取り組みが行われました。こうした一連の出来事を転機として、自然エネルギーへの転換を望む声も高まってきています。今後は、雪深い当市でも導入可能な自然エネルギーの研究を進め、計画にもあるとおり、「飯山の豊かな自然の恵みを活かした自然エネルギーの活用による持続可能な地域づくり」を、市民・事業者の皆様と行政が一体となって推進してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

一方、明るい話題としては、環境省絶滅危惧 類に指定されている全国的に見ても貴重なチョウ「オオルリシジミ」の生息が市内で確認されました。こうした希少な生物が生息する環境は、それ自体が貴重なものであります。こうした飯山に生息・生育する野生動植物の保全のため、引き続き取り組みを推進していきたいと考えております。

最後に、本計画の策定に当たり1年間熱心に審議いただき、計画に係る提言をまとめていただいた飯山市環境審議会委員の皆様、アンケートにご協力いただいた市民・事業者の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、飯山市で生活しているすべての皆様が未来のために、望ましい環境像実現に向け行動していただくことをお願い申し上げます。

平成24年3月 飯山市長 足立 正則

目 次

第 1 章 環境基本計画の基本的な考え方

第 1 節 環境基本計画策定の背景	2
第 2 節 環境基本計画の目的と役割	3
第 3 節 計画の期間と対象	5

第 2 章 環境の現状

第 1 節 自然環境	8
第 2 節 生活環境	17

第 3 章 市民意識と取り組みの現状

第 1 節 市民意識に見る環境問題	40
第 2 節 環境保全活動・環境教育	52

第 4 章 望ましい環境像実現に向けて

第 1 節 飯山市の環境の特徴と課題	56
第 2 節 望ましい環境像	58
第 3 節 望ましい環境像実現のための基本目標	59
第 4 節 施策の体系	60
第 5 節 施策の展開	66

第 5 章 環境施策推進のための仕組みと体制づくり

第 1 節 環境施策推進の仕組みと体制	104
第 2 節 推進体制の設立に向けて	106

参考資料

1 飯山市環境基本条例	108
2 第 2 次飯山市環境基本計画（案）に対する意見公募の概要	112
3 飯山市環境審議会委員名簿及び策定経過	114

コラム「環境キーワード」

生物多様性の保全・・・16	地球温暖化の防止・・・19
酸性雨の防止・・・22	オゾン層の保護・・・27

第1章

環境基本計画の考え方

第1節 計画策定の背景

本市は、緑豊かで美しい山並みを周囲に配し、田園地帯の中心部を千曲川が流れる自然に恵まれたまちです。この豊かな環境を守り、安全で快適なまちづくりを進めるため、平成14年3月に飯山市基環境本計画（以下「前計画」という）を策定しました。

前計画では、飯山市の望ましい環境像を実現するための基本目標、個別目標、環境指標の設定、及び展開すべき環境施策を掲げるとともに、市民、事業者、市が協働して望ましい環境像実現に取り組むための指針を示しました。

前計画策定後は、市民・事業者が主体となり環境問題に対する学習、調査、啓発などの活動を行う「いいやま環境会議」の取り組み、市では下水道の普及による千曲川及び中小河川の水質改善や、ごみを減らすための資源化を促進するなど、豊かな環境づくりに取り組み、一定の成果をあげることができました。

一方、この10年間で環境問題に取り組む市民・事業者が固定化されたり、掲げられた施策に行政として取り組むことができなかった項目もあり、市民・事業者・市が協働で環境施策を推進・検証する体制をうまく確立することができなかった、という課題が残りました。

前計画策定から10年が経ち、地球温暖化、山林・農地の荒廃、ごみの減量など、これまで課題となっている環境問題に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災による、原子力発電所からの放射性物質放出や、それに伴う電力をはじめとしたエネルギー不足の問題など、新たな環境問題にも直面しています。

このような状況のもと、なお多様化・複雑化する環境問題に対処し、飯山市で生活するすべての人が参画して新たな視点に立った環境行政を進めるため、第2次飯山市環境基本計画を策定するものです。

第2節 計画の目的と役割

2 - 1 計画の目的

本計画は、飯山市環境基本条例に掲げられた4つの基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の大綱、環境への配慮などを定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

飯山市環境基本条例における基本理念

基本理念1 環境の恵みの享受と将来の世代への継承

環境を良好なものとして維持することが私たちの健康で文化的な生活に欠かせないものであることから、①健全で恵み豊かな環境を享受すること、②この環境が将来にわたって維持されること、の2点が確保されるよう環境の保全及び創造に積極的に取り組む必要があります。

基本理念2 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

市民の生活基盤を確保するためには、今後とも活発な社会経済活動が行われる必要がありますが、一方では、環境への負荷を増大させることにもなります。市民・事業者・市が、環境の持つ復元力の範囲内で社会経済活動を営むことにより、社会のあり方そのものを環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとする必要があります。

基本理念3 地球環境保全への取り組み

地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、私たちの日常生活にもその原因があり、市民生活に密着した問題となっています。個人、地域の環境保全への取り組みが地球環境の保全を図る上での前提であることから、すべての事業活動や日常生活において、地球環境の保全に結びつくように取り組む必要があります。

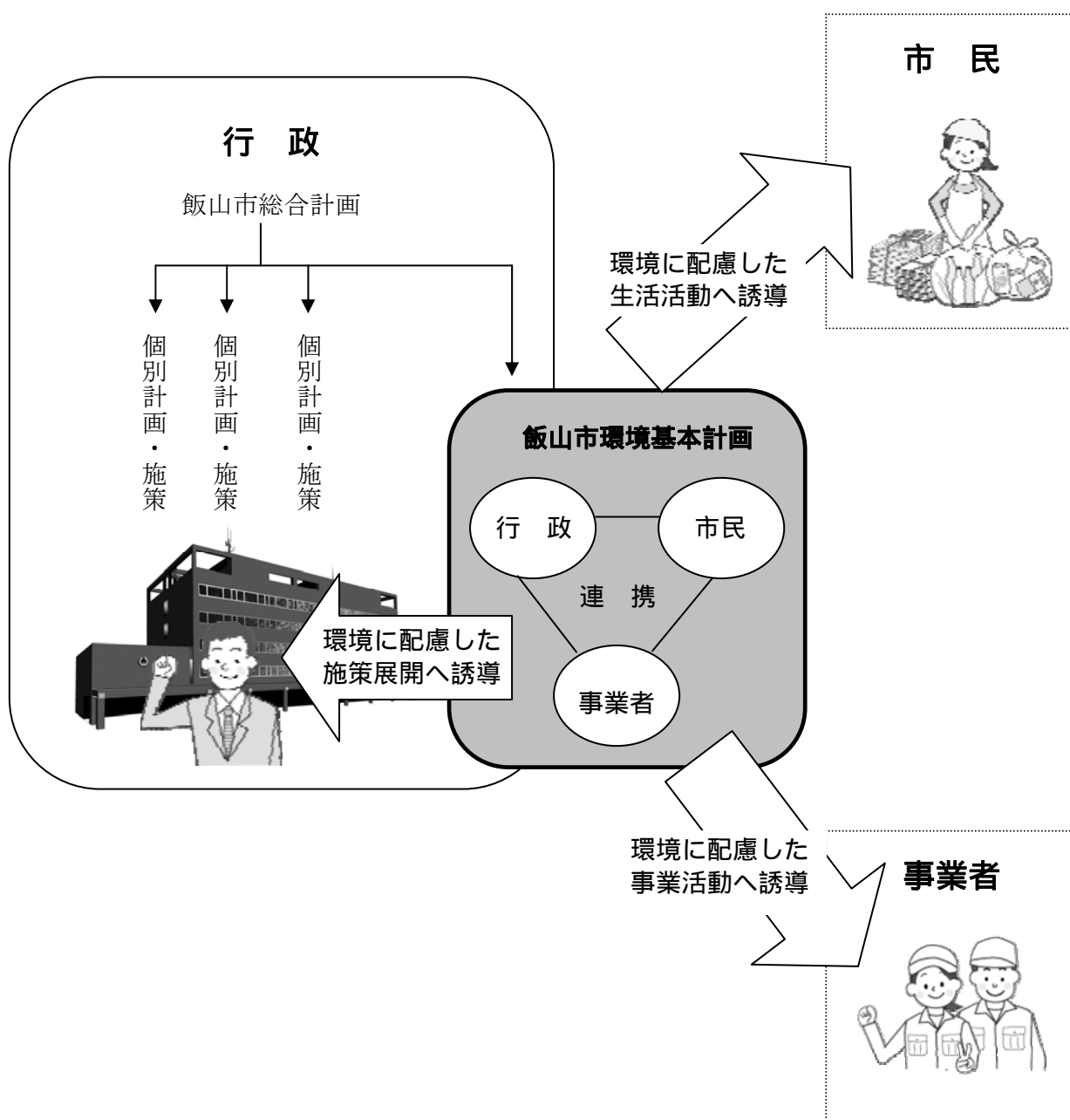
基本理念4 市、市民及び事業者の責務に応じた役割の実施

上記の基本理念を実現していくためには、市民・事業者・市が環境に対する理解を深め、何を成すべきかを自覚し、それぞれの適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいく必要があります。

2 - 2 計画の役割

本計画は、飯山市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の大綱を定めるとともに、環境への配慮などを定める環境行政のマスタープランです。また市政の基本方針を示す「総合計画基本構想」と連携して、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すものです。

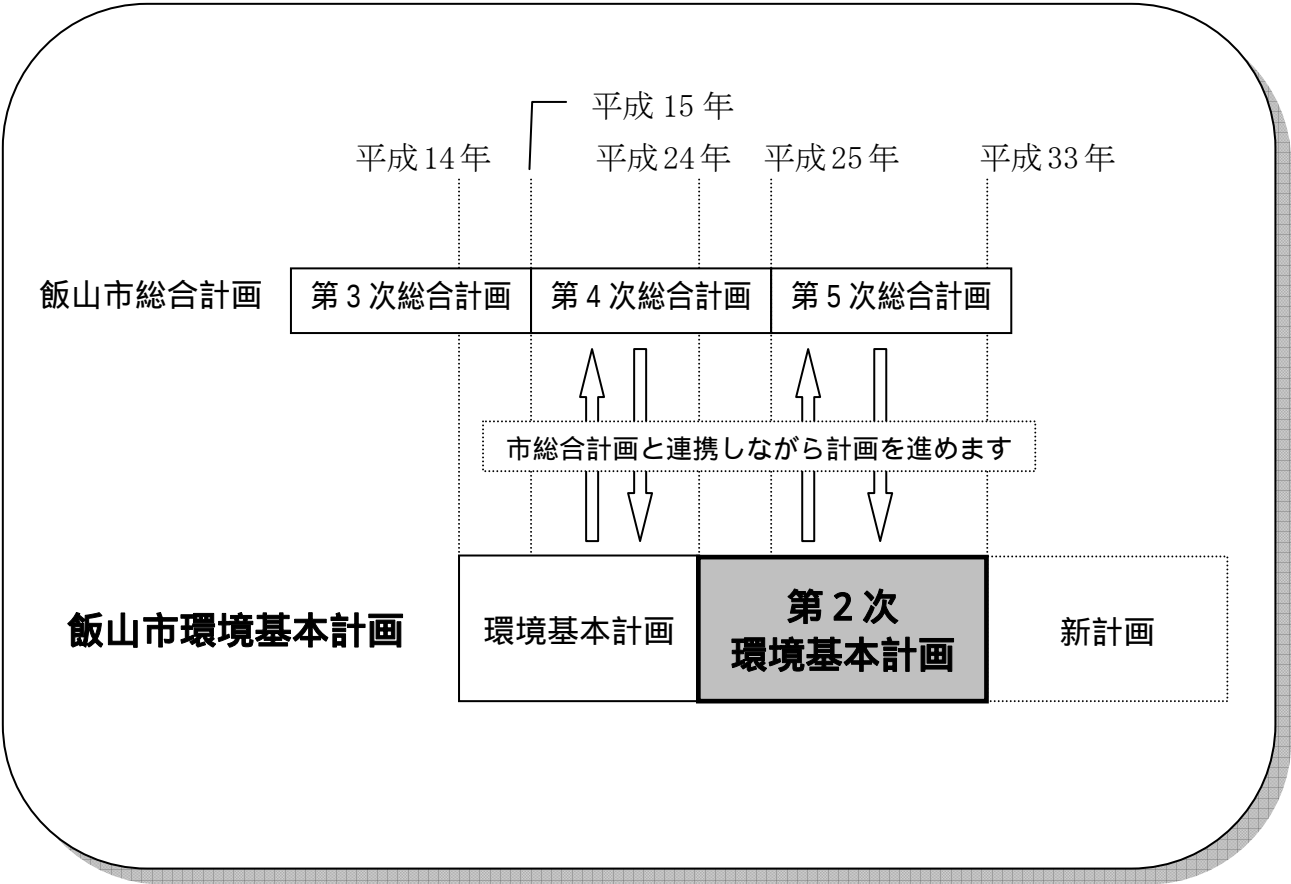
市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全及び創造に関する施策や事業、環境に影響を及ぼすおそれのある施策や事業は、この計画との整合を図っていくこととします。



第3節 計画の期間と対象

3 - 1 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。
なお、環境の変化や社会情勢の変化に適切に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとします。



3 - 2 計画の対象範囲

本計画では、自然環境、生活環境を対象とし、地球環境問題を見据え持続可能な地域社会を構築することを目指します。

同時に、市・市民・事業者それぞれの自主的な環境保全への取り組みを推進するとともに、互いに連携を図りながら施策を実現していくための仕組みを構築します。

1．自然環境

気象、地形、河川・湖沼等、生物、自然環境保全に関わる施策

2．生活環境

雪とのかかわり、大気環境、水資源、公害、廃棄物・リサイクル、エネルギー使用、放射能汚染防止、土地利用、道路・交通、歴史・文化、景観、公園・緑地

3．環境保全活動・環境教育

環境保全活動、環境教育

第2章 環境の現状

第1節 自然環境

1 - 1 気象 ～日本有数の豪雪地帯～

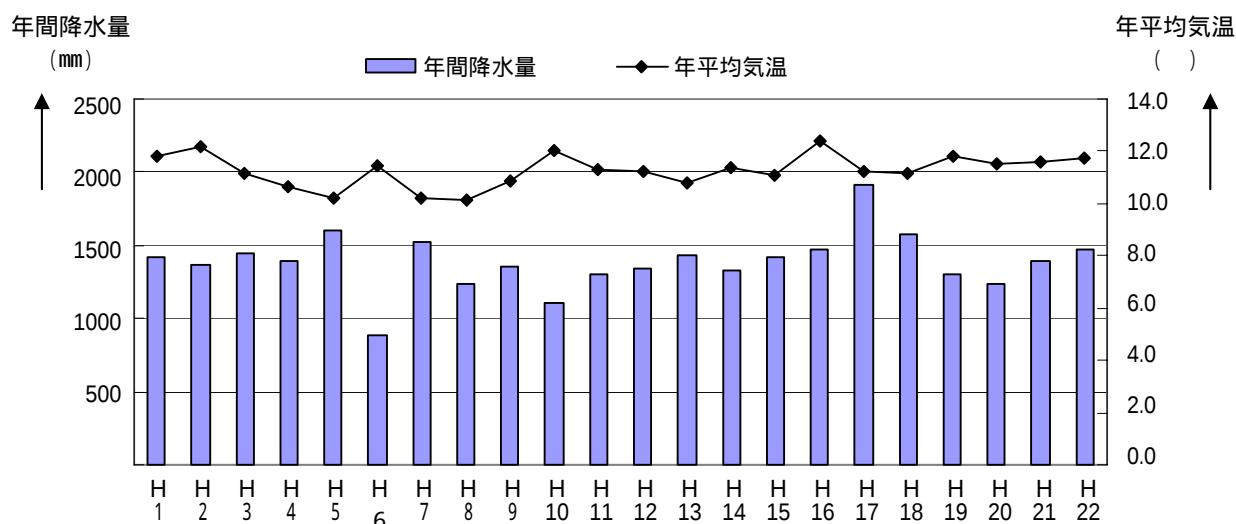
○本市の気象は、春から秋にかけては内陸盆地気候となり、冬季は日本海からの季節風の影響によって降雪量が多く、日本でも有数の豪雪地帯となっています。

○年平均気温は 11.5℃、年間降水量は 1,396mm です。また、最深積雪平均は平地で 115cm(1)、山間部では 250cm(2)で、1年のうち約3分の1の期間が雪に覆われ、特別豪雪地帯に指定されています(数値はいずれも平成18～22年度までの5年間の平均)。

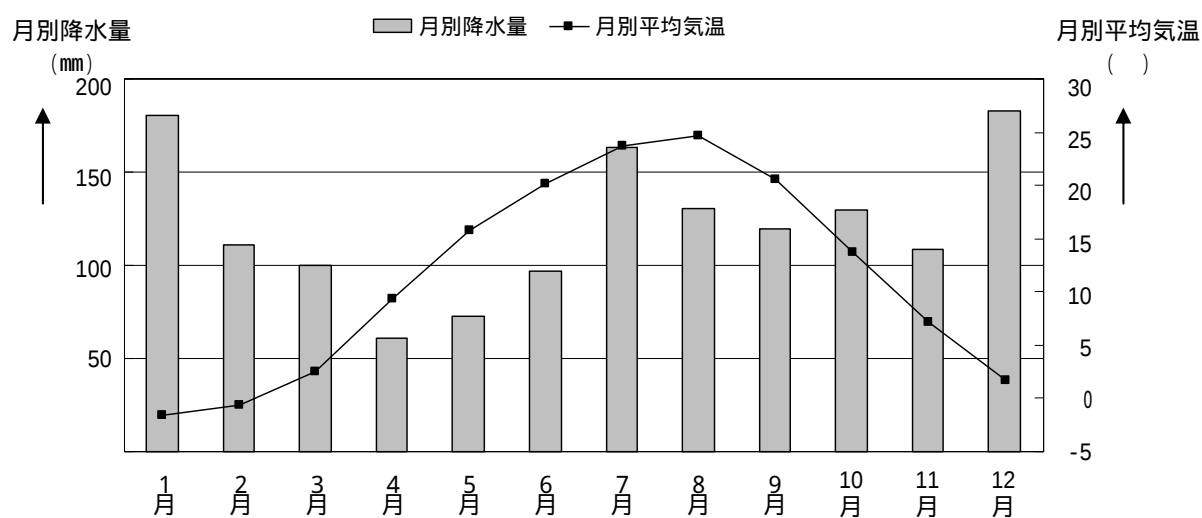
1...長野地方気象台飯山地域気象観測所数値

2...羽広山観測所数値

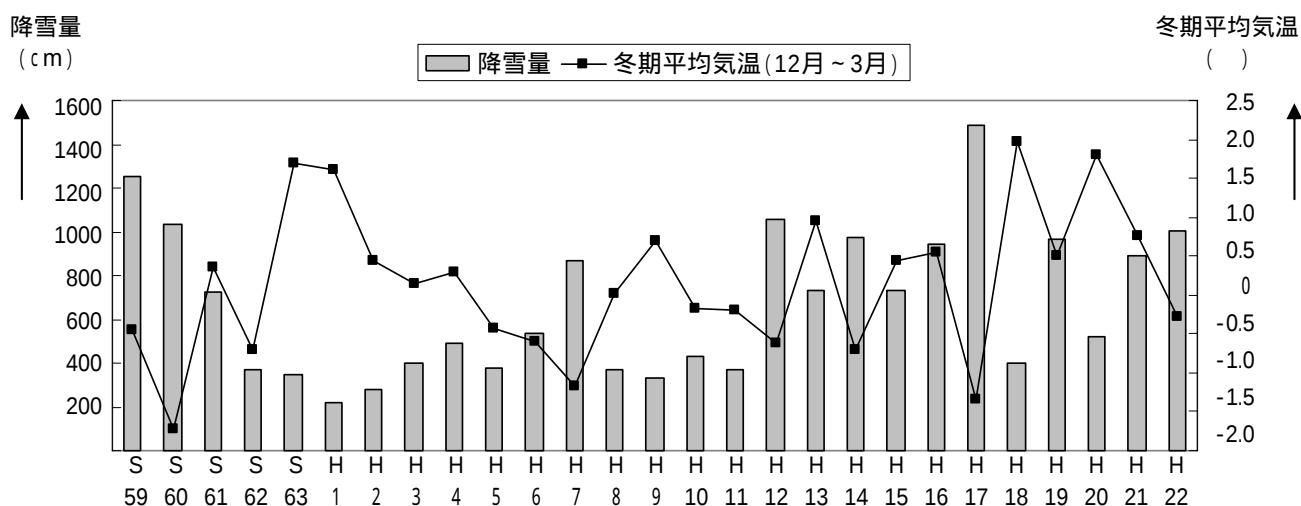
■ 年別気象概況 (平成元年～平成22年:飯山地域気象観測所)



■ 月別平均気温・降水量 (平成13年～22年まで10年間の平均値:飯山地域気象観測所)



■降雪量及び冬期平均気温（昭和59年度～平成22年度：飯山地域気象観測所）



1-2 地形 ～山脈に抱かれ、千曲川を中心とした地形～

- 本市は、長野県で最も低い千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に、東側には三国山脈、西側には関田山脈が連なる南北に細長い地形を呈しています。
- 盆地内には長峰丘陵等が横たわり、また、常盤平、木島の平、外様平と呼ばれる3つの平があります。特に常盤平及び木島の平は、千曲川の氾濫により上流から運ばれた土砂が堆積してできた平野です。
- 市域の南西部には斑尾高原、北西部には鍋倉山、東部には長野県の郷土環境保全地域（※）に指定されている小菅山があり、多くの自然資源に恵まれた立地条件を備えています。平成17年には、斑尾山を起点に関田山脈の峠を尾根沿いに結ぶトレッキングルート「信越トレイル」が開通。また、平成18年4月には小菅山、鍋倉山の森を活用した「森林セラピー基地いいやま」がオープンし、森林の効果で人々を癒しています。

郷土環境保全地域…優れた自然を県民の貴重な資産として後代に伝えとともに、県民の良好な生活環境の保全を図ることを目的に長野県が指定する地域。



信越トレイル

1-3 河川・湖沼等 ～雪解け水が作り出す河川・湖沼～

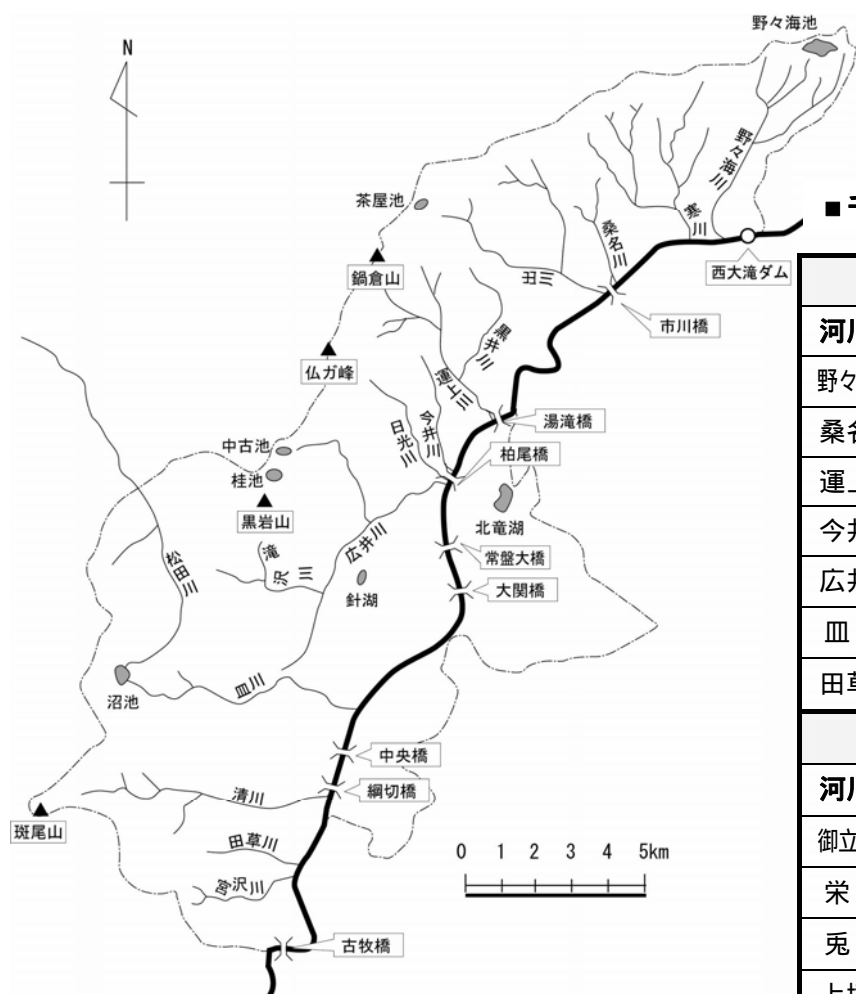
（1）河川

- 市内を縦断する形で、飯山盆地のほぼ中央を南南西から北北東へ千曲川が流れています。千曲川はその源を甲武信岳に発し、長野市で犀川と合流し、本市を流下して新潟県で信濃川と名を改めて日本海へ注いでいます。
- 千曲川は、過去何回となく洪水を起こしており、その流路を大きく変えてきました。現在、市内を流れる距離は23.8kmとなっています。

- 千曲川を挟んで西側には関田山系、東側には三国山系が連なっており、これらの山地から流れ出て千曲川に流入する中小河川が数多くあります。また、湧水や地下水も豊富で、これらの河川水や地下水は農業用水、上水道水として利用されています。
- 以前は千曲川の水を上水道水源として利用していましたが、市内各地で水源開発が進められた結果、平成14年からは市内全域で地下水又は湧水を水源とすることができ、千曲川からの上水道水源としての取水はしていません。
- 千曲川は、本市の景観形成における軸となる存在であることから、良好な河川環境の保全を図ることによって、飯山市らしさを備えた郷土景観や風土の保全・創出に努めていく必要があります。

(2) 湖沼

- 本市には、大小数多くの湖沼がありますが、代表的なものは沼池(斑尾)、桂池、中古池(いずれも黒岩山)、茶屋池(鍋倉)、針湖(長峰丘陵)、北竜湖(瑞穂小菅)です。
- 本市の湖沼の特徴は、雪解け水を溜め、水田の灌漑用水を供給する機能を果たしている点です。また、標高の高い場所にある湖沼は雪解けが遅くなるため、夏の期間が短く水が暖まりにくく、水深の浅い湖沼は灌漑用水として排水されるため、湖水の大部分が雪解け水や湧水と入れ替わり、水が汚れにくい等の特徴があります。



■千曲川水系 市内河川の状況

一級河川(長野県管理)			
河川名	河川延長	河川名	河川延長
野々海川	2,834m	寒 川	1,700m
桑名川	2,000m	出 川	7,303m
運上川	3,520m	黒井川	3,597m
今井川	3,400m	日光川	2,250m
広井川	2,250m	滝沢川	2,100m
皿 川	3,815m	清 川	4,480m
田草川	2,600m	宮沢川	1,700m
準用河川(飯山市管理)			
河川名	河川延長	河川名	河川延長
御立野川	3,000m	江 川	1,700m
栄 川	900m	笹 川	1,700m
兎 川	1,700m	大 川	2,700m
上境川	800m	南 川	1,200m

■ 関川水系 市内河川の状況

一級河川(長野県管理)			
河川名	河川延長	河川名	河川延長
長沢川 (松田川)	7,348m	沼 池	500m
準用河川 (飯山市管理)			
河川名	河川延長		
滝の脇川	1,600m		

■ 主な湖沼の状況

湖沼名	湖面面積	湖岸延長	最大深度
沼 池	159,000 m ²	2,100m	3.5m
桂 池	33,000 m ²	860m	8.5m
中古池	3,500 m ²	470m	4.0m
茶屋池	32,000 m ²	1,000m	8.0m
針 湖	33,000 m ²	770m	3.5m
北竜湖	188,000 m ²	2,000m	5.5m

(3) 地下水

- 飯山盆地は周囲を山で囲まれ、その山地を水源とする多くの河川が流下しているため扇状地となっていることから、地下水に恵まれた地域となっています。本地域には100本近い井戸が分布しており、1日の揚水量は10万m³と推定されています。
- 地域がら、地下水の90%以上は、道路等の消雪用に利用にされていますが、消雪用水の利用は冬期間(12月頃～3月頃)に限られています。消雪用水のほかは、水道用水、工業用水等に利用されています。
- 市街地を中心に、冬期間、消雪用としての地下水の汲み上げが集中すると、地下水位の低下や地盤沈下を招くおそれがあるため、計画的な地下水の使用が行われるよう、監視をしていく必要があります。

1-4 生物 ～希少なチョウ『オオルリシジミ』発見！～

(1) 植生・植物

- 本市は、千曲川沿いに水田、畑、果樹園が広がり、その西側方面には山並みの緑地が連続しています。この山並みの緑地は、ほとんどが二次林(薪炭利用や耕作などの土地利用の放棄後に二次的に成立した森林)と植林によって構成されており、北西部の市境に沿った尾根部には自然植生の分布がみられます。
- 二次林の多くはコナラやミズナラで構成され、一部にブナやアカマツの林も見られます。これらの二次林に混じって、スギやカラマツの植林が分布しています。
- 市の北西部の尾根筋に分布する自然植生はブナ林であり、このあたりの地域に本来的に分布する自然の森林といえます。このブナは昭和49年8月に市の木として指定されています。
- 一方、市域を縦断して流れる千曲川の河原には、ヨシ群落やヤナギ低木群落といった氾濫原(河川の近くにあって洪水時に浸水を受ける低地)を特徴づける植生が見られます。
- 本市の山地には、雪国を特徴づける植物として、早春、残雪の間に美しい真紅の花を咲かせるユキツバキが自生し、昭和49年8月に市の花として指定されています。

○平成 16 年 8 月にミズナラやコナラなどの木が枯れる被害（ナラ枯れ）が飯山市において初めて確認されました。以来、まるで季節はずれの紅葉のようにこれらの木が真っ赤になって枯れる被害が毎年見られます（平成 22 年現在）。これは、カシノナガキクイムシが伝搬する病原菌（カビの一種）による伝染病であることがわかっています。抜本的な対策は難しい状況ですが、市では長野県などとも連携し、被害拡大防止に向けた防除の取り組みを行っています。一方、同様の被害は江戸時代からあったとする古文書が飯山市内で見つかり、ナラ類を薪炭に活かすことで被害拡大を防いだという当時の記述があったことから、今後の対策方法の検討に活用することも考えられます。

（2）動物

○市内の森林では、ブナ堅果の不作年にツキノワグマの人里への出没が多発する傾向が見られ、平成 16 年ごろからは顕著に、その目撃数が増加しています。住宅地にも度々出没し、農産物等の食害や人的被害も報告されています。市では長野県の「特定鳥獣保護管理計画」に従い、年間捕獲数を定め駆除を行っています。里山の整備がされていないことも出没が増える原因の 1 つとして考えられています。イノシシ・シカ・ハクビシン等、他の鳥獣も含め、人間と動物がうまく共存できる環境づくりが求められています。



クマによるトウモロコシの被害

（3）昆虫

○近年、市内のスキー場跡地において、環境省レッドデータの絶滅危惧種Ⅰ類に分類されているオオルリシジミが生息していることが確認されており、ナベクラザゼンソウなどの希少性の高い植物等も視野に入れて、新たな天然記念物指定の検討が必要となっています。希少な野生動植物が生息する環境はそれ自体が貴重であることから、オオルリシジミの生息地や鍋倉山のブナ林を環境保全地域に指定するなどして、絶滅に瀕した動植物や貴重な植物相を保護していくことの重要性が指摘されています。



市内で生息が確認された絶滅危惧種のチョウ
「オオルリシジミ」

○飯山市では国からの補助を活用し、平成 23 年度～24 年度にヒメギフチョウやオオルリシジミの生息地保全活動や、生物多様性保全に関する啓発冊子の作成などの生物多様性保全のための活動を行っています。

(4) 外来生物

○近年、外国から入ってきた動物や植物が増殖し、在来生物の生存が脅かされる問題が発生しています。外来生物法では、海外起源の外来種であって生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「特定外来生物」を指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いの規制や、特定外来生物の防除等を行うこととしています。また、特定外来生物には指定されていないものの、在来生物を脅かす生物も見られます。

■市内に生育・生息する希少生物（一例）

生物名称	特 徴
ナベクラザゼンソウ (長野県絶滅危惧種)	鍋倉山で発見され、平成 14 年に新種として発表されたザゼンソウ属の植物。花を包む仏炎苞（ぶつえんほう）が大きいザゼンソウに対し、ナベクラザゼンソウは仏炎苞が小さいなどの特徴がある。
トガクシソウ (環境省準絶滅危惧)	本州中北部の多雪地に生育しているが、近年、個体数の減少が心配されている植物。30cm 位の茎の上部の枝分かれした先に薄紫の花をつける。
ギフチョウ (環境省絶滅危惧 類) ヒメギフチョウ (環境省準絶滅危惧)	4 月～5 月頃の早春に成虫が現れるチョウ。前翅の大きさはギフチョウが約 31mm、ヒメギフチョウが約 29mm と、ヒメギフチョウの方がやや小さい。両種の混棲地である黒岩山は、国の天然記念物に指定されている。
オオルリシジミ (環境省絶滅危惧 類)	6 月頃に成虫が現れるチョウ。全国的に著しく減少しており絶滅した産地が多い中、近年、飯山市内において、野生個体群の生息が確認された。

■市内に生育・生息する外来生物（一例）

植 物		
生物名称	特徴	生育場所
アレチウリ (ヨーロッパ原産、特定外来生物)	ウリ科の一年生草本。生育速度が非常に速いつる性植物で在来植物を覆い枯らしてしまうこともある。	千曲川河川敷、長峰、耕作放棄地
オオキンケイギク (北アメリカ原産、特定外来生物)	キク科の多年草。高さ 0.3～0.7m 程度で、6～7 月頃にかけて、橙黄色の鮮やかな花を咲かせる。	千曲川河川敷 道路法面
フランスギク (ヨーロッパ原産)	キク科の多年草。高さは 0.3～0.7m 程度で、6～8 月頃にかけてマーガレットそっくりの花を咲かせる。	道路法面 耕作放棄地
セイトカアワダチソウ (北アメリカ原産)	キク科の多年草。高さは 1～2.5m で、先の方に花を付ける枝を多数出す。秋に濃黄色の小さな花を多く付ける。	千曲川河川敷 耕作放棄地
ワルナスビ (ヨーロッパ原産)	ナス科の多年草。高さ 30～70 センチメートル、黄褐色の鋭い刺(とげ)と星状毛がある。白色または淡紫色のナスに似た花。	耕作放棄地

その他		
生物名称	特徴	生息地
オオクチバス、コクチバス 【通称：ブラックバス】 (北アメリカ原産、特定外来生物)	スズキ目・サンフィッシュ科の淡水魚。全長30-50cmで口が大きく目の後ろまで裂けているのがオオクチバス、口が小さく目より後ろまでは裂けていないのがコクチバス。	針湖池、北竜湖、沼池、桂池、その他
ブルーギル (北アメリカ東部原産、特定外来生物)	スズキ目・サンフィッシュ科の淡水魚。全長25cmで昆虫類、植物、魚類、貝類、動物プランクトンなどを餌とする雑食性。	針湖池
ウシガエル (アメリカ東部・中部、カナダ南東部原産、特定外来生物)	カエル目・アカガエル科。大型で極めて捕食性が強く、昆虫やザリガニの他、小型の哺乳類や鳥類、爬虫類、魚類までも捕食する。	市内全域

1 - 5 自然環境保全に関わる施策 ～天然記念物をはじめとした文化財を守るために～

(1) 天然記念物の指定

- 本市には、文化財としての天然記念物が16件指定されており、そのほとんどが巨樹巨木で占められています。
- このうち、黒岩山の約75haは、ギフチョウとヒメギフチョウの混棲地として国の指定を受けていますが、近年、幼虫の餌であるコシノカンアオイ、カンアオイ、ウスバサイシン等の植物が減少したこともあって、特にヒメギフチョウはほとんどみられなくなっています。

■市内の天然記念物一覧(H23.4.1現在)

指定区分	名称	所在地区	指定年月日	摘要
国指定	黒岩山	外様	昭46.7.5	ギフチョウとヒメギフチョウの混棲地
県指定	神戸のイチョウ	瑞穂	昭37.9.27	胸高幹囲14m
	小菅神社の杉並木	瑞穂	昭40.4.30	180～200本
市指定	山田神社の大杉	太田	昭51.2.17	胸高幹囲7.42m
	小菅のイトザクラ	瑞穂	平9.1.20	胸高幹囲4.2m
	熊野神社のケヤキ	岡山	平9.1.20	胸高幹囲8.4m
	沼池のヤエガワカンバ	柳原	平9.1.20	胸高幹囲2.1m
	大久保のサルスベリ	秋津	平10.5.18	胸高幹囲1.25m
	大川のイチョウ	柳原	平10.5.18	胸高幹囲6.3m
	正行寺のイチョウ	柳原	平10.5.18	胸高幹囲6.75m
	小菅のヤマグワ	瑞穂	平10.5.18	胸高幹囲1.6m
	西大滝のエノキ	岡山	平12.3.27	胸高幹囲3.12m
	秋津小学校のイロハモミジ	秋津	平12.3.27	胸高幹囲3.6m
	三桜神社のブナ	外様	平12.3.27	胸高幹囲3.08m
	犬飼神社のカツラ	瑞穂	平15.5.30	胸高幹囲3.5m
	瀬木のイチイ	太田	平15.5.30	胸高幹囲3.1m

(2) 郷土環境保全地域

○本市の小菅山一帯（493.49ha）は、歴史的に特色のある自然環境地域として、長野県自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域の指定を受けています。

(3) 自然保護協定

○市の自然保護条例においては、ゴルフ場、別荘団地、スキー場等の開発で、一定の規模を超える行為を行う場合は、市へ届出を行うとともに、自然保護協定の締結を義務づけています。

(4) 鳥獣保護区

○本市には鳥獣保護区として現在、長峰、北竜湖、野々海の3地区が指定されており、北竜湖の湖水面は特別保護地区に指定されています。

○また、綱切橋から中央橋までの間の千曲川流域 48ha は、鉛散弾規制区域に指定されています。

(5) 文化的景観

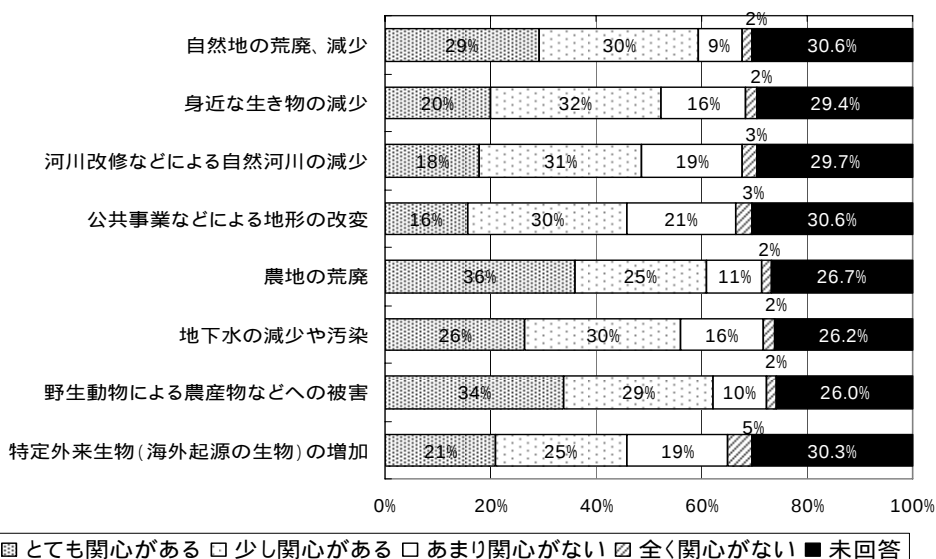
○また、文化的景観は比較的新しい概念ですが、例えば、瑞穂地区の小菅、岡山地区の柄山の集落と背後の里山の植生による魅力ある景観は、人間と自然との長期にわたる相互作用によって生み出された文化遺産であり、今後、これらについても文化財として指定等を考慮していくことが求められます。



岡山地区・柄山集落と背景の里山の景観

「自然環境」に対する市民意識（H23.2 実施 市民アンケートより）

環境にかかる市民アンケート調査（H23年2月）においては、農地の荒廃、野生動物による農産物などへの被害について関心が高い結果となりました。



A colorful illustration of Earth surrounded by clouds, a bird, a tree, a flower, and a dolphin. The Earth is depicted with blue oceans and green continents. A white dolphin is jumping out of the water on the left. A green tree is on the right. A yellow flower is on the top left. A white bird is flying at the top. The entire scene is set against a light blue background with white clouds.

-
- A colorful illustration of Earth surrounded by clouds, a bird, a tree, a flower, and a dolphin. The Earth is depicted with blue oceans and green continents. A white dolphin is jumping out of the water on the left. A green tree is on the right. A yellow flower is on the top left. A white bird is flying at the top. The entire scene is set against a light blue background with white clouds.

第2節 生活環境

2-1 雪とのかかわり ～ “ 克雪 ” から “ 利雪 ” へ～

- 本市は、1年のうち約3分の1の期間が雪に覆われているため、道路交通の確保や日常生活での雪処理の軽減など、雪を克服し、冬期間も夏場と同様な快適な市民生活の維持を図ることが永年の課題となっています。
- 多量の降雪や積雪は、交通機能を麻痺させるだけでなく、産業の発展や人口動態にも影響を及ぼし、また、雪崩等の災害、屋根の雪下ろし時の事故や家屋等の損傷など、人命、財産に被害を与えます。このため、本市において雪対策は避けて通ることのできない重要な課題です。
- このため、雪に強い幹線道路や除雪体制、除雪機械、消雪パイプの整備、屋根雪対策として融雪・耐雪型の克雪住宅の普及など、様々な克雪対策を推進しています。
- また、市民と行政が協力して秩序ある道路等の除排雪を行うことを目的として昭和55年10月に「冬のくらしを明るくする条例」を制定するとともに、昭和62年には「克雪都市宣言」を行っています。
- 一方、雪は、飯山らしさとして定着しており、平成23年度にはスキー100周年を迎えました。これまでに飯山ではオリンピック選手を何人も輩出するなど、スキー発展に大きな成果を上げています。また、雪まつり、かまくら祭りなど親雪・利雪を目的としたイベントは、年々来場者数が増加しており、冬季の本市を特徴づけるものとなっています。
- 雪は地下水のかん養源であり、「おいしい水道水」の源でもあります。また、厳しい冬を生きぬくための先人の生活の知恵は、雪国ならではの文化や産業を築きあげてきました。
雪国ならではの生活の知恵、暮らし方をもう一度見つめ直し、雪と調和した都市を創造するという視点を根本に据えた雪対策が必要となっています。
- なお、道路凍結による事故防止を図るため、凍結防止剤の散布を行っていますが、散布を行う沿道の農地や、水源への影響、構造物の腐食化等の問題にも注視していく必要があります。



なべくら高原スノーシューツアー



いいやま雪まつり

2 - 2 大気環境 ～原因物質の監視により大気汚染の防止を～

(1) 大気汚染の状況

- 大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等があります。これらは、工場、事業所等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車排出ガスなどから発生し、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合があります。発生源は国内のみではなく、偏西風とともに流れてくる諸外国からの汚染物質も大きな原因と考えられています。
- 県では、一般環境大気測定局 19 局、自動車排出ガス測定局 7 局を設け、常時監視を行っています。本市周辺では中野市内(※)に一般環境大気測定局が設けられており、平成 21 年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準以内でした。
- 酸性雨については、長野県内 5 地点において 1 か月ごと降水の pH 等について調査が行われています。平成 21 年度の平均 pH は 4.4 から 6.9 の範囲となっており、県内でも酸性雨が観測されています。
- 近年、大気汚染として苦情があるのは、ごみの野焼き等に伴うものがほとんどです。中野市にある一般環境大気測定局は中野市中央の長野県中野庁舎に設置。

■「野焼きの禁止」について

野外焼却(野焼き)は、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令により禁止されている行為です。野焼きとは、適切な焼却設備を用いずに廃棄物を焼却することで、焼却炉を使った焼却も、構造基準を満たしていない焼却炉は不完全燃焼を起こしやすくダイオキシン類が発生するため使用できません。

(野焼きの例外)

- ・関係法令に基づく廃棄物処理基準に従って行う場合
- ・公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない場合や、周辺への影響が軽微な場合

(例) 農林業を営むためにやむを得ないもの、庭先でのたき火やキャンプファイアーなど



(2) ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類は、ものの燃焼等の過程で副産物として生成される有機塩素化合物であり、微量でも毒性が強い上、分解されにくく体内に蓄積されると様々な障害を起こすといわれています。
- 日本におけるダイオキシン類の発生源の約 8 割は、一般ごみの焼却が原因といわれています。このことから、平成 21 年に稼動したごみ焼却施設「エコパーク寒川」は焼却の際にほとんどダイオキシン類が発生しない設計となっているほか、定期的に有害物質の測定を行い、大気汚染が発生しないよう管理されています。
- ダイオキシン類対策特別措置法により、焼却能力 50kg/時間以上又は火床面積 0.5 m² 以上の廃棄物焼却炉は県へ届出が必要です。届出されている焼却炉は、平成 22 年度末現在、エコパーク寒川を含め市内に 4 施設あります。これらの施設では自主検査を

行い、年1回、結果を県へ報告していますが、いずれも基準を下回る結果となっています。

■エコパーク寒川から排出されるダイオキシンの測定状況

(単位: ng-TEQ/m³N)

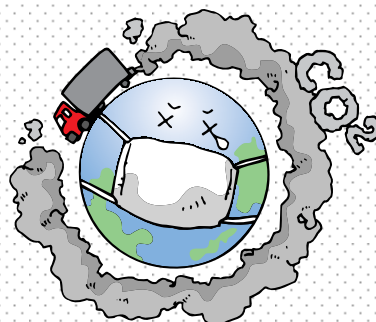
採取場所		平成 21 年度 (11 月採取)	平成 21 年度 (2 月採取)	平成 22 年度 (7 月採取)	平成 22 年度 (2 月採取)
1 号炉	煙突(排ガス中)	0.0	0.0	0.0	0.00017
2 号炉	煙突(排ガス中)	0.0	0.00009	0.0	0.00016

(排出基準値 5.0、自主規制値 0.1)

環境キーワード「地球温暖化の防止」

～地球の平均気温は100年間で0.74 上昇～

- 2007年に発表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)資料では、1906年～2005年の100年間に地球の平均気温が0.74 上昇し、確実に温暖化が起きており、その原因は人間が排出する温室効果ガスの増加による可能性が非常に高いとしています。“0.74 ”と聞くとわずかな気温差だと感じる人もいるかもしれませんが、ホッキョクグマの絶滅危機、氷河の消失、台風の巨大化など、温暖化が原因と考えられる被害は多方面に広がっています。また気象庁の資料では、日本の平均気温も1898年(明治31年)以降では100年あたりおよそ1.1 の割合で上昇しているということです。
- 地球は、二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス」と呼ばれる微量ガスの温室効果によって、現在の気温を維持してきました。しかし、産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料を継続的に燃焼し続けたことにより、大気中の二酸化炭素などが著しく増加し、その結果、温室効果によって宇宙空間に放出されるはずの熱が大気中にとどまるようになってしまい、地球の温暖化が引き起こされてきています。地球温暖化に影響のあるガスのうち、二酸化炭素が約6割を占めていると考えられていることから、二酸化炭素の排出抑制が地球温暖化防止における最大の課題とされています。
- 二酸化炭素の排出は、日常生活とも密接な関連があり、自動車運行時、電力消費時、ごみの焼却の際にも二酸化炭素が排出されています。私たちの生活の中では、自動車のアイドリングストップ、家庭で使う電気の節電、薪ストーブやペレットストーブを利用することなどで、二酸化炭素の排出を削減することができます。地球のために、できることから温室効果ガス削減に心がけたいですね。



2 - 3 水資源 ～ほとんどの河川・湖沼で水質が改善～

(1) 水道

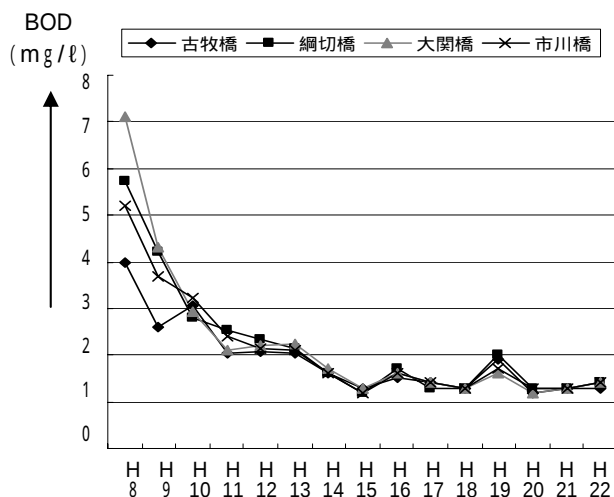
- 本市の上水道はかつて千曲川の表流水を主な水源としていましたが、平成14年に千曲川水源を脱却し、現在、上水道水源はすべて地下水及び湧水です。
- また、簡易水道は、市営が13施設、地元経営が1施設であり、その他飲料供給施設が5、地元経営水道が13施設あります。

(2) 河川の水質状況

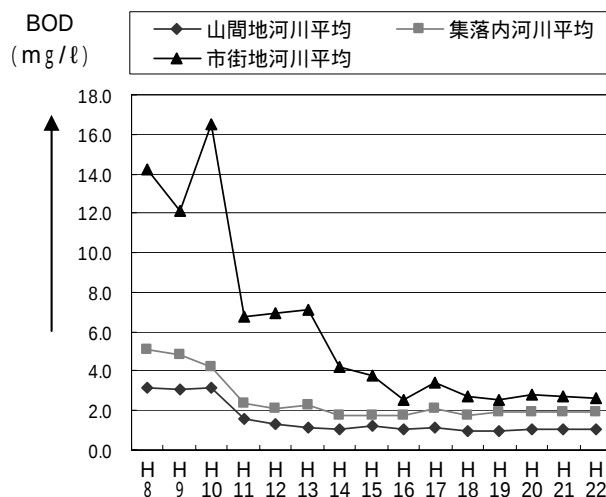
- 市では毎年、千曲川の4地点、市内中小河川の44地点、湖沼の6地点において水質調査測定を実施しています。河川や湖沼の水質汚濁防止は、水生生物の保護や、農業用水の確保にあたり、重要な問題になります。市内では生活排水の河川流入によって、一時期、市内河川の水質が悪化する傾向がみられましたが、近年の下水道普及により、これらが原因となる汚濁はほとんど見られなくなりました。しかし、農地を流れる中小河川の一部では、BOD(※)値が高くなるなど水質の汚濁が見られます。
- 本市を含む千曲川下流(上田市大屋橋から県境まで)は、環境基準のA類型に指定されておりBODの基準値が2mg/ℓ以下に定められています。千曲川の測定地点におけるBODの値は、平成2年度以降急激に上昇した後、平成10年度以降減少し、平成22年度は1.3～1.5mg/ℓでした。
- 市内を流れる中小河川等は、①市街地を流れるもの、②集落(村部)を流れるもの、③山間地を流れるものに区分されます。これらの河川等は、水量に変動があるため、流域周辺の環境によって水質に影響を受けやすい状況にあります。
- 近年千曲川の水質は、県内各観測点でBOD値が基準値の2.0mg/ℓ以下となっており水質の汚濁は見られません。しかし、千曲川の水質は流入する河川の水質に大きな影響を受けることから、市内で見られる市街地や農地を流れる中小河川等の水質汚濁は、改善していく必要があります。

BOD(生物化学的酸素要求量)…河川水など有機物による汚濁の程度を示すもので、微生物によって有機物が分解されるときに消費される酸素の量から算出される値。数値が高いほど有機物の量が多く汚れていることを示している。

■ 千曲川におけるBOD値の経年変化



■ 中小河川の分類別BOD値の変化



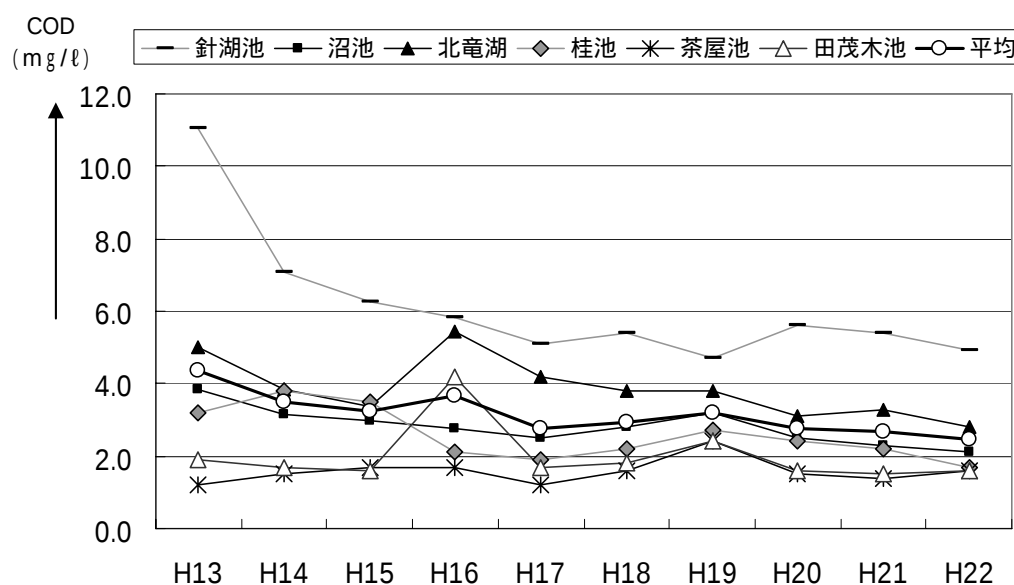
(3) 湖沼の水質状況

○市内の多くの湖沼は山間地に分布しているため、生活排水や事業所排水の影響を受けることはなく、降雨や干ばつによる希釈・濃縮などによりCOD（※）の値が変化しています。

なお、針湖については、他の湖沼と比較して特にCOD値が高く、以前から水質の汚濁が確認されていますが、これは周辺の耕作地からの肥料分が流入しているためではないかと考えられています。その他の湖沼は、比較的良好な水質を保っています。

COD（化学的酸素要求量）…有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって分解するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く汚れが大きいことを示しており、湖沼など藻類による光合成の影響を受ける場合に用いられる。

■ 湖沼のCOD値経年変化



(4) 生活排水

○市内では、公共下水道、農業集落排水施設等の整備が進められ、これらの区域以外では合併処理浄化槽の設置を促進して、水洗化や家庭雑排水対策を進めています。

○市では、平成元年度に市内全域を公共下水道、農業集落排水施設、又は合併処理浄化槽のいずれかで水洗化を図るために、「下水道整備構想エリアマップ」を策定して事業を推進し、平成22年度に見直しを行って各地区の水洗化計画を決定しています。

○市では、下水道整備構想エリアマップの浄化槽整備地区を対象に、平成3年度から小型合併処理浄化槽の設置者に対して補助金の交付を行っています。

○し尿のくみ取り量は、平成3年度をピークに年々減少しており、平成22年度のくみ取り量は2,264kℓ、浄化槽汚泥は554kℓでした。

■ 下水道整備計画(平成22年度末現在)

事業	名称等	計画面積 (ha)	計画処理人口 (人)
公共下水道	飯山処理区	5 2 7	9 8 0 0
	木島処理区	1 1 0	1 8 0 0
特定環境保全公共下水道	戸狩処理区	2 7 6	3 7 0 0
	斑尾処理区	4 8	1 0 0
農業集落排水施設	木島南部	1 4	4 0 0
	木島	2 4	8 3 0
	瑞穂	8 7	2 5 1 0
	北瑞	3 6	9 2 0
	常盤第一	4 2	1 3 2 0
	常盤第二	6 7	1 9 5 0
	温井	1 8	3 5 0
	羽広山	5	1 1 0
	照岡	5 5	9 9 0

環境キーワード「酸性雨の防止」

- 酸性雨とは、硫黄を含む化石燃料（石油や石炭）を燃焼させることにより、硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中に放出され、大気中で硫酸や硝酸などに変化した後、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象です。
- 酸性雨は、一般的にpH5.6 以下のものとされていますが、湖水はpH5.5 まで下がると魚が死滅し、森林ではpH3.0 以下の酸性雨が降り注ぐと、可視的障害や成長抑制をもたらすことが実験によってわかっています。
- 原因となる物質が放出されてから酸性雨として降ってくるまでに、国境を越えて数百から数千kmも運ばれることもあり、その動向を監視するため国際的に協力して世界各国で様々な観測・分析が行われています。アジアでは、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」の下で、酸性雨モニタリングを共通の手法で行うための取り組みが進められています。
- 私たちは、まずは問題に対する関心を持ち、酸性雨の原因となる化石燃料をなるべく使わないで済むよう心がけて生活をするのが大切です。例えば、自動車を使う機会をなるべく減らす、エアコンの使用時間を減らしたりクールビズ・ウォームビズに参加したりして節電に努める、などが考えられます。一人ひとりの取り組みは小さいかもしれませんが、100人、1000人と取り組みを広げ、大きな力にしていきたいと思います。



2 - 4 公害 ~ 公害苦情^{ゼロ}を目指して ~

(1) 騒音

- 本市は、昭和 48 年に騒音規制法に基づく地域指定を、昭和 57 年に長野県の公害の防止に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する地域指定を、昭和 61 年に騒音に関わる環境基準の類型指定を受けています。
- 騒音規制法に基づく特定事業場は市内に 18 か所あり、必要に応じて騒音測定を実施し、改善指導等を行っています。
- 交通騒音については国道 117 号線を中心に、関連する主要地方道を含め騒音測定調査を行っています。自動車交通量の増大や輸送車両が大型化していることに伴い、交通騒音及び振動に関する監視や調査を継続して行っていくことが重要となります。
- 一般生活に伴うカラオケ、ピアノ、ペットの鳴き声、ボイラなどの生活騒音に関する近隣・生活環境型の苦情も増えています。
- 北陸新幹線の整備に伴い、新たに、沿線区域の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定が平成 14 年 2 月に行われました。新幹線の開通に伴い、鉄道騒音や関連施設からの機械等による騒音も監視を行っていく必要があります。

■市内の自動車交通騒音状況

県では年に 1 回、県内各地において自動車騒音を測定し面的評価を行っています。飯山市では平成 21 年度、国道 117 号はじめ 29 区間 88km が対象となり、結果は下記のとおりとなりました。

評価区間	評価結果					
	評価種別	住居戸数	昼夜とも基準以下	昼のみ基準以下	夜のみ基準以下	昼夜とも基準超過
29 区間 (88km)	全体	1,676 戸	95.3%	0.1%	0.0%	4.6%
	近接空間(1)	819 戸	96.9%	0.0%	0.0%	3.1%
	非近接空間(2)	857 戸	93.7%	0.2%	0.0%	6.1%

- 1 近接空間 ... 2 車線以下の道路の場合は道路端から 15m の範囲、2 車線を超える道路の場合は、道路端から 20m の範囲。
- 2 非近接空間...評価区間である道路端から 50m の範囲内で、近接空間以外の範囲。

(2) 振動

- 振動については、騒音と同様に工場や自動車交通に伴って発生するものがほとんどであり、昭和 62 年に振動規制法に基づく地域指定を受けています。

(3) 悪臭

- 悪臭は感覚公害といわれ、人の感覚に直接知覚されるものであり、個人差が大きいものです。本市は昭和 50 年に悪臭防止法に基づく規制地域の指定を受けています。

(4) 特定施設等の届出状況

○本市における工場・事業所等の水質、騒音及び大気の関係法令に基づく特定施設等の届出状況は、次のとおりとなっています。（平成22年度末現在）

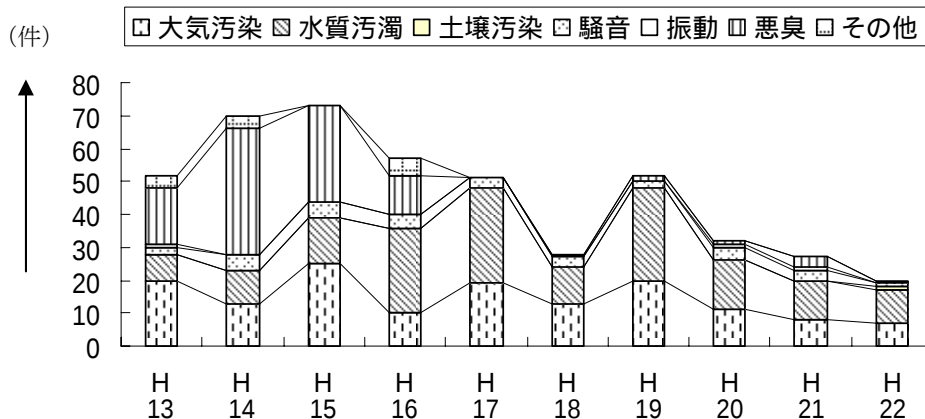
区分	施設数
水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	336
大気汚染防止法に基づく特定施設数	69
騒音規制法に基づく特定施設数	55（工場数 16）
公害防止に関する条例（長野県）に基づくもの	12

(5) 公害苦情の状況

○公害苦情は、平成12年頃、ダイオキシン類に対する住民意識の高まりを反映して、ごみの野焼き等に係る大気汚染・悪臭に対する苦情が急増しましたが、近年これらの苦情は減少傾向で、灯油等の流出事故に伴う水質汚濁による公害苦情の割合が増加傾向です。

○平成22年度における公害苦情の内訳は、水質汚濁10件、土壌汚染1件、大気汚染7件、騒音1件、悪臭1件となっています。

■ 公害苦情処理受付状況



2 - 5 廃棄物・リサイクル ～更なるごみ減量を～

(1) ごみ・資源物の処理

○市ではごみ減量とリサイクル推進のため、平成5年度から古紙及び粗大ごみ、10年度からガラスびん、11年度からペットボトル、15年度からプラスチック製容器包装を順次資源物として分別回収し、資源化を図っています。

○一方、本市のごみ処理量は、経済の成長に伴い増加傾向をたどりました。この状況を受け、平成19～20年度に「飯山市廃棄物減量等推進審議会」でごみの減量に

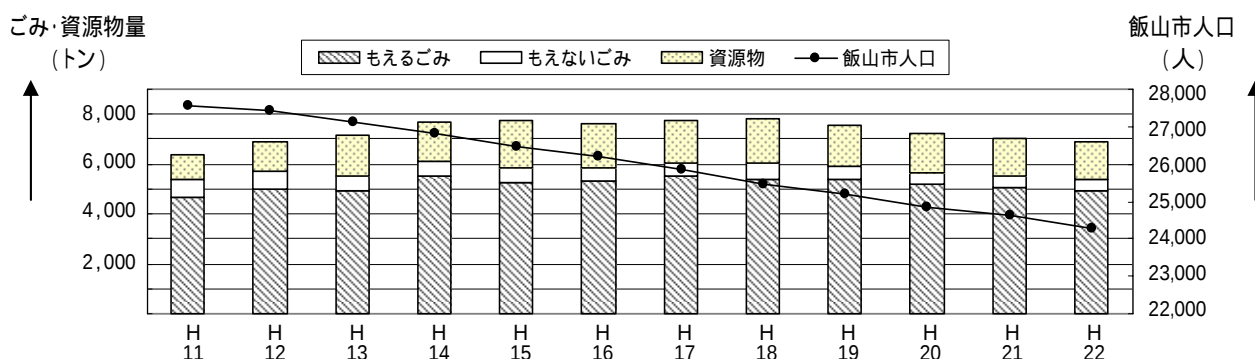
■ 飯山市で回収している資源物

資源物種類	回収頻度
プラスチック製容器包装	週1回
古紙	月1回
飲食用ガラスびん	月2回
ペットボトル	
古布類	年2回（春・秋）

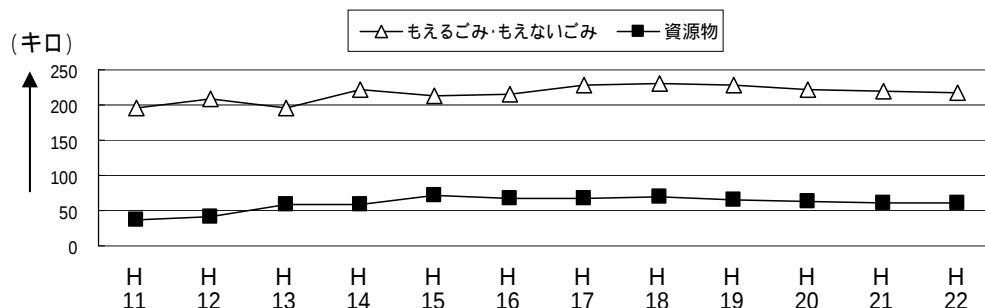
ついて検討が行われた結果、平成23年度末で「もえるごみ」を20%減量（平成18年度比）することが審議会より答申されました。その後、市民から構成されるごみ減量推進委員などと協働でごみ減量に取り組み、平成18年度以降は徐々にごみの量は減少しています。しかし平成22年度のもえるごみ処理量は4,912トンで、平成18年度と比べ9.2%の減量にとどまっています。

- また、ごみと資源物等を合わせた処理量は平成22年度で6,765トンであり、平成13年度と比べると2.6%減少していますが、人口が減少していることを考慮すると更なるごみ減量の継続が必要な状況です。

■ごみ・資源物処理量の推移



■1人当たりのごみ・資源物処理量の推移



- 本市では、分別排出の徹底、生ごみ堆肥化等による自家処理の推進、リサイクルの推進、ごみ問題に対する意識の向上等を柱としたごみ減量の推進を行っており、平成22年度のごみ等の再資源化率（ごみ・資源物総量のうち資源物の占める割合）は22.0%となっています。

- 市では、資源物回収（古紙）助成金、生ごみ処理容器購入費補助金及びごみ等集積施設整備事業補助金交付制度により、ごみの減量化・再資源化の推進を図っています。生ごみ処理器補助数は右表のとおりですが、当初は簡易型の安価な処理器も補助の対象としていましたが、19年度以降は購入価格1万円以上

■生ごみ処理器補助数の推移

年度	補助基数	年度	補助基数
H12	183	H18	95
H13	144	H19	6
H14	56	H20	9
H15	54	H21	7
H16	62	H22	12
H17	39		

の耐久性に優れた処理器のみを対象としたため、補助数が減少しています。

(2) ごみ処理施設

○市で収集したごみは、野沢温泉村及び木島平村と共同で組織する岳北広域行政組合のエコパーク寒川において処理されています。エコパーク寒川は、昭和60年から処理が行われていた岳北クリーンセンターの老朽化に伴い、平成21年4月から稼働した施設です。

○エコパーク寒川に搬入されたもえるごみ及びもえないごみは、焼却・破碎・選別等処理された後、鉄・アルミ、ペットボトルについては資源として売却、その他は一度焼却し焼却灰は野沢温泉村にある組合の最終処分場で埋立処分されています。

またプラは、収集後中間処理施設へ運搬・処理された後リサイクルされています。

○エコパーク寒川は前の施設に比べ1日当たりの処理能力が少ない設計となっているほか、最終処分場の埋め立て能力は15年程度のため、各家庭や事業所での一層のごみ減量が必要です。



エコパーク寒川

(3) 不法投棄対策

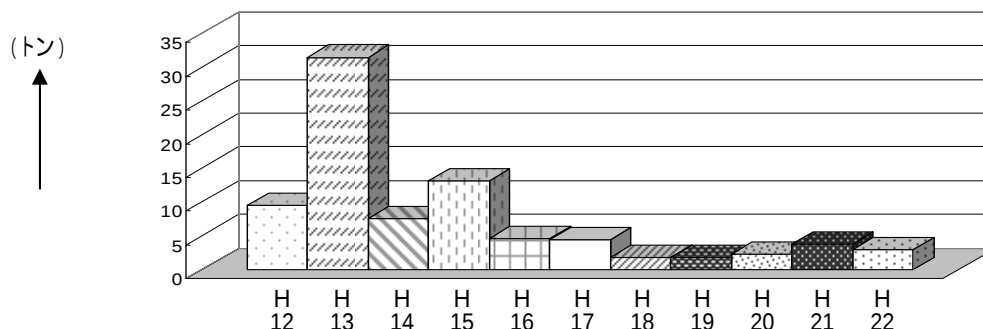
○空き缶等のポイ捨て、家庭の一般ごみ、粗大ごみなど多種多様なごみが山林、河川、空き地等へ捨てられる不法投棄が、依然市内でも見られます。不法投棄を未然に防止するため、市では環境保全推進員を配置し、道路、公園等を中心に定期的な巡回、監視、回収などを行っています。また県では、平成12年4月から不法投棄監視員連絡員を設置し、定期的にパトロールを実施しています。

○不法投棄があった場合は、投棄者の特定を行い、回収や撤去指導を行っています。投棄者が不明な場合や人通りがある道路沿いなどでは、必要に応じて地元住民、関係団体等の協力を得ながら撤去を行っています。市では不法投棄防止啓発のための看板を設置したり、各区の衛生委員と協力したりしながら防止のための対策を進めています。



警察と連携し行う、不法投棄行為者特定のための調査

■ 不法投棄回収量の推移

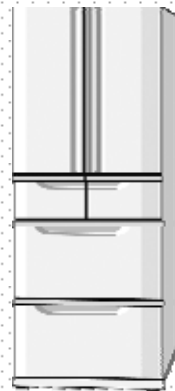
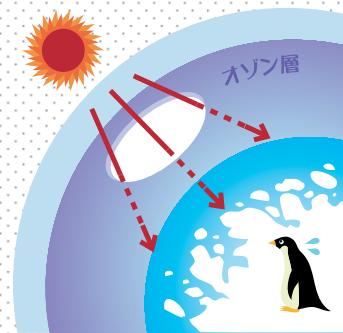


(4) フロンの回収

○1980年代から問題となっているオゾン層の減少は依然続いており、極端にオゾンの量が少ない「オゾンホール」は縮小の兆しが見られていません。オゾン層破壊の原因物質であるフロンについて、日本では、特定フロンの生産全廃や規制の対策を進めているほか、「家電リサイクル法」（平成13年施行）や自動車リサイクル法（平成17年完全施行）により、家庭や業務用の冷凍・冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどに入っているフロン類の回収・処理が進められています。

環境キーワード「オゾン層の保護」

- オゾン層とは、地球を取り巻いている成層圏下層（高度15Km～30Km）の比較的オゾンが多く含まれている層のことであり、有害な紫外線を吸収し、地球上の生命を守っています。しかし、60年ほど前に発明されたフロン（正式名称 CFC: 塩化フルオロカーボン）が広く使用されたことにより、この30年ほどの間にオゾン層が急激に破壊されてきました。このオゾン層の破壊により、有害紫外線の到達率が増加することで、皮膚がん、白内障による失明の増加、作物収穫量の減少、魚類の減少などの影響があると考えられています。オゾン層破壊物質の濃度は、1990年代以降ピークを過ぎ緩やかに減少しているものの、依然として高い状態にあり大規模な破壊が続いています。
- 日本では、このフロンを適正に処理するため、平成13年4月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が、平成17年1月には「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が施行されるなど、フロンを使用する機器をメーカーがリサイクルするシステムが構築されており、地球温暖化原因物質の排出を抑制する取り組みの強化が図られています。
- 近年に発売されている中型・大型の冷蔵庫は、フロンガスを使わない「ノンフロン」製品が主流ですが、小型のものはフロンが使われているものも見られます。購入するときは省エネ性能に加え、ノンフロン製品を選ぶようにしたいですね。

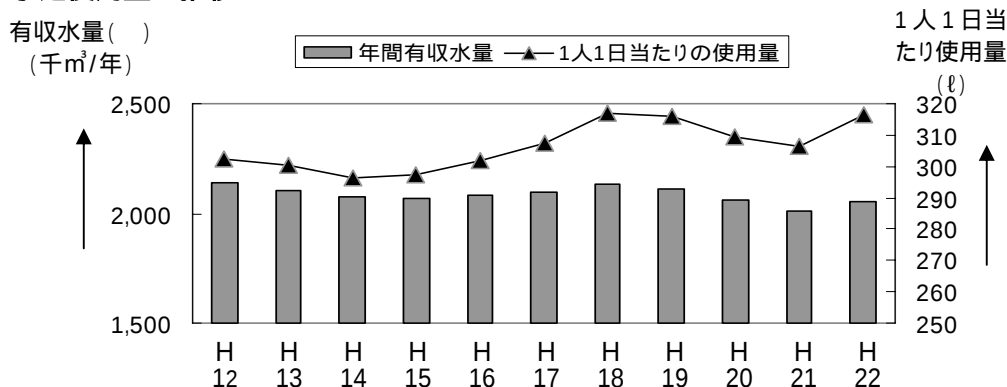


2 - 6 エネルギー使用量 ～水道・電気とも使用量は増加傾向～

(1) 水道使用量

○本市の上水道使用量の推移をみると、緩やかな減少傾向を示しています。これは、市の人口減少に伴い、給水人口も減少していることを反映したものと考えられます。また、配水量に対し市民や事業者が使用した水の割合を表す「有収率」は、平成22年度で78.5%であり、近年はほぼ横ばいで推移しています。

■水道使用量の推移



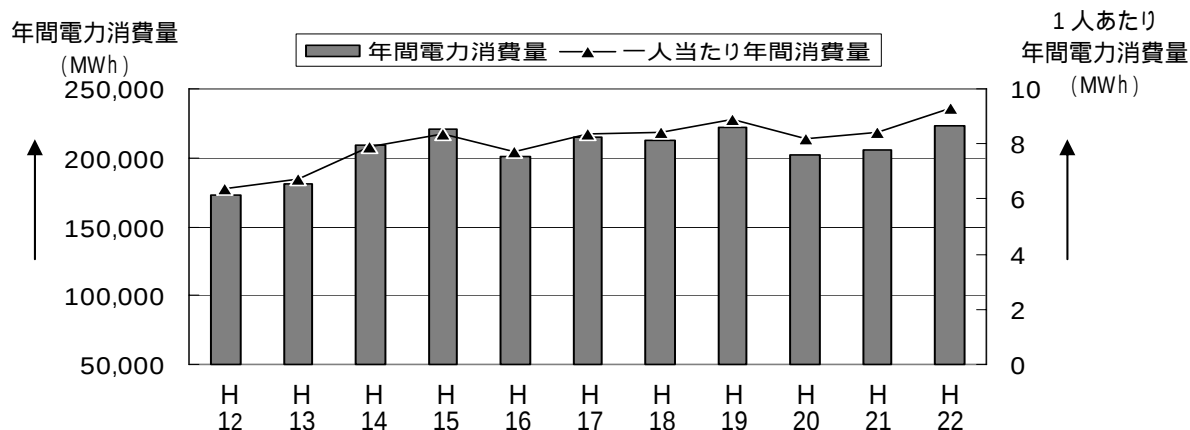
有収水量...家庭や事業所で使われている水の量

(2) 電力使用量

○家庭や事業所など市内で消費される電力量は、年により増減を繰り返していますが、平成14年度以降は年間消費量が20万MWh (※) を超える値で推移しています。また、季節変動については、夏と冬の消費量が多くなる傾向となっています。今後は新幹線開業を活かして市の活性化を図りながらも、自然エネルギーの活用や、省エネ・節電に一層取り組みを強化していく必要があります。

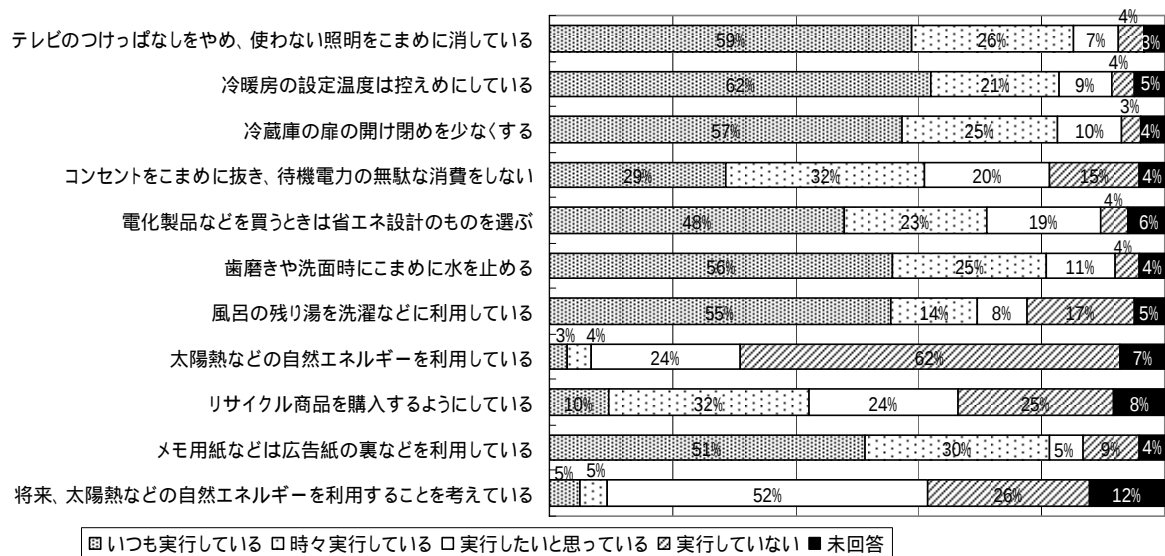
1 MWh = 1,000 kWh

■飯山市内の電力使用量推移 (中部電力飯山営業所調べ)



「省エネ・省資源」に対する市民意識（H23.2 実施 市民アンケートより）

省エネ・省資源のために実行していることとしては、家庭にある電化製品の使用について省エネを心がけるなど、身近にすぐできる取り組みについて多くの人が実行していることがわかります。



飯山市役所に設置された太陽光発電パネル
（平成 23 年 12 月から稼動）

2 - 7 放射能汚染による被害防止対策 ～日常生活での放射能被ばくを防ぐために～

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、福島県にある原子力発電所が大規模な津波に襲われ運転が停止し、放射性物質が空気中へ放出される事故が発生しました。この事故により、発電所がある福島県だけでなく、日本国内の広範囲で放射性物質が検出される事態となりました。
- 市内で平成 23 年 8 月及び 11 月に行った環境放射線量の測定では、健康に影響のない数値が測定されましたが、事態の収束には数十年かかるとも言われており、今後も継続的に計測を行っていくとともに、土壌や農産物、また保育園や学校給食を含め食品についても放射性物質の測定を行うなどして、安全対策を行っていく必要があります。
- 飯山市から直線距離で 50km 以内にある新潟県柏崎市にも原子力発電所があり、絶対に事故を発生させないように働きかけを行っていくことはもちろん、今後、万が一事故が発生した場合の対応等についても、準備をしておく必要があります。

■ 飯山市役所での放射線量の測定状況

(長野県による測定、測定値単位は $\mu\text{Sv/h}$)

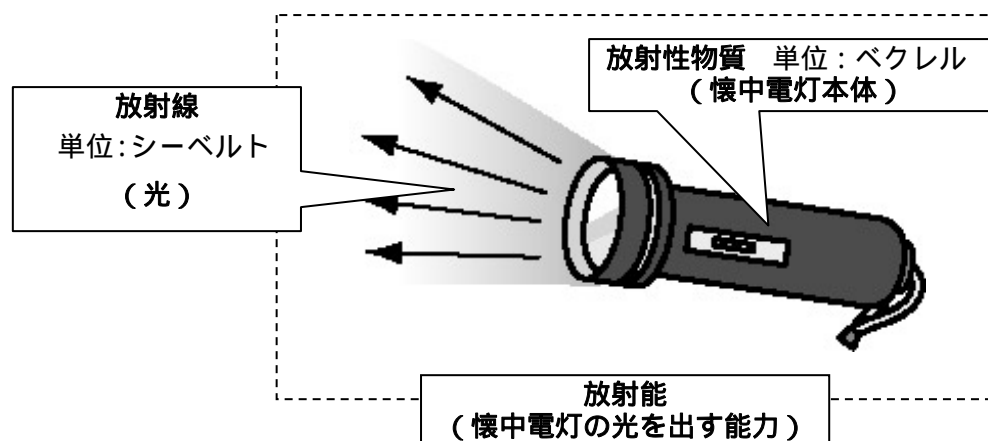
測定場所	測定日	測定値	測定場所	測定日	測定値
市役所駐車場 (高さ 1 m)	H23.7.29	0.07	市役所 屋上	H23.7.29	0.08
	H23.11.2	0.08		H23.11.2	0.08

■ 放射能、放射線、放射性物質の違いは・・・

「放射線」は原子核から出てくるエネルギーそのもので、「放射能」は放射線を出す能力のことです。懐中電灯に例えると、光が放射線、懐中電灯本体が放射性物質、懐中電灯の光を出す能力が放射能にあたります。

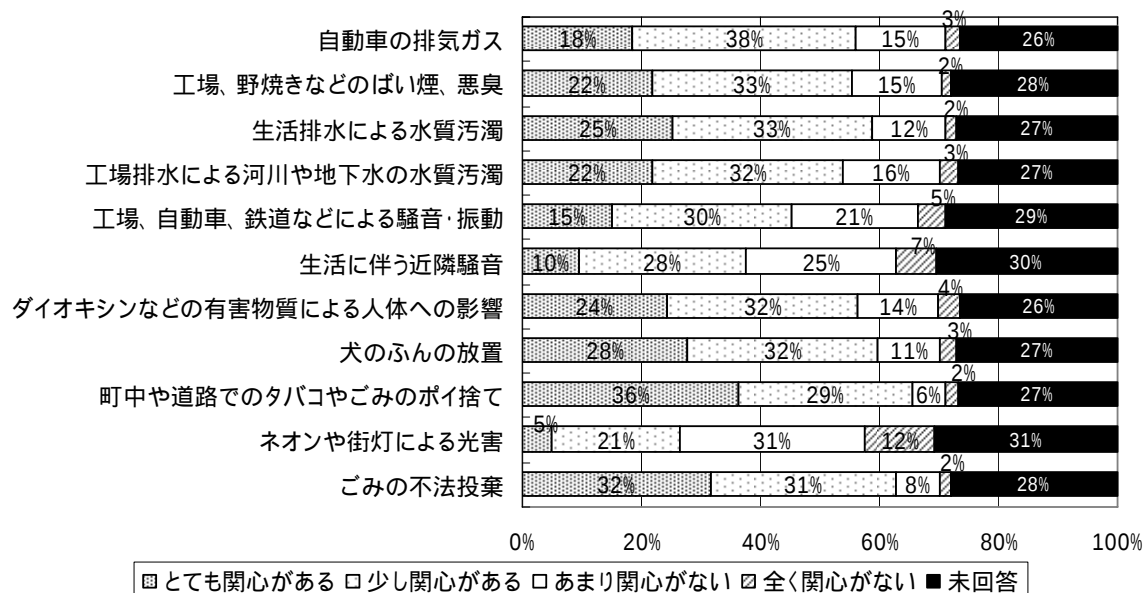
一般に「放射能漏れ」とは「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。

(消費者庁発行「食品と放射能 Q & A」より)



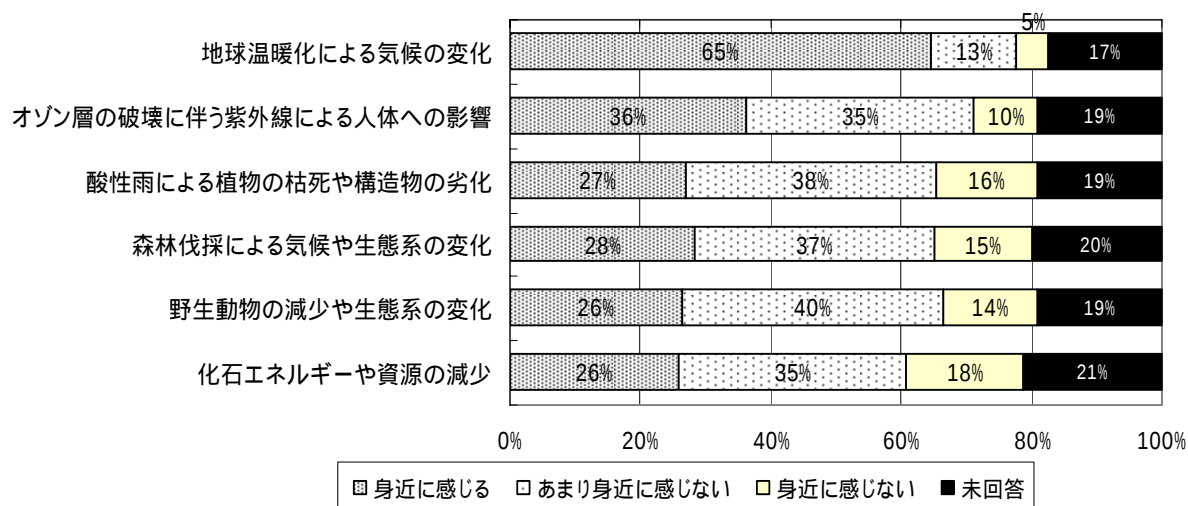
「生活環境」に対する市民意識（H23.2 実施 市民アンケートより）

この項目では生活排水による水質汚濁、犬のふんの放置、タバコやごみのポイ捨て、不法投棄などに高い関心が寄せられています。



「地球環境」に対する市民意識（H23.2 実施 市民アンケートより）

地球環境に関して身近に感じている項目としては、「地球温暖化による気候の変化」が最も高い結果となりました。



2 - 8 土地利用 ～飯山市の半分以上が森林～

○本市は東西に23.1km、南北に25.2km の広がりをもっており、市全体の面積は202.32km²となっています。

○土地利用の状況は、全体の6割近くを森林（58.8%）が占めており、それ以外は農用地（17.4%）、水面・河川・水路（4.1%）、道路（3.7%）、宅地（3%）、原野（1.4%）、その他（11.6%）となっています。（※）

（ 数値は国土利用計画第二次飯山市計画 基準年H18 ）

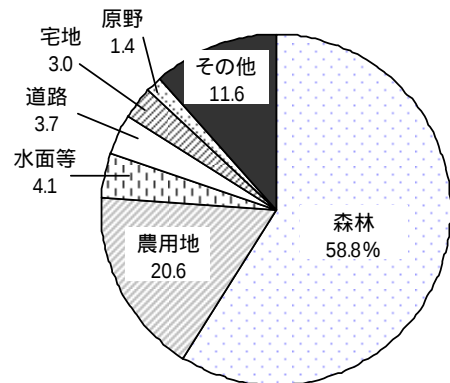
○盆地内部の平坦地部は主に稲作地として土地利用が行われており、岡山上段地区は畑地として大規模な農地開発が行われました。

○森林をはじめとする自然的土地利用面積が市全体の約82%を占めていることによって、本市の自然に恵まれた環境が形成されています。今後も自然環境との調和のとれた土地利用の推進を図っていくことが必要です。

○本市の都市計画区域は、昭和25年に旧飯山町全域を対象として1,613ha が定められ、昭和41 年に秋津、木島の一部を区域に取り込み、旧飯山町の山間部を除外し、現在の1,083ha に変更されました。現在の用途地域面積は318haであり、住居系が77%、商業系が8 %、工業系が15%となっています。また、特別用途地域として愛宕町の仏壇街7.2ha が特別工業地区に指定され、準防火地域として94haが指定されています。

○都市計画区域については、平成12 年3月に策定した「飯山市都市計画マスタープラン」に基づき、区域の見直し、適切な用途の設定により、健全な都市づくりに向けた土地利用の誘導と規制を図っていくことが課題となっています。

■ 市内の土地利用状況



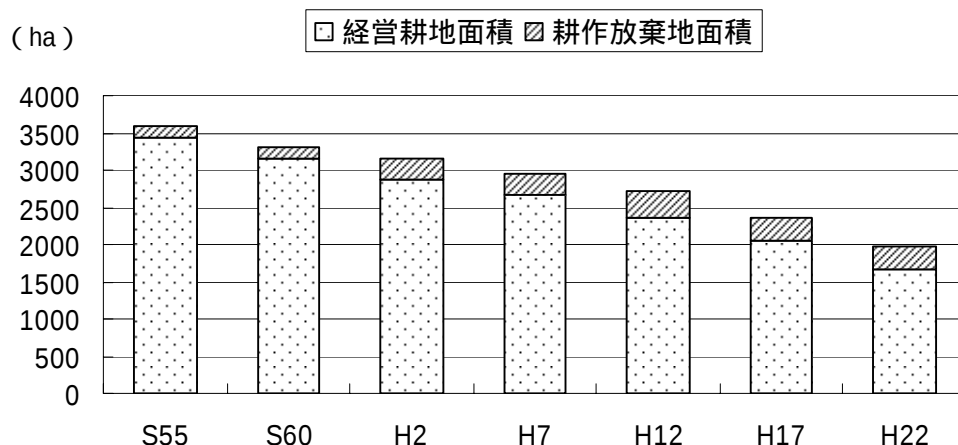
■ 都市計画用途地域の現状

区分	面積 (h a)
第一種低層住居専用地域	9 3
第一種中高層住居専用地域	1 7
住居地域	1 3 3
近隣商業地域	2 0
商業地域	1 0
準工業地域	2 7
工業専用地域	1 8
計	3 1 8

○市内の経営耕地面積は年々減少傾向にあり、農地区分としては水田がおおよそ6割を占めています。農家の担い手不足や高齢化が進み、農家数が年々減少傾向にあり、経営

耕地面積に対する耕作放棄地面積の割合も年々増加しつつあります。
○畑ではアスパラ、ズッキーニ、キュウリ等が多く栽培されています。

■ 市内耕地面積の推移(農林業センサス)



2 - 9 道路・交通 ～すべての人にやさしい交通網整備を目指して～

- 本市の主要交通網は、幹線道路は国道117号線、292号線及び403号線が走っており、長野市と新潟県十日町方面を結ぶJR飯山線が市内を南北方向に通過しています。
- 自家用車の増加に伴い、鉄道、バス等の公共交通機関は利用者が減少している一方、高齢化の進展に伴い、交通弱者の移動手段の確保が求められています。平成24年度の新公共交通システムによる運行開始を目指し、平成23年度に調査事業を実施しました。
- 市の南部に接する旧豊田村を上信越自動車道が通過しており、豊田飯山ICが近接しています。また平成26年度末の北陸新幹線飯山駅開業に向け、駅周辺整備等を進めています。
- 市内の道路のうち、国道や県道の幹線道路はほぼ100%舗装整備されていますが、道路全体の8割以上を占める市道の舗装率は5割強と低くなっています。しかし集落内などの生活道路はほぼ100%の舗装整備となっています。

2 - 10 歴史・文化 ～地域の文化を次世代に～

- 信越県境に位置する飯山市は、豊かな自然に囲まれ、飯山盆地を北上する千曲川の恩恵を受けながら特色ある雪国文化をはぐくんできました。
- 歴史的には信州の北の玄関口として他地域との交流が見られるほか、国指定の小菅神社奥社、県指定の飯山城跡、恵端禅師旧跡をはじめとした多くの文化財が地域を語る貴重な財産として受け継がれています。
- 一方で生活環境の変化により利便性や普遍性が重視され、山間部を中心とした高齢化や地域的な繋がり希薄化など、地域文化の継承が今後の重要な課題となっています。
- 文化財の保護・活用を図るとともに、語り継がれた歴史、おまつりなどの年中行事にあらわれる民俗文化、食文化の中に多岐にわたる文化資源としての価値を積極的に見

出し、発信し、次世代につなげていく地域づくりを推進する必要があります。

■重要文化財、史跡、県宝等一覧（H23.4.現在。天然記念物は別掲。有形文化財は省略）

種 別		名 称 ()内は指定年及び所在地
国	重要文化財	白山神社本殿及び附属棟札（S 27、岡山）、健御名方富命彦神別神社末社若宮八幡神社本殿（S 27、太田）、小菅神社奥社本殿及び附属宮殿2基（S 39、瑞穂）
	重要無形民俗文化財	小菅の柱松行事（H 23、瑞穂）
	（重要美術品）	健御名方富命彦神別神社本殿及び付属鰐口（S 23、太田）
県	史跡	恵端禅師旧跡正受庵（S 35、飯山）、飯山城跡（S 40、飯山）、勘介山古墳（S 40、秋津）
	県宝	桐竹鳳凰文透彫奥社脇立（S 39、瑞穂）、板絵著色観音三十三身図（S 39、瑞穂）、木造伝聖徳太子立像（S 54、飯山）、太刀 銘天然子壽昌（H 1、飯山）、菩提院の絹本著色両界曼荼羅図（H 14、瑞穂）
	無形民俗文化財	五束の太々神楽（H 10、太田）
	（選択無形民俗文化財）	富倉の笹寿司（H 12、富倉）
市	有形民俗文化財	今井の伊勢社（S 61、太田）、万仏山観音石像及び本尊（S 61、瑞穂）秋津の祭り屋台（H 4、秋津）、五束の伊勢社（H 10、太田）
	無形民俗文化財	さつまおどり（S 48、常盤）、五束の御柱（H 13、太田）桑名川の大祭（H 15、岡山）、からすおどり（H 16、全域）
	史跡	須多峰遺跡（S 51、飯山）、藤ノ木の御旧跡 伝親鸞聖人・蓮如上人御旧跡（H 4、柳原）、有尾1号古墳（H 9、飯山）、法伝寺2号古墳（H 9、秋津）小菅大聖院跡及び奥社参道（H 15、瑞穂）
	（選択無形民俗文化財）	富倉の笹寿司（H 19、富倉）、いもなます（H 19、全域）、えご（H 19、全域）、富倉そば（H 19、富倉）



五束の御柱



飯山城跡

飯山の宝

「小菅の柱松行事」国の重要文化財に

平成23年に、「小菅の柱松行事」が国の重要無形民俗文化財に指定されました。飯山市の国指定文化財は、「白山神社本殿」、「小菅神社奥社本殿」、「健御名方富命彦神別神社末社若宮八幡神社本殿」、「黒岩山」につづき、これで5件目となります。

小菅の柱松行事は、瑞穂の小菅地区で3年に一度行われる、天下太平、五穀豊穡を祈願する行事で、集落の中心部に上・下の2本の柱松を立て、その頂部にさした尾花に早く点火し、近くにある休石に至る速さを競い合うものです。

これまでも奇祭として多くの観光客や研究者から注目されていましたが、今後、国の宝としてますます注目されていくでしょう。



2-11 景観 ～豊かな自然が織りなす美しい景観を守るために～

- 本市の風景は、絵画の題材や写真の被写体として好まれています。このような魅力ある地域の景観を保全・創出することを目的として、「全市公園化構想」、「飯山市景観形成基本計画」を策定するなど、地域景観まちづくり運動を進めています。
- 国道117号線飯山バイパス等においては、地域住民の協力を得て、フラワーロード、桜つつみ事業などによる沿道景観づくりを進めています。また、飯山市沿道景観維持に関する指導要綱により、屋外広告物の独自規制も行っています。
- 市街地を取り囲む緑豊かな山並みは、水と緑に恵まれた郷土の景観を形成している一方、千曲川や市街地を流れる中小河川の水辺環境の保全・創出を図ることによって、潤いのある景観を形成することができます。
- 本市の景観は、次のような5つの骨格となる要素によって形成されています。
 - ・領域の縁取り・・・・・・・・領域を限定する山並みや台地等
 - ・連続する軸・・・・・・・・奥行きやつながりを感じる川や道
 - ・建物などの集積・・・・・・・・市街地、集落、寺院群等
 - ・目印となる建造物や山・・・・方向性を示す山や建造物等
 - ・まとまった広がり・・・・・・・・まとまった田畑等
- また、景観資源は、次のように6つの類型に整理することができます。
 - ・まち並みの風景・・・・・・・・寺町、雁木のある通り、農村集落、住宅街
 - ・山並みや緑の風景・・・・・・・・山、緑

- ・ 歴史あるものの風景・・・・・・・・寺社、文化財、史跡、石造物
- ・ 川のある風景・・・・・・・・千曲川
- ・ 農村や農村集落の風景・・・・・・・・農地、集落
- ・ 地域の祭りやイベントの風景・・・祭り、地域行事

○本市では、住民が地域の建物の形態、色彩等の外観や緑化など良好な景観保持のルールづくりとして知事の認定を受けた景観形成住民協定を順次締結しています。

■景観形成住民協定締結地区

名称	協定年月	地区の特徴
小菅の里景観形成住民協定(瑞穂小菅区)	H7.12	小菅神社周辺景観保護
松倉区景観形成住民協定(飯山松倉区)	H8.12	住宅団地内の住環境整備
愛宕寺町まちづくり協定	H9.6	仏閣仏壇店のまちづくり・雁木整備
中央通り線景観形成住民協定(飯山北町・田町区)	H11.7	調和ある街並みづくり
瀬木景観形成住民協定(太田瀬木区)	H13.3	自然と調和した景観を守り、豊かで潤いのあるまちづくり
五荷景観形成住民協定(太田五荷区)		

○歴史資源に恵まれた地域の特徴を生かし、寺社、史跡、地域の祭り等の保全・活用を図っていく必要があります。

○平成 12 年 3 月に県は、飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、豊田村（現：中野市）及び栄村の 7 市町村にわたる高社山麓・千曲川下流域の優れた景観を保全・創出し、美しい景観づくりを進めるため、長野県景観条例に基づく景観形成地域に指定しました。重点地域は 5 つの地域に区分され、それぞれの地域の建築物・工作物の新築、改築、外観変更等や土地の形質の変更、土石類の採取、広告物の表示掲出の届出を要することが定められています。

2 - 12 公園・緑地 ～都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は25㎡～

○本市の公園・緑地は、都市公園として運動公園 1 か所、近隣公園 1 か所、街区公園が 4 か所設置されており、その他の公園等として本町ぶらり広場、城山公園ポケットパーク、戸狩河川公園、菜の花公園などが整備されています。

○都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積は約 25 ㎡であり、県平均の 9.6 ㎡を大きく上回っていますが、供用面積のほとんどが運動公園で占めており、身近な憩いの場としての街区公園の整備が必要です。

○整備された公園以外では、各地域の寺社の境内などがその役割を果たしています。

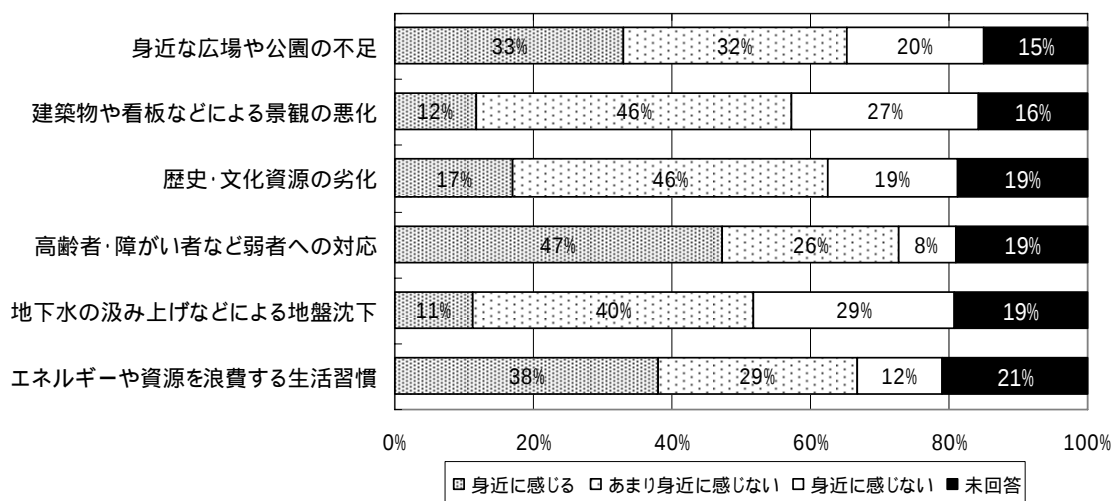
○自然を活かした公園や気軽に行ける広場など、ふれあいと憩いの場としての公園・緑地の確保が必要とされています。

■市内都市公園の状況

名 称	計画面積 (ha)	供用面積 (㎡)	都市計画上の分類
新町児童公園	0.16	1,646	街区公園
鉄砲町児童公園	0.14	919	街区公園
上町児童公園	0.12	1,200	街区公園
飯山駅前公園	0.34	3,394	街区公園
城山公園	6.49	64,923	近隣公園
飯山運動公園	20.80	202,200	運動公園
計	28.05	274,282	—

「都市環境」に対する市民意識 (H23.2 実施 市民アンケートより)

この項目では、広場や公園の不足、弱者への対応、エネルギーや資源を浪費する生活習慣などが、身近な問題として感じられています。



市教育委員会認定のふるさと案内人 「飯山市マイスター」

飯山市に関する豊富な知識とおもてなしの心で市内を案内できる「飯山市マイスター」が平成23年に誕生しました。ふるさと検定のマイスター合格者を対象に講習会を開催し、その修了者を飯山市マイスターとして初年度は10人が認定されました。

新幹線飯山駅の開業を控え、訪れる方々に飯山を案内しアピールすることのできる人材として、今後の活躍が期待されます。

第3章

市民意識と取り組みの現状

第1節 市民意識に見る環境問題

1 - 1 市民アンケート調査結果

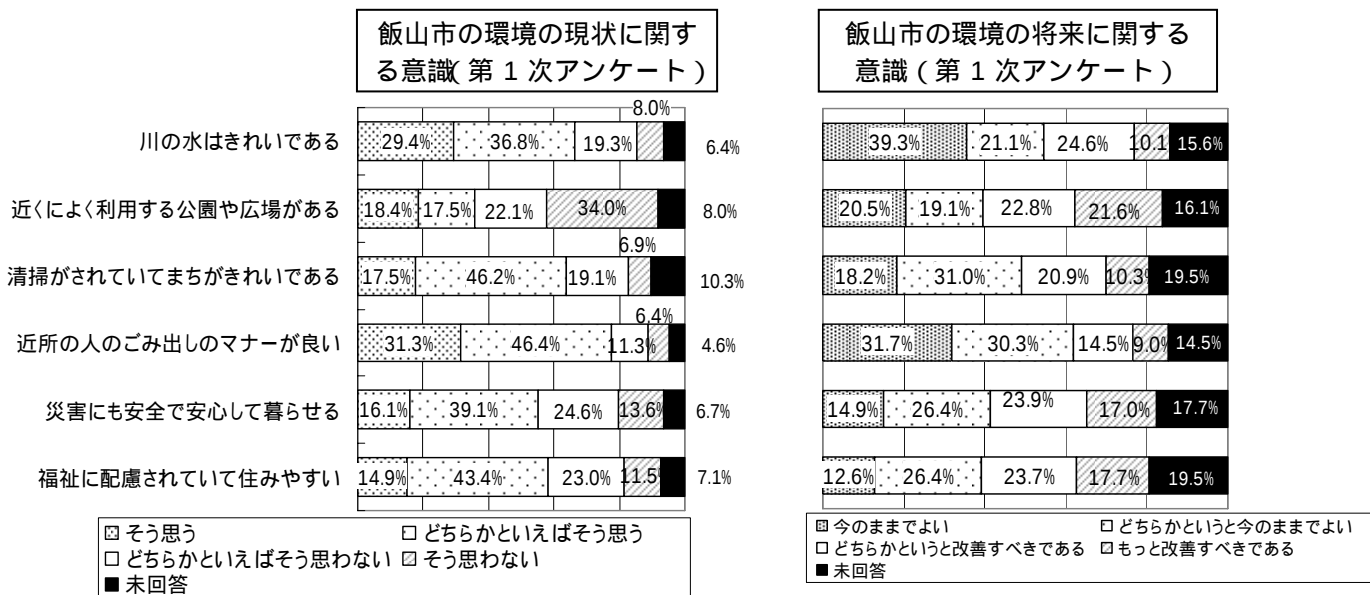
- 市民の環境への関心や、環境への取り組みの現状を把握するために、平成23年2月にアンケート調査を行いました。（第1次アンケート）
- しかし、そのすぐ後の3月、東北・関東、長野県北部などで相次いで大きな地震災害が発生し、原子力発電所の事故も発生しました。このような状況において、市民の皆さんの環境に対する意識も大きく変わることが予想されたことから、同年8月、原子力や放射能問題に関する設問の追加など、2月のアンケート内容を一部修正し、再度アンケート調査を実施しました。（第2次アンケート）
- また次代を担う若い世代の意識把握を目的に、市内の中学生を対象としたアンケート調査を同年10月に実施しました。（中学生アンケート）

アンケート調査実施状況

- 調査対象
 - ・第1次アンケート:無作為に抽出した市内にお住まいの20歳以上の市民1000人
 - ・第2次アンケート:無作為に抽出した市内にお住まいの20歳以上の市民500人
 - ・中学生アンケート:飯山市立城北中学校及び城南中学校生徒160人
- 調査方法:調査用紙の郵送
- 回収率
 - ・第1次アンケート:43.4%(回答数434人)
 - ・第2次アンケート:37.6%(回答数188人)
 - ・中学生アンケート:85.0%(回答数136人)

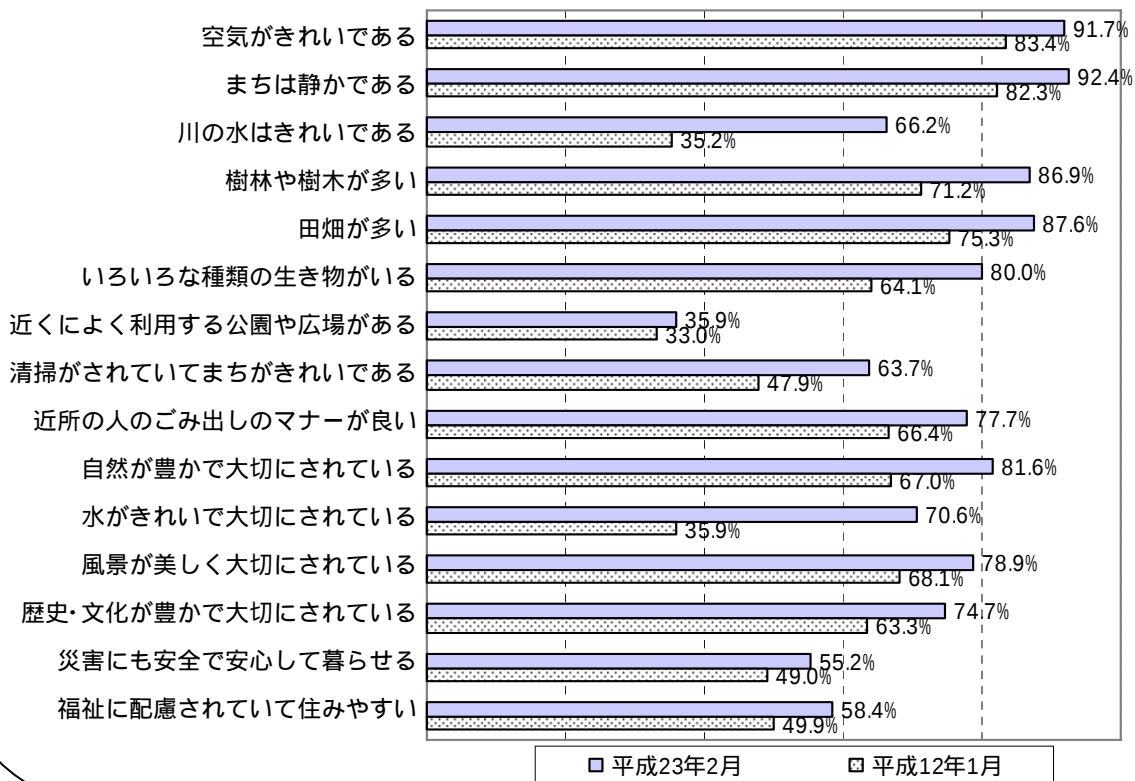
(1) 飯山市の環境の現状と、将来についてどのようにお感じになっていますか。

飯山市の環境について『現状』(左グラフ)、また『将来』(右グラフ)について、どのように感じているかの問いに対しては、全般に「良い」と感じている意見が多かった中、下記の項目では「現状に満足していない」または「将来に向けこのままでは良くない」と感じている意見が比較的多い結果となりました。



市民アンケート「飯山市の環境に関する満足度」H23とH12の比較

飯山市の環境に関する各項目について、平成12年、平成23年結果の「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答を比較すると下記の通りとなります。平成12年よりも平成23年の結果の方が、自然の豊かさに対する満足度が高い結果となりました。

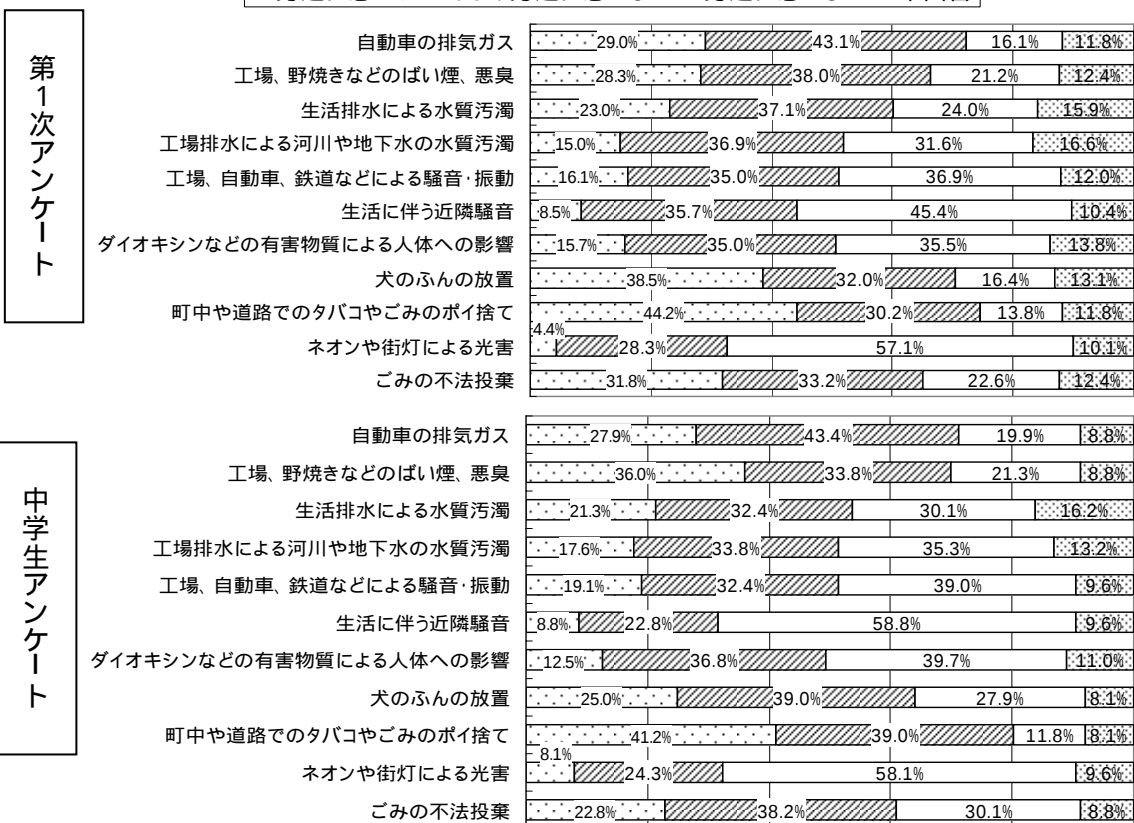


(2) 周辺の環境について

周辺の「生活環境」について身近に感じますか。

第1次と中学生アンケート結果を見ると、犬のふんの放置、たばこやごみのポイ捨てなどが特に高い割合で身近に感じている結果となりました。

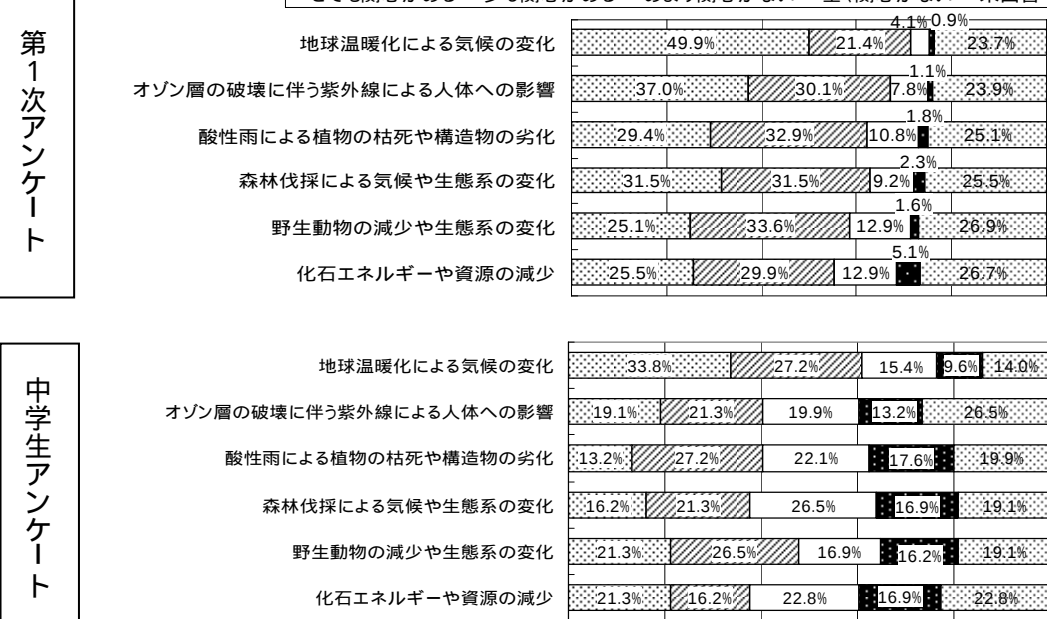
□ 身近に感じる □ あまり身近に感じない □ 身近に感じない □ 未回答



周辺の「地球環境」について関心がありますか。

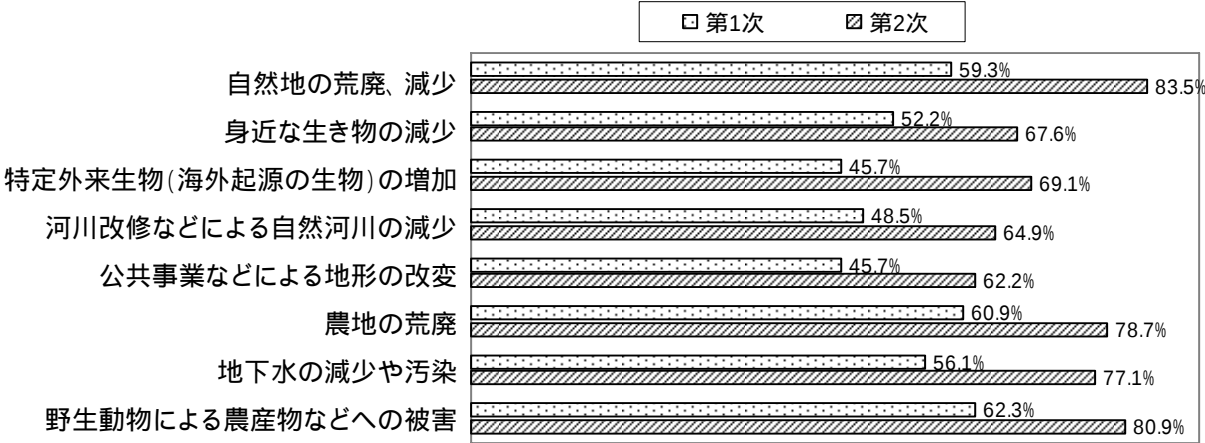
第1次と中学生アンケート結果の比較を見ると、ともに「地球温暖化による気候の変化」について身近に感じている方が多いことが分かります。ただ全体的に中学生の関心が低いので、関心を高めるための啓発なども取り組みが必要と思われます。

□ とても関心がある □ 少し関心がある □ あまり関心がない ■ 全く関心がない □ 未回答



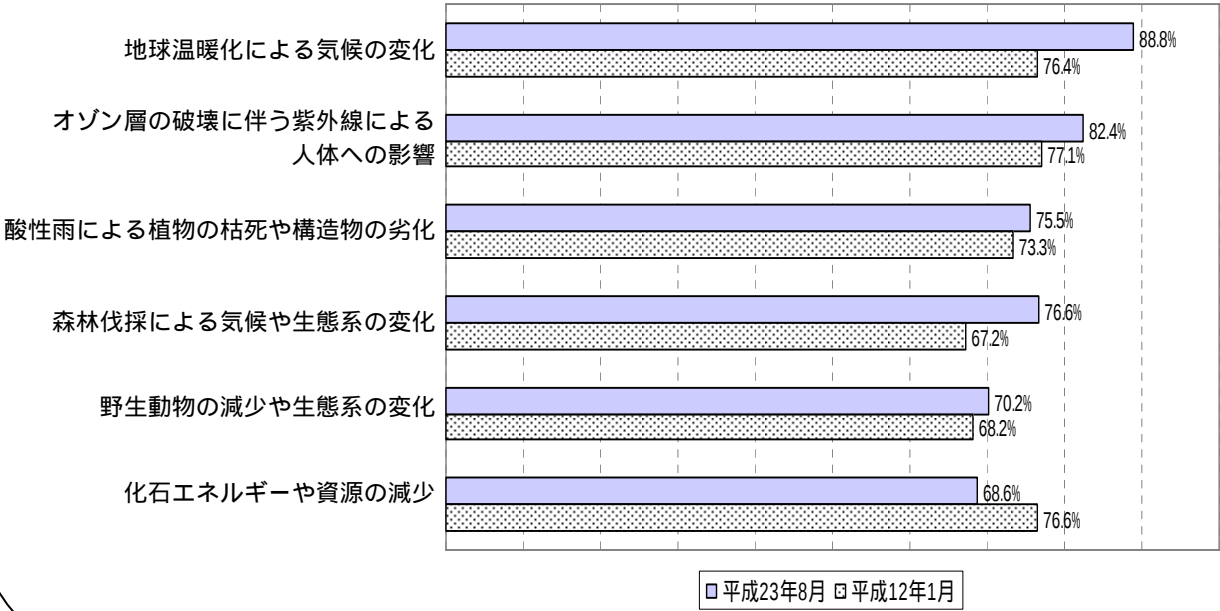
周辺の「自然環境」について関心がありますか。

下記のグラフは第1次と第2次アンケートにおいて、設問に対し「とても関心がある」「関心がある」と回答した人を合計した割合を比較したものです。震災前の第1次に比べ、震災後の第2次では関心が高まっていることが分かります。



市民アンケート「地球環境に関する関心」H23とH12の比較

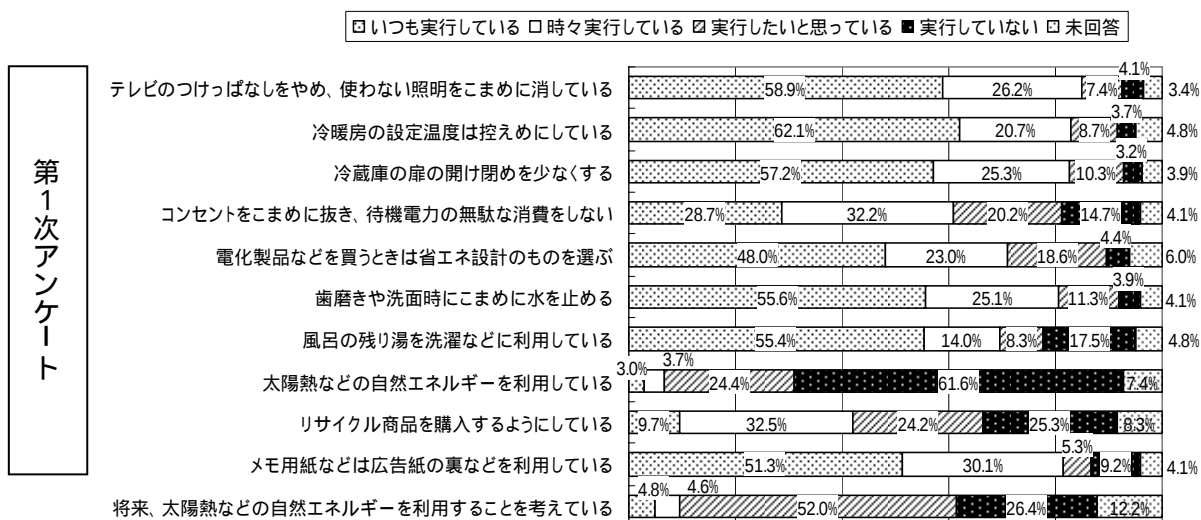
地球環境への関心に関する各項目について、平成12年、平成23年結果の「関心がある」「少し関心がある」の回答を比較すると下記の通りとなります。平成12年よりも平成23年の結果の方が、おおむね、環境に関する関心が高い結果となりました。



(3) 環境のために実行していることについて

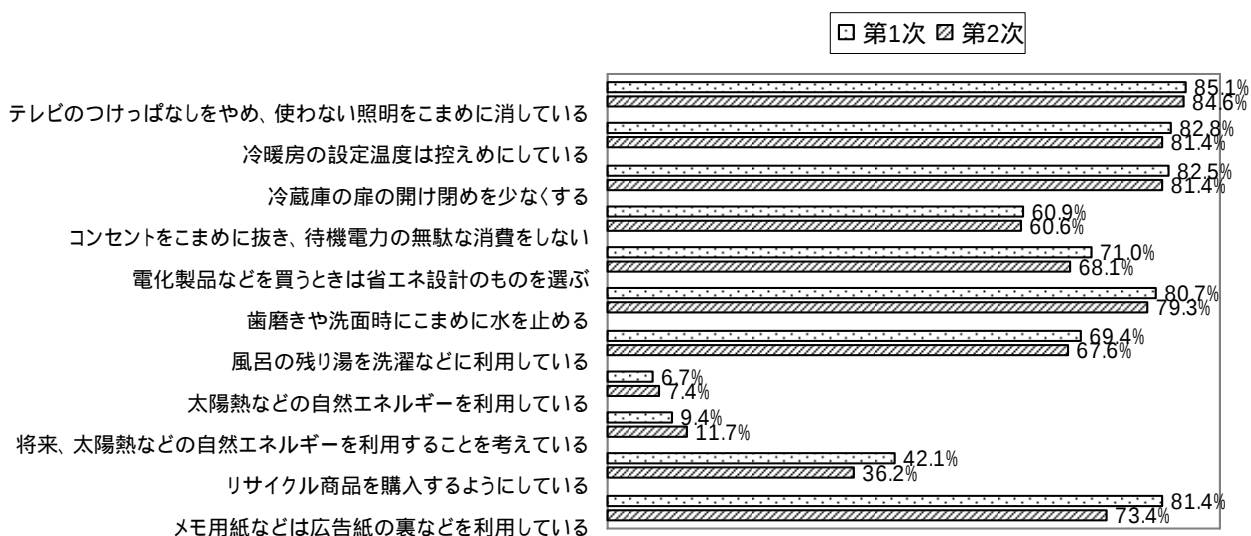
あなたは日常生活の中で環境のためにどのようなことをしていますか。

日常生活で行っている環境行動のうち「省エネルギーや省資源の促進」について実行していることの第1次結果は下記のとおりとなりました。電化製品の電力を抑える「節電」を中心に取り組みが浸透してきています。



第1次と第2次の比較

また、震災後に行った第2次アンケートの結果のうち、「いつも実行している」「時々実行している」人の割合を震災前に行った第1次の割合と比較すると、次のグラフの通りとなります。震災を機に環境への関心が高まっていたことから、環境行動も増えていることが予想されましたが、第1次から第2次にかけて有意な数値の変化は見られませんでした。



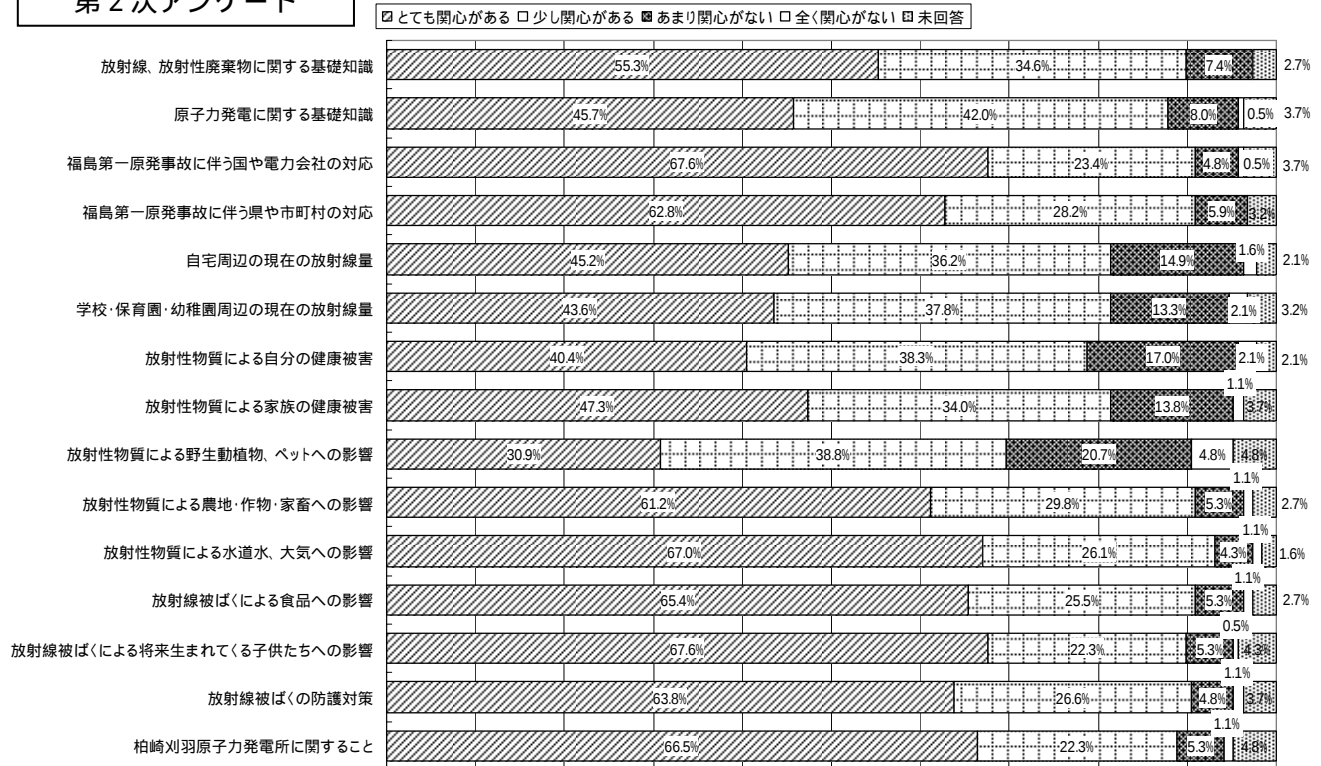
(4) 放射能問題について

震災後に行った第2次アンケートでは、原子力発電所事故による放射能問題が発生していることから、放射能についての設問を新たに追加しました。

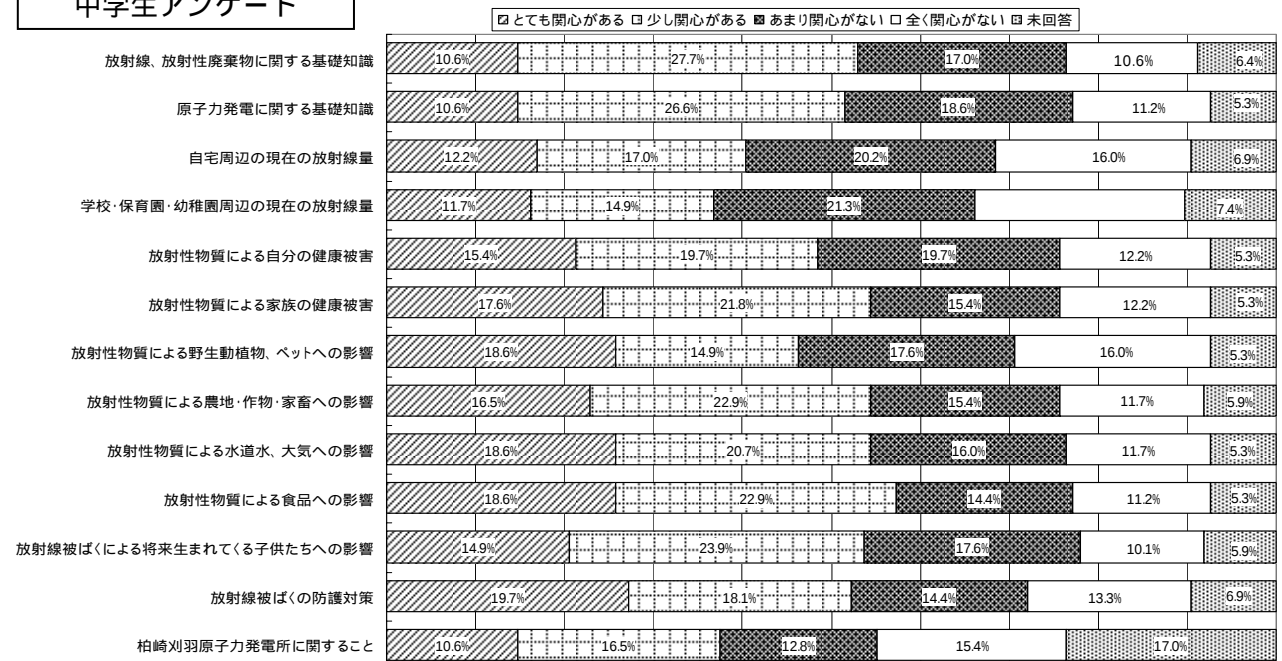
あなたが放射能問題について関心がある事は何ですか。

一般の方はどの項目についても「とても関心がある」の割合が高い結果となりましたが、中学生はまだ関心が低い結果となりました。

第2次アンケート



中学生アンケート



あなたは放射能問題に関する今後の対応について、何をすべきと思いますか。

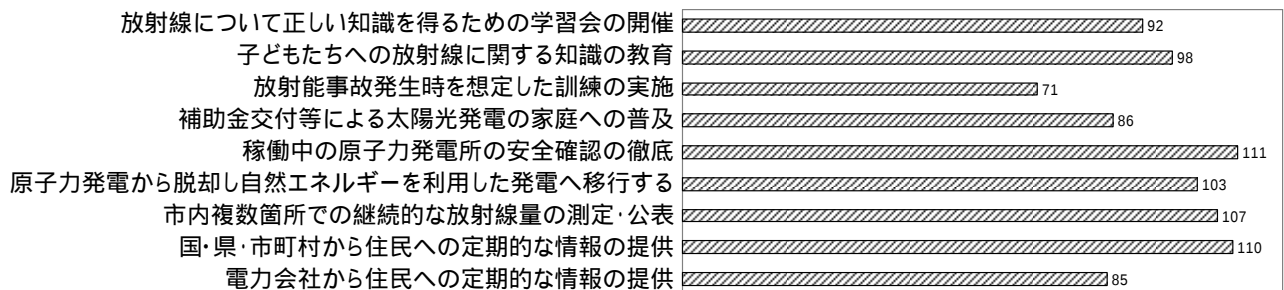
(複数回答可)

「国・県・市等の対応について」は、一般は稼働中の原子力発電所の安全確認が最も多く、その他、一般は情報の提供や放射線量の測定・公表が上位となっています。一方中学生は、太陽光発電の普及が最も多い結果となりました。

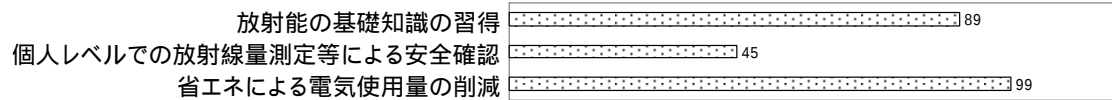
「個人の対応について」は、一般・中学生ともに「省エネによる電気使用量の削減」が最も上位となりました。

第2次アンケート

○国・県・市等の対応について

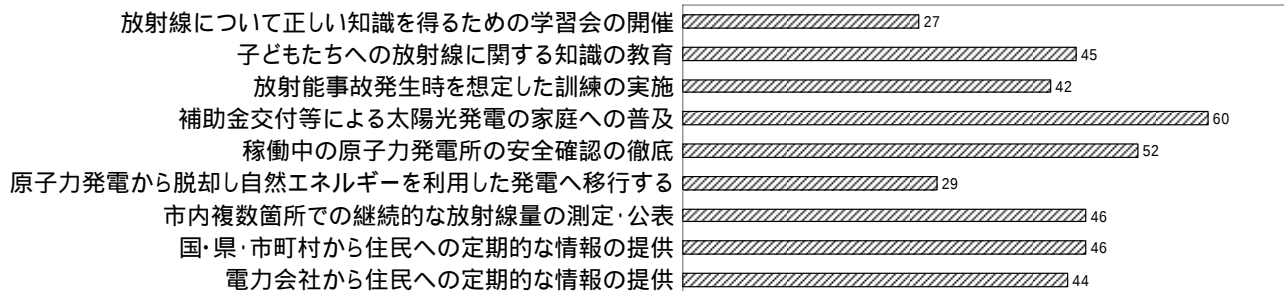


○個人の対応について



中学生アンケート

○国・県・市等の対応について



○個人の対応について



1 - 2 市民アンケート調査 自由意見

第1次アンケート

ごみ・資源について

- ・ 便利ではあるが、ゴミになる包装や、パックなど元から作らないことも大事な気がする。分別のために洗浄し水を汚している様に思う。衛生面ではよいかもしれないが、神経質にならない程度に汚さない、片付ける、きれいにする、無駄を無くすを心がけたい。
- ・ 商品の包装について、なるべく大げさなパック等を使わないようにしたり、刺身パックなど回収したりするようにしてもらいたい。またスーパー等のゴミ袋の売り上げの一部を減量対策の運動に使えるようにするのはどうか。
- ・ ゴミの分別が生活に定着してきた。
- ・ 生ゴミダンボール堆肥化等モデル地区を聞いていますが、成果あったのだろうか。推進していたことは知っているが、その成果について一般市民は知りません。
- ・ 冬場、ゴミの収集場所が遠いため、高齢者はゴミ出しが困難。地域でサポートする工夫ができればと思う。
- ・ 生ゴミは特別回収して（特に町中）堆肥化し、伐採樹木、草木などをチップ化し堆肥化して農業資源とすれば、産業がひとつ出来上がり、雇用増大、焼却費用の削減ができる。このようなプロジェクトを立ち上げる。行政担当の発想転換とリーダーシップが問われていると思う。
- ・ ペットボトル飲料や缶飲料は、子供の頃から買わないように教育する。
- ・ ゴミの有料化には反対。近所ではそれでなくても市のごみ減量化に協力しているという理由で畑に穴を掘ってごみを燃やしている家も多い。
- ・ 年2回、夏物の衣類の回収があるが、“目的”をもっと詳しく市民に説明してほしい、知らない人が大勢おりもったいない。
- ・ 酒を買うときにビンを持っていくと詰めてもらえるとうれしい。スーパーでビンの回収をしてもらいたい。
- ・ 子供と一緒に資源物の分別をすると、子供も協力してやってくれるようになった。自分たちが出来ることを少しずつでもやって、良い将来になるようにしたい。

自然環境について

- ・ 水田等の基盤整備が進み身近な水路等がコンクリートとなり、身近な水生動物が見えなくなった。どこか一定の所に復元できないか。
- ・ トレイルに力を入れているのは分かるが、山に人が団体で歩いているのはやはり自然ではない。観光には良いかもしれないが、環境には良くない。
- ・ 飯山の田舎っぽいところ（自然、空気）が大好きだからずっと残してほしい。
- ・ 里山を大事に保全し、人間と動物が共生できる環境が望ましい。
- ・ 野生動物による農作物への被害対策は理解できるが、トラバサミは違法なので取り締まりをしてほしい。野生動物のため少しは我慢も必要。
- ・ 外来種の駆除をお願いしたい。
- ・ 野生動物による被害が多くなってきているので、何か良い方法を考えて欲しい。

生活環境について

- ・ 町で誰でもが挨拶できるような温かい街づくりをしてほしい。
- ・ 近所の畑の野焼きがとても気になる。家の中まで臭くなるので何か指導してほしい。
- ・ 農業等で出るゴミ（野焼き、アスパラ等の残茎）を環境を気にしながら処理するのがつらい。家族、地域全体の協力が必要。
- ・ 飯山は車が無いと生活が不便であるが、自家用車の増加で排気ガスによる大気汚染が心配なため、公共交通を充実させてほしい。
- ・ 豪雪こそ飯山の個性なので、それをもっと環境に利用できるようなアイデアが欲しい。
- ・ 地球温暖化は個人でどれだけの事ができるのか疑問だが、地球のあちこちでゲリラ豪雨や大雪などが降っているとこれから先の天候が不安になる。
- ・ 犬の糞の放置に迷惑している。自分も犬を飼っているが、同じ愛犬家としてとても恥ずかしく、同じ様な目で見られることが不愉快で情けない。

農業について

- ・ 荒廃農地の有効活用、農業を始める人へのバックアップ、有害鳥獣対策が必要と思う。
- ・ 農業をする人が減少し、荒れた農地ばかりとなり動物が出てきて困る。
- ・ 農地の畔草の焼却や稲わらの焼却に関して最近うるさく言われているが、農作業にとって大事な事であるので、規制はしないでほしい。農家は自然環境を守っている。

景観について

- ・ 素朴な風景をもっと売りにしてスローライフを提唱する町にした方が良いと思う。
- ・ 都市化が進み新幹線の高架橋やトンネル工事も進んでいる。便利でありがたい半面、子供の頃見ていた景色がどんどん変化していくことに淋しさを感じる。
- ・ バイパスを通ると景色が美しいと思える。
- ・ 新幹線の駅として立派なビルが建つそうだが、せっかくの飯山の素朴さが消えてゆくのは残念。昔の長野駅も、現在のビルの様な駅になってつまらないものになってしまった。飯山駅はその様にならないでほしい。

その他

- ・ 地域の人々が集まる場所、たとえばお寺や神社、城を整備したり、伝統ある工芸品などの活性化に力を入れて取り組むべきと思う。
- ・ 空き家が増加しているので対策が必要ではないか。
- ・ 飯山の自然や暮らしが好き。なんでもないこの風景がずっと変わらないことを願う。
- ・ 地域によっては高齢化が進み、80歳に近い一人暮らしの方でも、年ごとに当番制で組長が回ってきて、その任務に一年間関わることになる。夏場は何とかできても、冬場の集配等々、腰痛、ヒザ痛など、老いての辛さは大変な事。このような現状の改善を区長総会やら民生委員総会等でぜひ検討していただきたい。

第2次アンケート

放射能問題について関心があること

- ・ 農作物等への汚染が心配。地元産品の風評被害を心配しながら、他地域からの産物に対し風評に流されている自分がいる。情報をしっかり入れながら対応したい。
- ・ 放射能の影響は子供が受けやすく、10年、20年先に症状が出ると聞き不安。子供を守る学校、保育園、幼稚園には出来るだけ情報開示してほしい（敷地内の放射線量や給食で扱う食品の産地等）。人的に大変かもしれないが、ボランティアを募集する等してぜひやってほしい。
- ・ 飯山は大丈夫だと思っているので、関心が薄いかもしれない。
- ・ 放射能の件は世の中ちょっと騒ぎすぎだと思う。レントゲンなど誰でも多少は放射能を浴びてもある。それよりタバコの方が害は大きいと思う。

放射能問題の対応ですべきと思うこと

- ・ 農作物の放射線量の測定・公表（飯山近隣地域）。
- ・ 小水力発電への補助等、身近なところに期待したい。飯山では冬期の太陽光は厳しい為。
- ・ 自分の住んでいるところが原発より何キロで、事故の時どう対処するのか自治体としての採るべき対策を聞かせてほしい。
- ・ 刈羽原発が福島のような場合、飯山市ではどのような対応が出来るのか。訓練や、市・地区ごとに大規模な訓練、情報交換、区長などの対応等、マニュアルだけではなく、実際に本当に問題がなく対応できるのかなどをやるべきではないかと思う。
- ・ 刈羽原発での事故発生を想定した、避難マニュアルの作成。
- ・ 健診の項目に被ばく量計測を入れてほしい。
- ・ 放射能に対しての正しい知識を習得し、日ごろから災害に対する備えをし、家族単位の訓練が必要と感じる。

震災後に意識が変わったこと

- ・ 節電はもとより、すべての物を大切に生かして使うようにしている。生活を切りつめ寄付をする努力をしている。また地震や原発、環境について本等で学習するようになった。
- ・ 防災グッズを用意したいと思う。懐中電灯はそばに置いた。以前ほどではないが、トラウマ状態がまだ残っている。
- ・ 当たり前だと思っていた事に、感謝できるようになった事。
- ・ いかに電気エネルギーに依存していたか痛感した。
- ・ 水、電気、ガスなどの貴重さを実感し、無駄な浪費は控えようという意識が変わった。
- ・ 食品の安全性について、家族のことも考えて、以前よりも買い物等には気をつけている。
- ・ 地震の大きさ、被害の大きさを出来るだけ子供たちには話している
- ・ 家族で緊急時の避難場所を再確認した。原発に関する意識が大幅に高まった。節電意識が、より高まった。

中学生アンケート

放射能問題について関心があること

- ・ 将来原子力発電が危険になりすぎて使用しなくなった場合、どのようにして発電を行っていくのか。一度震災で原発の放射線の影響を受け原発の恐ろしさを知ったのに、どうして新しい原発を建てようなどという意見が出ているのか。多くの被災者がいるこの現状で、どうして国会議員は無駄なケンカなどしているのか。
- ・ 特になし、でも将来不安。

放射能問題の対応ですべきと思うこと

- ・ 放射線量を私達に知らせてほしい。隅々の地域まで調べてほしい。
- ・ 太陽光発電施設の設置、安全確認の徹底と状況の公表。
- ・ みんなに放射能測定器をあげる。
- ・ 放射線、放射線と福島県や、その他の地域のように、大ごとにし過ぎないようにした方がいい。
- ・ 節電。自然エネルギーを使った電気を使う。
- ・ 出来るだけ家族で1つの部屋にしているようにして、無駄な電気は一切使わない。

1 - 3 事業者アンケート調査結果

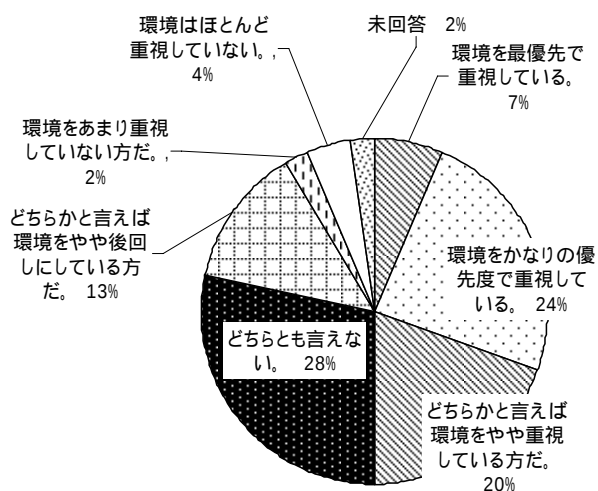
- 事業者の環境への関心や環境への取り組みの現状を把握するため、平成23年2月、市民アンケートにあわせて事業者を対象としたアンケート調査を行いました。

アンケート調査実施状況

- 調査対象:無作為に抽出した市内100の事業所
- 調査方法:調査用紙の郵送
- 回収率:46.0%(回答数46)

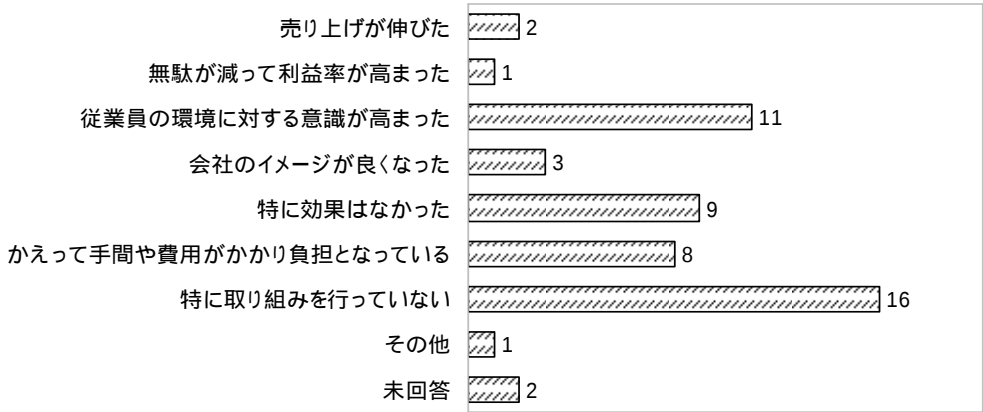
(1) 環境への重視度

事業を行う上でどの程度環境を重視しているかの質問に対し、半数以上の事業所は重視しているという結果となりました。一方、まだ環境について配慮を行っていない事業所も見られ、環境に配慮することの必要性などについて、一層の啓発が必要と考えられます。



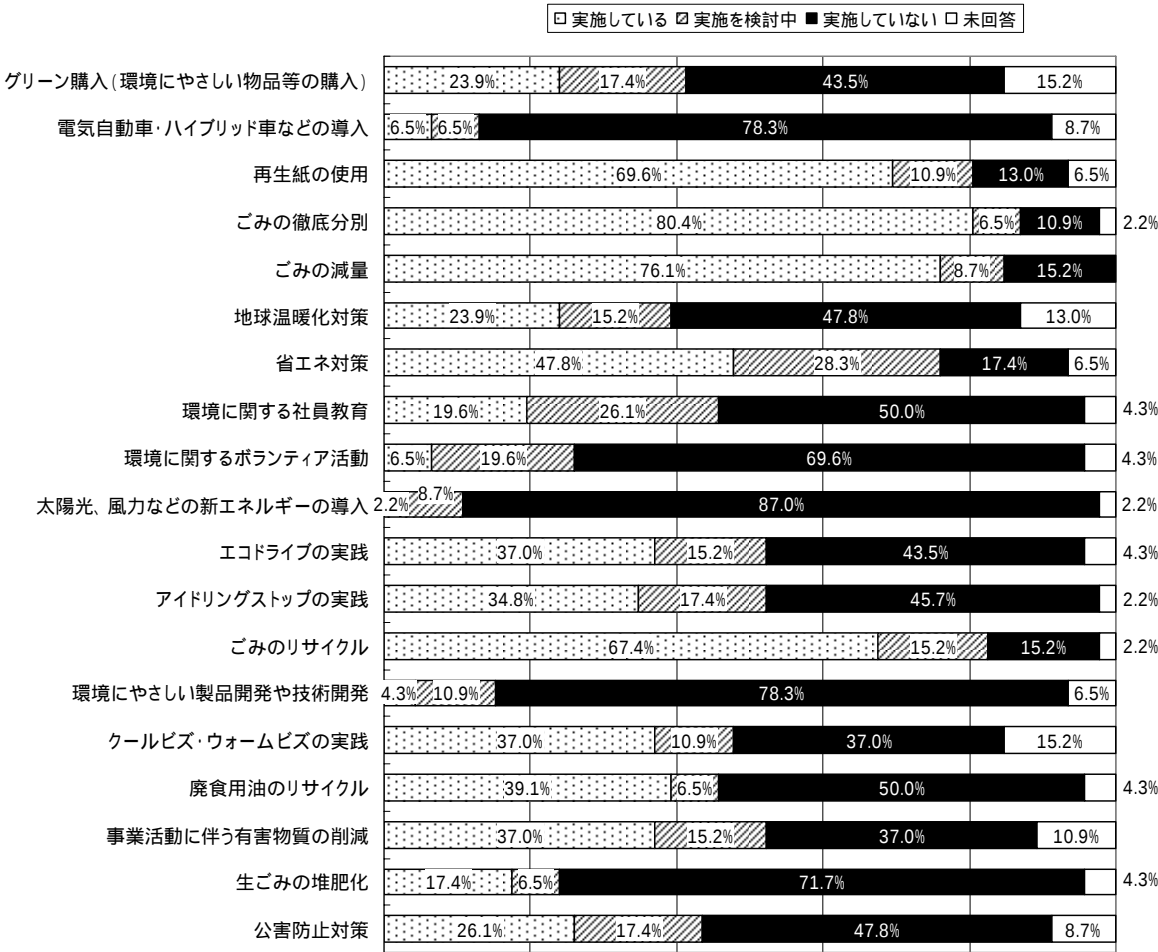
(2) 環境への取り組みを行うことで、どのような効果がありましたか。

効果が出ているという中では、従業員の意識向上が最も多くなっています。一方、手間や費用がかかり負担となっている、という意見もあり、環境への取り組みをメリットにつなぐための情報や仕組みづくりが必要と思われます。



(3) 環境に配慮している事項

日常業務の中で環境のために配慮している事項としては、ごみの分別、減量、リサイクルなどが高くなっています。一方、世界全体の課題となっている地球温暖化対策は、まだ取り組みが少ない状況となっており、啓発を行っていく必要があります。



第2節 環境保全活動・環境教育

2 - 1 環境保全活動

(1) 地域環境美化活動

- 地域の清潔な生活環境を保持するため、市内の各地域では年2～3回の区内清掃や河川清掃を実施しています。特に、市では4月の第3日曜日を「全市一斉清掃日」、7月の第3日曜日を「河川清掃日」と位置づけ、全市一斉の清掃活動を展開しています。
- 多くの事業所においても、従業員による周辺のごみ拾いなどの清掃活動や、工場団地内の側溝の泥上げ、草刈り等の環境美化活動が行われています。
- 空き缶等の散乱防止を図るためには、行政、事業者及び消費者が一体となった防止対策の取り組みが必要であることから、長野県では5月下旬に県下一斉に「環境美化運動の日一斉行動」を実施しています。本市でも県の運動に合わせ、毎年、市民・事業者の参加により、空き缶等の回収やポイ捨て防止の啓発活動を行っています。



市民、事業者、行政が参加し行われている
「ごみ0運動の日」の活動の様子

(2) 地域における環境保全事業

- 清らかで安全な河川環境の保全のため、市内には10の中小河川周辺の市民が21の河川愛護団体を結成し、毎年、草刈りや清掃活動を行っています。
- 本市では平成20年度から22年度まで「悠久のふるさとづくり支援事業」、また23年度には「輝く地域づくり支援事業」として、住民が自ら考え、自ら行う事業に対し助成を行い、地域の活性化を図っており、環境の保全や景観形成に関連する事業にも役立てられています。

■「輝く地域づくり支援事業」における環境保全等の取り組み(平成23年度分)

実施団体	概要
神戸むらづくり委員会	県指定天然記念物「神戸の大イチョウ」周辺の保全活動を実施。
団塊世代の地域デビュー 応援事業実行委員会	ガーデニングについて講習を受け、湯の入荘周辺ほか市内道路の周辺に季節の花々の植栽、管理を実施。

2 - 2 環境教育

- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現していくためには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する意欲や環境問題の解決に資する能力を育成することが重要です。

- 本市では、次世代を担う子どもたちに、自然体験や生活体験の機会を積み重ねていくことが環境教育としての重要課題として位置づけ、自然環境の保全や環境意識の啓発を進めるために「せせらぎサイエンス」、「3R（ ）推進ポスターコンクール」、「エコアイデア工作コンクール」などを通じ、環境教育を推進しています。
- 公民館においても、環境セミナー等の講座において環境に関わる講演会や、子どもたちを対象にした体験学習を行っています。
- また、地域等での出前講座においても生ごみ堆肥化やごみの減量など、環境に関わる講座の要請が多くなってきています。

3R・・・Reduce(リデュース):減量、Reuse(リユース):再使用、Recycle:(リサイクル):再資源化の3つの頭文字「R」からできたごみ減量のための考え方で、ごみの発生抑制 再使用 ごみの再資源化 の優先順位でごみの削減に努めようと呼びかけているもの。



「3Rポスターコンクール」作品



「環境セミナー」の様子

ごみ減量・廃食用油の回収等、環境を守る活動に消費者の目線で長年取り組む「飯山くらしの会」

市民の皆さん 15 人で活動する「飯山くらしの会」。

輸入食品や食品添加物などの食品問題、大気や水の汚染問題、悪質商法などによる消費者被害の問題など、身の回りのくらしにかかわる問題について、長年、広く学習や啓発活動を行ってきました。

現在は段ボールを使った生ごみ堆肥化講習や、家庭で不要となった食用油の回収、また回収した油を原料とした石けん作り講習などを通じ、消費者の目線でごみ減量や3Rのための啓発活動を行っています。

段ボールを使った堆肥づくりは、身の回りにある材料を使い行うことができ、もえるごみの約半分を占める生ごみの減量に大きな効果があります。また、廃食用油の回収により、台所から下水道や河川に流される油をなくし、それからできた石けんは、汚れが良く落ちると評判です。

くらしの会の皆さんによる講習会は飯山市の出前講座と連携して、各種イベントや地区・グループの受講も受け付けています。ぜひ一度、挑戦してみてください。

(お問い合わせ先: 市役所市民環境課生活環境係)



段ボールを使った生ごみ堆肥化の実演講習

里山を保全する取り組み

国の天然記念物「黒岩山」の保全

ギフチョウとヒメギフチョウが混生している、全国的にも数少ない貴重な地域として、国の天然記念物に指定されている黒岩山。地元の住民などを中心に組織された黒岩山保全協議会では、毎年、蝶類捕獲の禁止の看板を設置したり、林床に光が入るように森林整備を行ったりするなど、ギフチョウ、ヒメギフチョウの保護、増殖に取り組んでいます。



幻のチョウ「オオルリシジミ」が舞う環境の保全

近年、飯山市内の里山で、絶滅危惧種の蝶・オオルリシジミの生息が確認され、市の内外からボランティアが参加し「北信濃の里山を保全活用する会」が平成 23 年に発足しました。

会ではオオルリシジミの好む草原を維持するために、会員たちが灌木などを伐採して、食草・クララの生育環境を整備し、観察会を実施しています。また市教育委員会では、里山を保全活用することの大切さを多くの人に理解してもらうため、講演会やシンポジウムなどの広報活動を行っています。



第4章

望ましい環境像実現に向けて

第1節 飯山市の環境の特徴と課題

1 - 1 飯山市の環境の特徴

(1) 飯山市は、雪・四季・千曲川・菜の花畑・ブナ林といったキーワードが繰り返し使われるような自然環境がメインとなる、農村の原風景を多く残している自然豊かな環境の市です。

(2) 飯山市は日本有数の豪雪地帯で、冬期間の雪と戦いから克服・利活用し、さらには楽しむことを取り込む中で、経済活動が営まれています。東西をブナが原生する山々に囲まれ、中央の平地には南北に千曲川が雪解けの水を集め流れ、田園地帯が広がるという四季の移り変わりがはっきりとした盆地です。城下町として栄えた飯山町を中心に商工業が発展し、周辺から北部地域は農業を中心にして発展しており、それぞれの地域において、その地域の生活に最も適した地域環境を築いています。

(3) 平成23年現在、旧飯山町地域を中心とした飯山地区では、南部に平成26年開業の新幹線飯山駅周辺整備が進められ、中央部は中央橋の架け替えに伴う整備が始まり、交通の流れ・町並みといった都市環境はもちろん、飯山地区の住民だけでなく市民の生活環境が大きく変わろうとしています。

(4) 市の重点施策としてのごみの減量、分別・資源化の推進で、市民の資源循環の意識が向上し、また東日本大震災の福島第一原発事故による国全体で取り組まれる節電・省エネルギーの推進により、日常生活でエコを意識するようになり、自然エネルギー活用などを含めた持続性のある循環型社会形成に向けた環境が整ってきました。

1 - 2 飯山市の環境の課題

(1) 市民アンケートの結果からは、日常生活の中で直接体に取り込む水や空気（大気）の汚染、また騒音・振動・悪臭等の公害に対する関心が高くなっています。3月の東日本大震災による福島第一原発事故による放射能汚染については、特に関心が高く、市民が健康で安心して生活のできる環境づくりが最優先課題です。

(2) 日本有数の豪雪地帯の中で独自の生態系を築き上げてきた生物たちは、地球温暖化や外来種の増殖など環境変化の影響を受ける中で、徐々にその生態系も変化しつつあります。私たち人間もそれら生物と共生している中で、都市開発や環境汚染など生物への影響を与えています。四季折々の自然豊かなこのふるさとを守り伝えていくことが、重要な課題となります。

(3) かつて城下町として発展した旧飯山町地域、また厳しい冬を乗り越えてきた山間地域など、長年の歴史の中で形成されてきた飯山らしい文化・風習また建造物等は、この地域の環境に即したものであり、今後、それらをどう活かし継承しながら、まちづくりを進めていくかが課題となります。

(4) 現代は、ごみを減らしたり（Reduce=減量）、資源として使えるものはリサイクルしたり（Recycle=再生利用）、使えるものはリユースしたりする（Reuse=再使用）「3R」に代表される循環型社会づくりが課題となっています。近年はオール電化の普及などにより増加傾向にある電力や、石油など他の資源についても、省エネルギーに向けた取り組みが必要となっています。しかし、平成23年の東日本大震災後は、節電・省エネが全国的に取り組まれ進められています。私たち市民は、まず身近なことから実行し、自然エネルギーなどの活用を取り入れながら、循環型社会づくりを推進していくことが課題です。

(5) 飯山市内には魅力ある自然が多くありながら、現代はそうした自然の中で思い切り遊ぶ機会が減っています。また、市や団体が実施する自然観察や環境に関するイベントも、若い世代を中心に参加者が減ってきていたり、市民アンケートでも同様の結果が分かっています。飯山の自然環境を保全し後世に残していくためにも、まず市民が自分の住んでいる自然環境を知り、すべての世代が課題を共有して取り組むことが重要となります。そのためにも市民が進んで環境学習や保全活動に参加し活動していくような地域にしていくことが課題です。

**環境の現状、市民意識と取り組みの現状から見る
課題のキーワード**

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境・地球環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ナラ枯れ・鳥獣被害等をはじめとした森林・里山・農地の保全 ・在来種の保存と外来種の増殖対策 ・希少生物の保護 ・地下水の適正な利用 ・千曲川の環境保全 ・地球温暖化対策 ・酸性雨・ダイオキシン等の監視 ● 環境教育 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する環境教育・学習の推進 ・大人に対する環境教育・学習の推進 ・環境・エコ活動等の実践者・団体等の支援と養成 ・参加しやすい環境・エコ関連セミナー講習会等の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境 <ul style="list-style-type: none"> ・豪雪対策 ・中小河川・湖沼・地下水の水質保全 ・新幹線開通に伴う騒音発生防止 ・野焼き・不法投棄の対策 ・身近な公園の不足 ・犬の糞の不始末、ポイ捨て対策 ・地域文化や歴史的資源の保存と活用 ・景観への配慮 ・放射能の監視、農産物への影響 ・ごみの減量、分別・資源化の推進 ・自然エネルギーの活用 ・節電・省エネの推進 ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 |
|---|---|

第2節 望ましい環境像

環境基本計画が目指す本市の環境の姿を簡易に表現したものが「望ましい環境像」です。

本章第1節での本市の環境の特徴と課題等をもとに、本市の望ましい環境像を次のとおりとします。

飯山市の望ましい環境像

私たち市民は、このまちを

おいしい水やきれいな空気に満ち、
“健康で安心して住み続けられるまち”にしていきます。

多様な生き物たちと共生し、
“ふるさとの自然が守り育てられていくまち”にしていきます。

歴史の趣きと静かなたたずまいを大切にし、美しい山河に囲まれた、
“四季の変化にとけ込んだまち”にしていきます。

雪の利活用など自然を活かし、市民一人ひとりが資源を大切にする
“循環型の暮らしを実践するまち”にしていきます。

自然と遊び、自然から学び、身近な環境や地球環境問題を意識して、
“市民が主体的に活動していくまち”にしていきます。

10年後の望ましい環境像を
目指すにあたり

飯山の「豊かな自然の恵み」を活かした
『自然エネルギー活用による持続可能な地域づくり』を軸に
基本目標及び個別目標達成に向けた取り組みを推進する

第3節 望ましい環境像実現のための基本目標

望ましい環境像を実現していくために、それぞれの環境像に基づき、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

“ 健康で安心して暮らし続けられるまち ”

「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます」

基本目標 2

“ ふるさとの自然が守り育てられていくまち ”

「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた」生態系の維持・創出を図っていきます。」

基本目標 3

“ 四季の変化にとけ込んだまち ”

「歴史・文化・景観の保全・活用と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめ、まちの個性をみがいていきます。」

基本目標 4

“ 循環型の暮らしを実践するまち ”

「雪の有効活用をすすめるともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にする循環型社会をつくっていきます。」

基本目標 5

“ 市民が主体的に活動していくまち ”

「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

第4節 施策の体系

4 - 1 個別目標と環境施策

望ましい環境像を実現し、基本目標を達成していくため、基本目標ごとに個別目標を設定し、それぞれの分野における環境施策を展開していくこととします。

基本 目標

1

「水や空気を大切に、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます」

個別目標 1 - 1

水質汚濁を防ぎ、水環境の整ったきれいな河川や湖沼にしていきます。

<水環境の保全>

生活排水の適正処理を推進します

きれいな河川や湖沼を守ります

良好な水辺環境の形成に取り組みます

水質の監視体制等を充実します

個別目標 1 - 2

地下水や飲用水源の汚染を防ぎ、安全でおいしい水を確保していきます。

<水循環機能の確保>

安全で良質な飲用水の確保に取り組みます。

水の有効利用を推進します。

水資源の保全対策に取り組みます。

個別目標 1 - 3

大気汚染や悪臭の発生源対策をすすめ、きれいな空気にしていきます。

<公害の防止>

公害の防止に対する指導、啓発等を推進します。

公害の発生を未然に防止します。

地球温暖化の防止対策を推進します。

測定・監視、相談体制を整備充実します。

個別目標 1 - 4

公害や災害の発生を防ぎ、安心して暮らせる環境にしていきます。

<安心して暮らせる環境の確保>

災害の発生防止対策を推進します。

日常生活における環境への配慮に取り組みます。

事業活動における環境への配慮に取り組みます。

個別目標
1 - 5

有害化学物質や酸性雨、酸性雪、放射能対策をすすめ、安全な環境にしていけます。
<安全な環境の確保>

	有害物質等の発生状況等を把握します。
	排出抑制対策を推進します。
	安全な環境に関する的確な情報提供を推進します。
	放射能汚染対策を推進し安心・安全な生活環境確保に努めます。

基本目標
2

「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます。」

個別目標
2 - 1

森林・農地・河川が持つ多面的機能を大切に、色々な工夫と人とのかわりで保全・活用を図っていきます。<森林・農地・河川の多面的機能の活用>

	多面的機能の維持・活用を推進します。
	中山間地域等の保全と農地の維持管理を促進します。
	森林地域の整備を推進します。
	体系的な施策による保全を図ります。

個別目標
2 - 2

在来の生き物たちの生育環境としての生態系を守り、回復し、創出していきます。
<生物の多様性の確保>

	生態系を守り、野生動植物の保護に取り組みます。
	生物の生息・生息地の保全と創出に取り組みます。
	自然環境の調査、研究等を推進します。

個別目標
2 - 3

緑化をすすめ、自然とのふれあいや生態系のつながりを創出していきます。
<人と自然とのふれあいの創出>

	自然とのふれあいの場づくりを推進します。
	自然との共存意識の向上に取り組みます。

個別目標
2 - 4

開発による自然環境への影響を考慮し、適切な保全対策をすすめていきます。
<自然環境保全制度の充実>

	規制的制度による自然環境保全対策を推進します。
	環境への影響に関する評価手法を導入します。

基本 目標

3

「歴史・文化・景観の保全・活用と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめ、まちの個性をみがいていきます。」

個別目標 3 - 1

歴史的・文化的な環境の保全・活用をすすめ、まちの個性をみがいていきます。
＜歴史的・文化的環境の保全＞

歴史・文化的環境の保全と活用を推進します。

個性ある“まち”の創出に取り組みます。

個別目標 3 - 2

美しい山河や四季の変化などの景観的特徴を守り、活かしていきます。
＜良好な景観の形成＞

良好な景観形成へ誘導します。

景観形成に対する意識の啓発を推進します。

個別目標 3 - 3

自然とふれあい、人とふれあう公園や散歩道づくりなどを市民の参加で
すすめていきます。
＜豊かな緑の保全と創出＞

公園緑地の整備と創出を推進します。

ふれあいのある散歩道の整備と創出を推進します。

個別目標 3 - 4

歴史の趣きと静かなたたずまいを活かして、自然と人とのふれあいのある
まちづくりをすすめていきます。
＜ふれあいと特性を活かしたまちづくりの推進＞

地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。

人にやさしいまちづくりに取り組みます。

環境に配慮した土地利用を推進 します。

基本
目標

4

「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、
資源を大切に作る循環型社会をつくっていきます。」

個別目標
4 - 1

雪害対策を強化するとともに、克雪・親雪の工夫を行い、雪を味方にした暮らし方をすすめていきます。
＜雪害対策と雪の活用＞

雪に強いまちづくりを推進します。

雪を味方にした暮らしを工夫し推進します。

雪エネルギーの研究や活用に取り組みます。

個別目標
4 - 2

省エネルギーに配慮した暮らしや、自然エネルギー、未利用エネルギーの活用をすすめていきます。
＜資源・エネルギーの有効利用＞

省資源・省エネルギーに対する意識の啓発を推進します。

自然エネルギー、未利用エネルギーの研究と活用に取り組みます。

個別目標
4 - 3

環境美化活動をすすめ、環境モラルの向上と環境への監視を強めていきます。
＜環境保全活動の促進＞

環境美化活動を促進します。

環境保全意識の啓発と指導を推進します。

不法投棄防止対策を推進します。

地球環境にやさしい活動に取り組みます。

個別目標
4 - 4

ごみを出さない生活スタイル、ごみをつくらない生産スタイルに変えていきます。
＜循環型社会を意識したライフスタイルの形成＞

ごみの排出抑制を推進します。

ごみ問題に関する教育、啓発活動を推進します。

ごみに関する情報の提供等を推進します。

個別目標
4 - 5

不用品の再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)をすすめていきます。
＜リサイクル(3R)の推進と適正処理＞

ごみの減量化のための取り組みを推進します。

資源物の回収と再生利用を推進します。

ごみ処理施設の計画的な維持管理・整備を推進します。

廃棄物の適正処理に関する指導・啓発を推進します。

基本 目標

5

「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

個別目標 5 - 1

環境情報の収集・発信や催しの開催など、子どもから大人まで、様々な環境学習のできる機会や場を設けていきます。＜環境教育・環境学習の推進と環境情報の収集・発信＞

環境教育・環境学習を推進します。

環境情報の収集と発信に取り組みます。

個別目標 5 - 2

子どもたちや親子での自然遊び、自然学習を促進する場と仕組みを作っていきます。＜自然学習の促進＞

自然学習の場の充実と創出に取り組みます。

学習体制を整備します。

個別目標 5 - 3

環境教育や環境行動を積極的にすすめるために、必要な人材育成や支援のための仕組みをつくっていきます。＜人材育成・支援のための仕組みづくり＞

人材の育成を推進します。

環境行動への取り組みに対する支援を推進します。

個別目標 5 - 4

環境行動が持続的に行われていくために必要な連携・評価のための仕組みをつくっていきます。＜持続的な環境行動の促進＞

連携のとれた体制づくりに取り組みます。

環境評価の実施に取り組みます。

個別目標 5 - 5

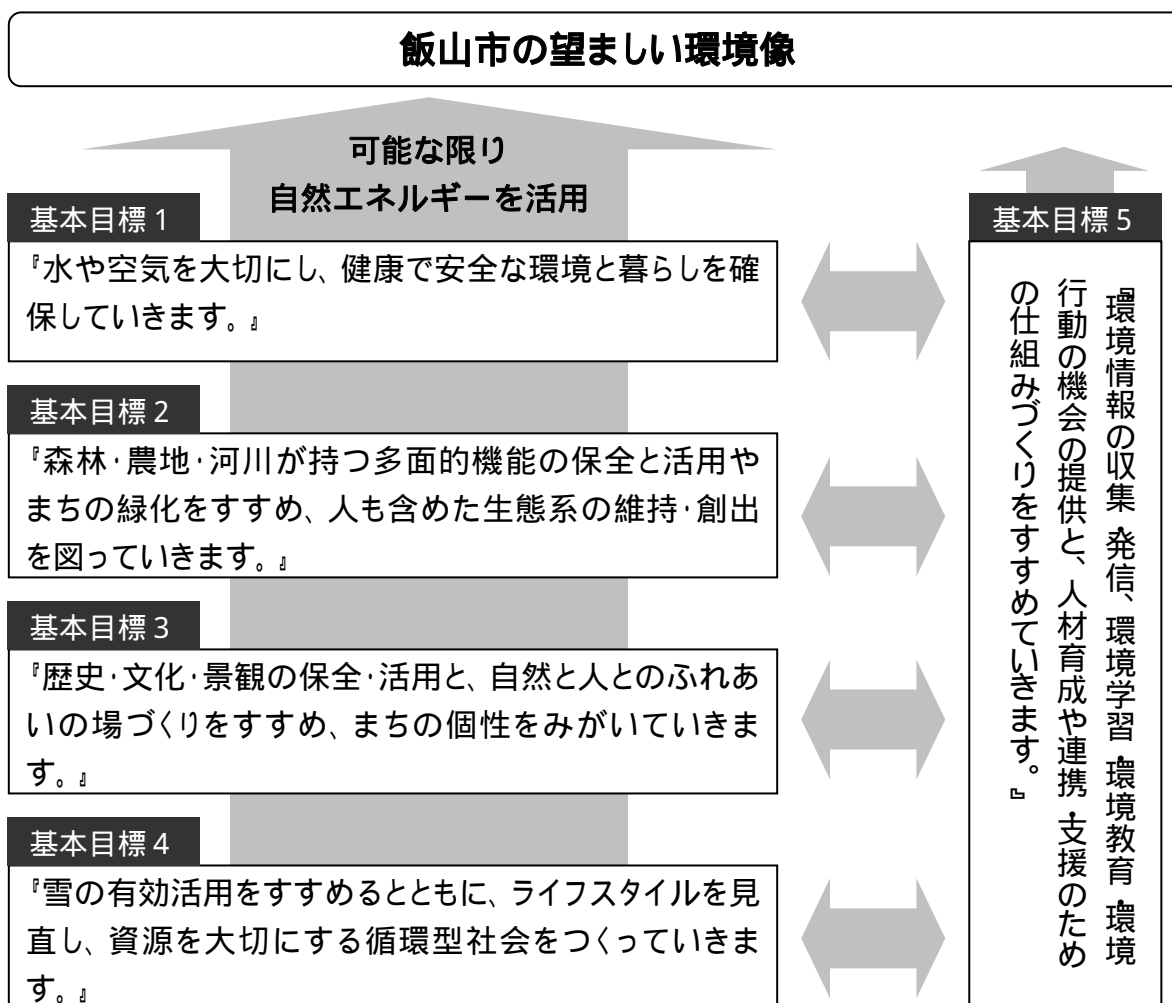
環境を考え行動する市民会議を設立し、環境問題に関する学習や調査・評価を行い、環境への関心と行動を高めていきます。＜環境を考え行動する市民会議の設立＞

環境を考え行動する市民会議を設立します。

市民会議と連携する体制づくりに取り組みます。

4-2 基本目標相互の関係

5つの基本目標については、基本目標1から4と基本目標5を連携してすすめることで、望ましい環境像の実現を図っていきます。



4-3 環境施策の展開の方向

環境施策の展開においては、《目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取り組む》内容を、個別目標の施策ごとに示しています。

また、達成すべき目標をイメージできるよう「環境指標」を設定し、取り組みの進捗状況を測る目安として目標値を示しますが、数値の定めにくいものについては、文章による表現となっています。

環境指標には、平成23年に行った環境にかかる市民アンケート及び事業者アンケートでの「環境に対する満足度」と「環境行動の実施状況」も対象とし、定期的な調査を行うことにより、市民・事業者の意識等を把握していくこととします。

更に、施策を具体的に展開し基本目標を達成していくには、市民、事業者等が日常生活や事業活動の中で、環境保全に向けた適切な配慮を着実に実行していくことが必要であるため「市民、事業者の取り組み」を行動指針の例示として掲げています。

第5節 施策の展開

基本目標 1

“健康で安心して暮らし続けられるまち”

「水や空気を大切に、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます」

1 水環境の保全

個別目標 1-1

水質汚濁を防ぎ、水環境の整ったきれいな河川や湖沼にしています。

環境指標項目	指標 単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
千曲川(4か所)のBOD平均値	mg/ℓ	1.4	現状維持	2.2	2.0以下
中小河川のBOD値	—	—	—	—	—
・市街地の河川等平均値(8か所)	mg/ℓ	2.6	2.0以下	7.7	3.0以下
・集落内の河川等平均値(17か所)	mg/ℓ	1.9	現状維持	2.0	現状維持
・山間地の河川等平均値(10か所)	mg/ℓ	1.1	現状維持	1.5	現状維持
湖沼のCOD値平均値	mg/ℓ	2.5	2.0以下	4.1	2.0以下
生活排水適正処理率	%	85.5	90以上	50.7	80
公共下水道等供用開始区域内接続率	%	85.8	90以上	63.8	90以上
合併処理浄化槽整備区域内の 浄化槽設置率	%	41.5	50以上	21.4	50以上
多自然型工法による護岸等延長	km	5.83	10	2.07	6
市民アンケート 「水環境に対する満足度」	%	70	80	36	75

(1)生活排水の適正処理を推進します

- ・下水道等整備区域外の地域における合併処理浄化槽の設置を進めるため、設置整備補助事業の充実を図っていきます。
- ・下水道Q&Aの作成等、下水道について理解してもらうための取り組みを進めます。
- ・合併処理浄化槽(1)、阻集器(2)等の状況確認や適正な管理、清掃に関する指導啓発を進めます。
 - 1 合併処理浄化槽...下水道整備エリア外において、生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽。
(単独処理浄化槽はし尿のみ処理する浄化槽。)
 - 2 阻集器...事業所が溶剤、油などの異物が混入した水を排水する際に、その異物を除外するための施設。

(2)きれいな河川や湖沼を守ります

- ・下水道等へのつなぎ込みの促進により、生活排水による汚濁を防止していきます。
- ・ヨシなど河川浄化に効果のある水生植物の保全・活用を図っていきます。
- ・河川愛護団体の活動を支援していきます。
- ・河川浄化への関心を高めていくため、住民や子どもたちの参加による河川・湖沼の水質測定やクリーン活動を進めていきます。

(3)良好な水辺環境の形成に取り組みます

- ・自然石、間伐材等の使用やヨシ、ヤナギ等の植生保全により、多自然型の川づくりを進めていきます。
- ・水辺に生息する生物に影響を与えないよう、自然とふれあうマナーの徹底を図っていきます。
- ・在来の水辺の植物を守るため、アレチウリ等外来植物の除去を進めていきます。

(4)水質の監視体制等を充実します

- ・千曲川については、上流・中流・下流が一体となった水質管理を行うことのできる体制をつくっていきます。
- ・中小河川・湖沼の水質目標値を設定し、定期的な測定の実施により水質監視を行っています。

●市民の取り組み

- ・公共下水道や農業集落排水施設の供用開始区域内で、まだつなぎこみを行っていない家庭では、つなぎこみを行う。
- ・合併処理浄化槽区域内では、合併処理浄化槽を設置するよう努める。
- ・農薬や肥料は、環境に配慮した適正な利用を心がける。
- ・食用油は少量でも台所から流さないで、市の回収に出してリサイクルする。
- ・食器洗い、洗濯、洗車の際など、家庭での洗剤の使用は最小限にとどめる。

●事業者の取り組み

- ・事業活動により汚濁した排水は、法律を順守して処理を行う。



●「せせらぎサイエンス」

子どもたちが水と親しみながら、水辺や水中に住む生物の観察を行うイベント。

2 水循環機能の確保

個別目標
1 - 2

地下水や飲用水源の汚染を防ぎ、安全でおいしい水を確保していきます。

環境指標項目	指標 単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
水道水源保全地区指定数	箇所	0	2以上	0	2以上
水道水源取水量	m ³	2,615,312	現状維持	2,734,571	現状維持
無散水融雪施設整備路線延長	km	5.4	10以上	3.8	10以上
水質汚濁事故件数	件	9	0目指す	19	0目指す

(1) 安全で良質な飲用水の確保に取り組みます。

- ・飲料水の汚染を防ぐため、水源の監視を行っていきます。
- ・おいしい水確保のため、念願の水道水源の千曲川脱却を果たしました。これからは水量・水質の確保のため、森林整備を進めていきます。
- ・市内の山林を売り渡すことで貴重な水資源が失われることのないよう、仕組みづくりを検討していきます。

(2) 水の有効利用を推進します。

- ・森林の整備や緑化をすすめ、雨水の地下浸透などにより保水力を高めていきます。
- ・消雪施設は無散水消雪施設にするなど、地下水の循環的利用を進めていきます。
- ・雨水、生活排水、融雪水を循環利用するための方法を研究し、市民が積極的かつ有効に利用できるようにしていきます。
- ・水の大切さについて市民の意識の啓発を進めていきます。

(3) 水資源の保全対策に取り組みます。

- ・地下水の汚染や水位の低下を防ぐため、地下水調査を実施するとともに、地下水に影響をおよぼす行為を規制していきます。
- ・農薬や化学肥料などの流出による水質汚濁防止のため、農家への適正な指導を進めていきます。
- ・除草剤の使用や樹木の消毒、冬期交通確保のための凍結防止剤の散布などについて環境への影響調査の情報を収集し、適切な対策を検討していきます。
- ・アスファルト舗装の増加や下水道の整備に伴い、土地の保水能力が低下することから、雨水を地下に還元する透水性舗装(※)に取り組んでいきます。
- ・灯油、重油等の取り扱いによる流出事故防止のための指導を行うとともに、啓発活動を強化していきます。

透水性舗装...雨水を舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法。

- 市民の取り組み
 - ・ 水も貴重な資源であることを意識し、余計な水は使わないよう心がける。
 - ・ 飲用に使用する井戸水は、なるべく1年に一度、水質検査を受けるようにする。
 - ・ 住宅敷地内にはできるだけ緑地を多く取り入れ、水が土壌に還元されるよう努める。
 - ・ 自宅敷地内の舗装には、なるべく透水性舗装を取り入れる。
- 事業者の取り組み
 - ・ 事業所敷地内の舗装には、なるべく透水性舗装を取り入れる。



- 「水の日フェア」

市民の皆さんに飯山市の水道水へ親しんでもらうために行っているイベント。水源の違う水による「利き水」が人気。

3 公害の防止

個別目標
1 - 3

大気汚染や悪臭の発生源対策をすすめ、きれいな空気にしていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
公害苦情件数	件	5	0 目指す	50	0 目指す
道路交通騒音の基準適合状況	%	95	100	100	100
公害防止協定締結数	件	24	積極的に 締結	22	積極的に 締結
飯山市役所公用車の低公害車（ハイブリッド車・電気自動車）導入台数	台	6	10 以上	1	10 以上
市民アンケート 「空気のきれいさに対する満足度」	%	95	現状維持	83	90
市民アンケート 「アイドリングストップ実施状況」	%	46	75	52	75

(1) 公害(大気汚染、騒音・振動、悪臭等)の防止に対する指導、啓発等を推進します。

- ・工場、事業所等による大気汚染、騒音・振動、悪臭等の環境基準や規制基準等の順守、発生防止対策などを県や近隣市町村との連携で進めていきます。
- ・中小事業者に対し、公害に関する法規制の順守や改正、また有害物質の排出抑制に関する情報を提供していく仕組みづくりを検討していきます。
- ・大気汚染防止や悪臭防止、ごみの野外焼却禁止に対する指導を強化していきます。
- ・道路交通騒音・振動対策として、交通渋滞誘発か所の改善や生活道路への通過車両などの進入を抑制する交通規制や誘導（一方通行など）を検討していきます。
- ・「市民ノーマイカーデー」の実施等、自家用車だけに頼らない生活について考える機会を増やし、市民の環境意識啓発を行っていきます。
- ・人工光の使用に伴う環境への影響について、監視・啓発・指導を行っていきます。

(2) 公害の発生を未然に防止します。

- ・新たな公害問題や地球環境問題に対応できるよう、公害防止対策を行う事業所に対する助成制度の拡大や低利融資制度の創設を検討していきます。
- ・公害の防止等に関する条例に基づく指定事業所届の提出を徹底し、公害問題に対する事業者の意識の高揚を図っていきます。
- ・公害の発生のおそれがある事業所との公害防止協定（※）の締結を積極的に進めていきます。
- ・北陸新幹線の開通にあたり、新幹線の走行により基準を超える騒音が発生しないよう対策を講じることを関係機関に働きかけるとともに、新幹線駅及び周辺施設についても、関係法令や条例に基づく届出を徹底させるなどして、騒音等の発生を未然に防止

していきます。

公害防止協定…公害の防止等に関する条例に基づき、市民の健康を保護し、生活環境の保全を図る上で市長が必要と認めたときに、事業者と結ぶ協定。

(3) 地球温暖化の防止対策を推進します。

- ・自動車排ガスや二酸化炭素の排出を削減するため、アイドリング・ストップ運動を積極的に進めていきます。
- ・市が低公害車・低燃費車を率先して導入するほか、市民や事業者に対する導入啓発を推進していきます。
- ・徒歩や自転車による移動を促進するため、歩道や自転車道、駐輪場の整備を進めていきます。
- ・市が率先して地球温暖化防止に資するため、「地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減を実行していくとともに、実施状況を公表していきます。
- ・中小事業者も取り組むことができる、CO₂等温室効果ガス削減策に関する情報提供・啓発や仕組みづくりを検討していきます。

(4) 測定・監視、相談体制を整備充実します。

- ・飯山のきれいな空気を実感し、市民の意識の共有が図られるような測定・監視体制を整え、情報提供を行っていきます。
- ・大気汚染に関する学習会の機会を設け環境への関心を高めるとともに、定期的な測定を実施し、広く発信される仕組みをつくっていきます。
- ・公害に対する苦情や相談について、速やかな処理・解決が行えるよう、庁内の受付体制の充実や県との連携を図っていきます。

●市民の取り組み

- ・日ごろから環境問題に興味を持ち、知識や情報を積極的に取り入れる。
- ・ごみの焼却等、違法な野焼きは絶対にしない。
- ・アイドリングストップ、エコドライブを心がけ、なるべく自動車を使わないようにする。

●事業者の取り組み

- ・事業で有害物質の排出や騒音の発生状況を定期的に確認するなどして、公害関係法令を順守し、公害の未然防止に努める。
- ・必要に応じ公害防止協定を締結する。
- ・温室効果ガス削減のための施設更新や、国内クレジット制度活用など、温室効果ガスをなるべく発生させないための仕組みを積極的に取り入れる。
- ・小売店では買い物客にマイバッグを持参するよう呼びかけを行ったり、持参者には特典を設けたりする。

4 安心して暮らせる環境の確保

個別目標
1 - 4

公害や災害の発生を防ぎ、安心して暮らせる環境にしていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
災害防止区域指定数(法指定)	区域	39	対策により 減少	49	対策により 減少
災害危険箇所等指定数	箇所	798	対策により 減少	218	対策により 減少
市民アンケート「災害に対し安全・ 安心な暮らしに対する満足度」	%	55	75	49	75
市民アンケート 「まちの静かさに対する満足度」	%	92	現状維持 目指す	82	現状維持 目指す

(1) 災害の発生防止対策を推進します。

- ・地すべり、がけ崩れ、雪崩、水害などから市民の生命・財産を守り、災害に強い地域づくりを推進するため、国や県と協力し、保安林、地すべり防止区域等の指定を進めるとともに、治山治水対策を強化していきます。
 - ・治山治水の方法として、従来の構造物一辺倒による工法から、森林整備や農地の多面的機能を活用できる方法を検討し、取り入れていきます。
 - ・農地が持つ治水能力を低下させないよう、農地の維持・再生を図ります。
 - ・防災マニュアル、洪水ハザードマップ(※)等の内容の充実や市民への周知、活用の啓発を行っていきます。
 - ・浸水災害を防止するため、都市下水路、雨水幹線等排水路や中小河川の整備・改修を進めていきます。
 - ・雨水調整池や雨水貯留槽の整備を進め、雨水流出量の調整が行えるような仕組みをつくっていきます。
- 洪水ハザードマップ...大雨等によって河川が増水し、氾濫によって浸水が予想される範囲と程度、避難場所を記載した洪水避難地図。

(2) 日常生活における環境への配慮に取り組みます。

- ・解決が困難な近隣・生活型公害(※)については、発生の未然防止のため、生活型公害や、近隣住民間の日頃からのコミュニケーションの大切さなどを知ってもらうための啓発を行っていきます。
- ・暴走行為等による迷惑騒音を発生させない地域環境づくりを関係機関や地域と連携して行っていきます。

近隣・生活型公害...洗濯機、掃除機、深夜電気温水器の音やペットの飼い方の問題など、住民の日常生活に起因する音や臭い等に対し、近隣住民が不快感を持つことによって生まれる公害。法規制がないものが多く解決が難しい。

(3) 事業活動における環境への配慮に取り組みます。

- ・事業者と周辺住民が環境保全に関する協定等の締結を積極的に行うなど、事業者と住民間の良好な関係を築いていけるよう、啓発を行っていきます。
- ・農作業における野外焼却については、その有効性や効果を一般市民に広報するとともに、作業時のマナーの啓発を行っていきます。
- ・事業者が行う環境に対する取り組みについての情報を公開する場を提供していきます。

●市民の取り組み

- ・自分の住む地域の避難場所を日頃から確認し、災害時の対応を家族で話し合っておく。
- ・隣近所などと日ごろから良好な関係を築き、近隣・生活型公害の未然防止に努める。

●事業者の取り組み

- ・農作業で行う、わら等の焼却においては、時間、風向、規模等を考慮し、なるべく住宅街に煙が流れないように配慮する。
- ・開発事業を行う際は、周辺の環境について十分な事前調査を行い、災害を誘引しないように配慮する。



平成 23 年に飯山市で行われた
長野県総合防災訓練。



●「まるごとまちごとハザードマップ」

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所と飯山市が連携し平成 22 年に設置。河川が氾濫をおこしたときの浸水予想に基づいた範囲と深さや、過去に実際に記録した浸水の深さなどを示したプレートを、地区内の電信柱や公共施設などに表示するもの。

5 安全な環境の確保

個別目標
1 - 5

有害化学物質や酸性雨、酸性雪、放射能対策をすすめ、安全な環境にしていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
降雨・降雪のpH値測定回数	回	実施なし	毎年 1回実施	実施なし	5か所以上 で測定
野焼き等苦情件数	件	8	0目指す	18	0目指す
各地区での空間放射線量測定回数	回	0	月1回以上	—	—
子どもが利用する施設での空間放射線量測定回数	回	0	月1回以上	—	—
事業者アンケート「有害物質の使用量削減の取り組み状況」	%	52%	70%	25	30

(1) 有害物質等の発生状況等を把握します。

- ・廃棄物焼却炉での、ダイオキシン類による環境汚染の実態把握を継続して行っていきます。
- ・有害物質についての情報収集やそれに基づく実態の把握・調査を行っていきます。
- ・酸性雨・酸性雪の測定などの実態調査を、子どもや住民の参加により実施することで、環境問題意識の啓発を行っていきます。

(2) 排出抑制対策を推進します。

- ・酸性雨の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出が多い自動車の交通対策など排出削減に向けた取り組みを進めていきます。
- ・ダイオキシン類の発生防止を身近なところから実施していくため、ごみの分別排出や野焼きの禁止を徹底していきます。
- ・市発注の公共工事等では、有害化学物質の発生の原因となるものの使用を控えるなど率先して排出の抑制を実施していきます。

(3) 安全な環境に関する的確な情報提供を推進します。

- ・有害化学物質の発生メカニズムや発生源、健康との関係等についての情報の整備・提供を行っていきます。
- ・国、県などの有害化学物質の環境調査の結果等の収集・提供を進めていきます。
- ・農薬や除草剤の毒性や環境への影響について、生産者にとっても消費者にとっても正しい理解や学習ができ、情報が共有できるようにしていきます。

(4) 放射能汚染対策を推進し安心・安全な生活環境確保に努めます。

- ・環境放射線量の定期的な測定・公表を行い、安心して生活できる仕組みづくりを行い

ます。

- ・保育園・学校など、子どもたちが多く利用する施設では、雨どいの下、側溝など周辺より線量が高い可能性のある場所について特に重点的に測定を行い、高い線量が計測された場所においては、除染することにより放射線被ばくを防ぎます。
- ・市民が放射性物質や放射能について正しい知識を得られるよう、学習会などを通じ啓発を行っていきます。
- ・学校給食の食材について放射線量の計測を定期的に行うなど、子どもたちを被ばくから守るための仕組みづくりを検討していきます。
- ・市内で生産される農産物については、放射能汚染の未然防止や、安全性を確認し安心して食べてもらうための仕組みづくりを検討していきます。
- ・飯山市から 50 k m以内に柏崎刈羽原子力発電所があることから、事故を発生させないための対策について継続的に働きかけを行うとともに、万が一事故が発生した場合を想定して、対応の準備をすすめていきます。
- ・市民が原子力発電について正しい知識を得たり、関心を高めたりすることができるよう、学習会などを通じ啓発を行っていきます。

● 市民の取り組み

- ・身近な環境について関心を持ち、知識や情報を入手するよう心がける。
- ・放射能について正しい知識を持ち、食品などによる被ばくを防止する。

● 事業者の取り組み

- ・有害化学物質の適正な使用や処理を徹底する。
- ・農地における農薬や化学肥料の使用を抑制し、なるべく環境の保全に配慮した農業を行う。



市で行う放射線量測定の様子

基本目標 2

“ふるさとの自然が守り育てられていくまち”

「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた」生態系の維持・創出を図っていきます。」

1 森林・農地・河川の多面的機能の活用

個別目標
2 - 1

森林・農地・河川が持つ多面的機能を大切に、色々な工夫と人とのかわり
りで保全・活用を図っていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
市面積に占める森林面積の確保率	%	59	現状維持	58.4	現状維持
森林面積	ha	12,004		11,818	
市面積に占める耕地面積の確保率	%	9.8	現状維持	11.7	現状維持
経営耕地面積	ha	1,654		2,365	
市民アンケート 「自然の豊かさに対する満足度」	%	81.6	90	67	75

(1) 多面的機能の維持・活用を推進します。

- ・農地の無秩序な転用を抑制し、優良な農地の保全に努めます。
- ・かつて地域の人々にとって身近であった里地里山の価値を見直すため、学習の機会を増やしていきます。
- ・荒廃農地は他の用途への転換などにより、適正利用を進めていきます。
- ・グリーンツーリズム、自然体験教室、ラフティングボート、カヌーなど自然資源を活用した観光の振興を進めていきます。

(2) 中山間地域等の保全と農地の維持管理を促進します。

- ・中山間地域の自然と風土を保全・活用していくため、学習の機会を作ったり、住民参加の仕組みづくりを検討していきます。
- ・グリーンツーリズムの推進及び中山間地域の特色を活かした、農業体験学習の場としての活用や環境学習への活用を進めていきます。
- ・農地の遊休化・荒廃化を防ぐため、集落営農組織、担い手農家等への農地の利用集積を進めていきます。
- ・農作物の鳥獣被害を防ぐため必要な対策を講じていくとともに、里山等を適正に管理することなど、有害鳥獣を誘引しないための取り組みの実施を、市民・事業者に呼びかけていきます。

(3) 森林地域の整備を推進します。

- ・水源かん養、国土保全機能など森林の持つ公益的機能を維持・増進していくため、計画的な森林の保育・整備を進めていきます。
- ・荒廃森林の間伐等の整備対策を検討するとともに、複層林の整備を推進し、適地適木による多様な森林整備を進めていきます。
- ・災害防止、生態系の保全、木材の安定供給といった森林が持つ多面的機能を有効に発揮できるよう、自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を図りつつ、整備を進めていきます。
- ・ナラ枯れについては状況監視を継続しながら、拡大を防ぐための対策を検討し実施していきます。

(4) 体系的な施策による保全を図ります。

- ・自然特性や土地利用状況等を考慮し、それぞれの地域に応じた体系的な保全を行っていきます。

● 市民の取り組み

- ・里山や中山間地域保全のための活動に積極的に参加する。
- ・耕作放棄農地をなるべく減らす。



● 「飯山まなび塾」

首都圏などに住む皆さんが、農業を体験するなどしながら飯山の生活を体験するプログラム。

2 生物の多様性の確保

個別目標 2 - 2

在来の生き物たちの生育環境としての生態系を守り、回復し、創出していきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
鳥獣保護区指定面積	ha	2,464	現状維持	2,464	現状維持
天然記念物指定数	件	17	20	15	35
市民アンケート 「多様な生物の存在に対する満足度」	%	80	現状維持	65	80

(1) 生態系を守り、野生動植物の保護に取り組みます。

- ・鳥獣保護区や禁猟区の設定、天然記念物の指定などを行い、野生動植物や生息・生育環境を保護・管理していきます。
- ・野生鳥獣や高山植物等を保護するための指導員を配置し、監視活動や啓発活動を行います。
- ・オオルリシジミなど地域に生息する希少生物について市民の認識を深め、保全のための取り組みを推進していきます。
- ・ブラックバスやオオブタクサ、アレチウリなど外来種の増殖について市民が知る機会を作り、増殖を抑制することで生態系の攪乱を防止していきます。
- ・野生鳥獣「保護管理」の理解を深め、共存の仕組みを工夫していきます。

(2) 生物の生息・生息地の保全と創出に取り組みます。

- ・冬期湛水(※)の実施や休耕田・水路を活用し、生態系の維持・創出を図ります。
- ・里山の保全や回復を図り、生物多様性の保全に積極的に取り組みます。
- ・千曲川沿いの樹木、ヨシ原(悪田自然緑地)は出来るだけ残し、繁みをつくったり、ヤナギなどを残したりして、野鳥のすみ家や渡り鳥の休憩場所として自然豊かな水辺づくりを進めていきます。

冬期湛水(とうきたんすい)...稲収穫後の水田において、水を張ること。この取り組みにより、様々な生物の育成環境の提供が可能となる。

(3) 自然環境の調査、研究等を推進します。

- ・自然環境の調査、研究等を推進します。
- ・身近な生き物から野生鳥獣まで、地域に存在する様々な生物の調査を、市民の参加や各種団体等の協力を得ながら進めていきます。

● 市民の取り組み

- ・オオクチバス(ブラックバス)等の外来種の魚を河川や湖沼に放さない。
- ・オオブタクサやアレチウリなど外来種の植物の駆除を行う。
- ・自然観察・自然学習会などに積極的に参加する。

3 人と自然とのふれあいの創出

個別目標 2 - 3

緑化をすすめ、自然とのふれあいや生態系のつながりを創出していきます。

環境指標項目	指標 単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
樹木の天然記念物指定数	本	16	20	14	30
親水型護岸整備箇所	箇所	8	10	8	20
市民アンケート 「自然の豊かさに対する満足度」	%	82	現状維持	67	75

(1) 自然とのふれあいの場づくりを推進します。

- ・環境保全、レクリエーション利用、景観形成、防災効果等、緑に期待する機能に応じた樹種や植栽方法などそれぞれの場所にふさわしい緑の保全、創出を進めていきます。
- ・ブナやケヤキなど、緑に求める機能・役割を見極めながら適地適木による緑化を進めていきます。
- ・保存樹木・樹林の指定制度などを創設し、地域のシンボルとして守り育てていく仕組みをつくっていきます。
- ・自然に残った地形や植生を活かした親水護岸づくり等により、川と生き物とのふれあいの場づくりを進めていきます。
- ・千曲川を中心に、市全体が飯山らしい生態系を保全していくため、地域と連携し活動を推進していきます。
- ・住宅地や工作物の建築の際には、緑地や土壌面を確保していくための啓発を行います。

(2) 自然との共存意識の向上に取り組めます。

- ・山野等でのポイ捨てや貴重な植物の採取を行わないなど、自然と共存するうえでのマナーの徹底を図っていきます。
- ・緑の修復・保全のため、地域のお伝馬による草刈りなどを転入者も含め継続して実施していくことや、人間の都合だけではなく自然との共存を図っていくための意識啓発を行っていきます。

●市民の取り組み

- ・自分の身近にある天然記念物等指定樹木を知り、地域のシンボルとして保全を行う。
- ・敷地内の緑化に努める。
- ・山菜取りでは必要な量だけを収穫し、貴重な山野草は取らない。

●事業者の取り組み

- ・事業所内の緑化に努める。

4 自然環境保全制度の充実

個別目標
2 - 4

開発による自然環境への影響を考慮し、適切な保全対策をすすめていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
郷土環境保全地域指定数()	箇所	1	2以上	1	2以上

郷土環境保全地域…優れた自然を県民の貴重な資産として後代に伝えとともに、県民の良好な生活環境の保全を図ることを目的に長野県が指定する地域。市内は小菅山が指定されている。

(1) 規制的制度による自然環境保全対策を推進します。

- ・自然環境の保護・保全について総合的な対策を進めるにあたり、現行の市自然保護条例の内容を検証し、必要に応じて見直しを行っていきます
- ・事業活動を行うに当たり、環境の保全について多方面から適正に配慮が行われるよう、事業者への指導・啓発をしていきます。

(2) 環境への影響に関する評価手法を導入します。

- ・開発計画については住民の意見を十分に反映させるとともに、一定規模以上の開発行為に対しては、開発するものに対し環境への影響について調査を義務付けることを検討していきます。
- ・自然環境に影響を与える開発計画に対しては、環境保全計画書を提出させ、開発後は定期的に保全の実施状況の報告をさせるような仕組みづくりを検討します。

●事業者の取り組み

- ・環境保全の指定を受けた地域の開発はなるべく避ける。



長野県の郷土環境保全地域に指定されている、小菅山山頂近くの標高900m付近に建つ小菅神社奥社。

基本目標 3

“ 四季の変化にとけ込んだまち ”

「歴史・文化・景観の保全・活用と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめ、まちの個性をみがいていきます。」

1 歴史的・文化的環境の保全

個別目標
3 - 1

歴史的・文化的な環境の保全・活用をすすめ、まちの個性をみがいていきます。

環境指標項目	指標 単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
指定文化財件数	件	80	90	65	100
指定文化財における史跡・貴重建造物数	件	14	15	13	20
市民アンケート 「歴史・文化保存に対する満足度」	%	75	現状維持	64	70

(1) 歴史・文化的環境の保全 と活用を推進します。

- ・地域の歴史的・文化的資源の調査・把握を専門家や地区のお年寄りなど幅広い市民の参加を得て行うとともに、新たな文化財の指定を進めていきます。
- ・郷土の史跡や天然記念物などへの興味・関心を高めるため、指定文化財の案内板や説明板の整備をすすめ、郷土学習の場としての活用を図っていきます。
- ・人間と自然との長期に亘る相互作用によって生み出された民家群と背景の里山植生などの文化的景観や歴史的建造物を、文化財として選定する検討を進めていきます。
- ・地域の歴史や文化について学ぶ学習会や検定等を継続的に実施し、歴史的・文化的環境を活用していくための人材育成を図っていきます。
- ・各地域の伝統行事、伝統芸能を継承していくため、保存団体の支援や幅広い市民の参加を促すための情報提供を行っていきます。

(2) 個性ある“まち”の創出に取り組みます。

- ・先人の環境に対する生活態度や知恵、取り組みを見直し、活かし、まちの個性としてみがいていきます。
- ・歩道の整備等に際しては、維持管理に配慮した上で、石や木などの自然素材のものを活用し、まちの個性づくりを進めていきます。
- ・四季の鮮やかさと寺まちのたたずまいを感じさせる、散策路やまち並みを整備していきます。

- 市民の取り組み
 - ・ 地域にどんな文化財があるかを、地域活動や学習会などに参加して学ぶ。
 - ・ 地域の祭礼などに積極的に参加し、伝統行事の継承に努める。
- 事業者の取り組み
 - ・ 歴史的・文化的建造物等の周囲で開発を行う場合は、それらに配慮し調和するよう努める。



● 飯山市ふるさと館

飯山市のふるさと学習の拠点として平成 18 年に開館。市内の自然・歴史を学ぶための展示に加え、各種教室・講座も随時行っている。



瑞穂地区福島では、保存会の皆さんが伝統ある棚田の保全を行っており、地元の東小学校児童も参加して米作りが行われている。

2 良好な景観の形成

個別目標
3 - 2

美しい山河や四季の変化などの景観的特徴を守り、活かしていきます。

環境指標項目	指標 単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
景観形成住民協定締結数	地区	6	10 以上	6	10
指定文化財における名勝数	箇所	0	2	0	5
市民アンケート 「風景の美しさに対する満足度」	%	79	現状維持	68	75

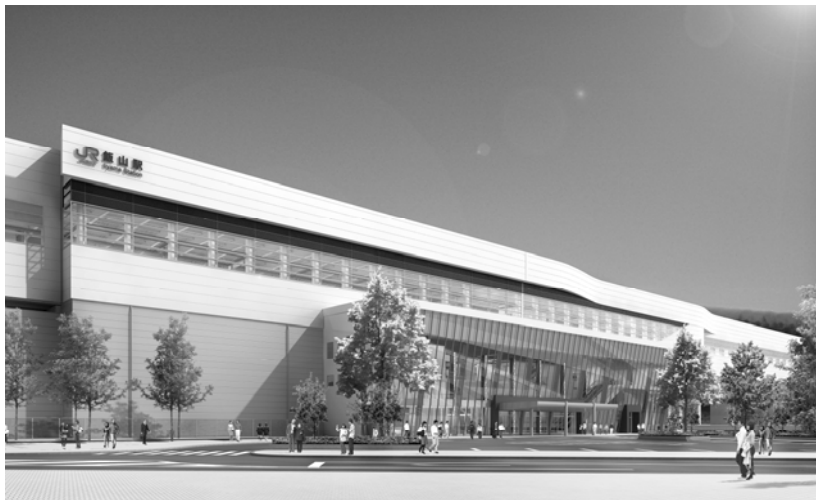
(1) 良好な景観形成へ誘導します。

- ・「飯山市景観形成基本計画」に基づき、人が集う場所、農村集落、沿道、水辺・緑・公園などの風景づくりを進めていきます。
- ・県の屋外広告物条例や飯山市沿道景観維持に関する指導要綱に基づいて、良好な景観の妨げとなる屋外広告物の撤去や規制を進めていきます。
- ・自然景観やまち並みと調和のとれた景観形成のため、「高社山麓・千曲川下流域景観形成育成重点地域」制度に基づく景観形成基準を守っていきます。
- ・大規模開発行為者に対する景観配慮の指導を行っていきます。
- ・間伐等により眺望がよくなる山や丘陵などを眺望ポイントとして確保し、良好な景観を楽しめる場づくりを行っていきます。
- ・地域にふさわしい景観形成を総合的かつ計画的に進めるため、景観行政団体へ移行し、景観計画の策定を行い、景観条例等を定めていきます。

(2) 景観形成に対する意識の啓発を推進します。

- ・建造物や広告物に対する景観だけでなく、まち並みや山間地、河川などの風景も含めた景観に対する意識を高めていきます。
- ・建造物を周囲の自然に配慮したものとしたり、街路樹の手入れやごみの撤去を行ったりするなど、市街地の景観形成に配慮していく意識を高めていきます。
- ・良好な景観形成に対する市民や事業者の取り組みを推進するため、「いいやま景観賞」の選考、景観点検の実施、研修会、講習会など飯山市景観形成推進協議会の活動を進めていきます。
- ・フラワーロードの植栽・管理や景観形成住民協定の締結など、住民参加による景観づくりをすすめていきます。
- ・「景観シンポジウム」の内容を充実していくなど市民への啓発を進めていきます。

- 市民の取り組み
 - ・ 地域に花の植栽を行ったりフラワーロード植栽に参加し、美しい景観作りに努める。
 - ・ 個人宅においても、草刈りや清掃など家屋や敷地の維持・管理を行う。
 - ・ 家屋の新築・改築にあたっては、周囲の景観との調和に十分配慮する。
- 事業者の取り組み
 - ・ 建物の建設や看板の設置にあたっては、周囲の景観との調和に十分配慮する。



北陸新幹線飯山駅（完成予想図）



市民、事業者が参加し行われているフラワーロード事業。

3 豊かな緑の保全と創出

個別目標
3 - 3

自然とふれあい、人とふれあう公園や散歩道づくりなどを
市民の参加ですすめていきます。

環境指標項目	指標 単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
都市計画公園数	箇所	6	9	6	9
市民一人当たり都市公園面積()	m ²	11.9	12.4	10.4	11
フラワーロード植栽延長	km	7.7	10	5.8	10
都市計画用途地域内緑地面積率	%	2.3	2.7	—	—
市民アンケート 「身近な公園・広場に対する満足度」	%	36	45	36	45

市民一人当たり都市公園面積...数値の算出は、H22現状値・H32目標値とも、H19都市計画基礎調査におけるH22人口見通し23,632人をもとに計算しています。

(1) 公園緑地の整備と創出を推進します。

- ・公共施設における緑化やフラワーロードの植栽を進めるとともに、道路整備等により生み出される残地に木を植えるなど、緑地の整備を行っていきます。
- ・市街地の緑化や人のふれあいの場を創出するため、都市公園の整備を進めていきます。
- ・ため池や遊休地の活用、お宮を中心とした小公園的な整備など、地域に根ざした“公園”づくりを進めていきます。
- ・災害時に避難場所ともなる防災機能をもった公園緑地を確保していきます。

(2) ふれあいのある散歩道の整備と創出を推進します。

- ・地域の特性を考慮した街路樹やフラワーロードの整備を行い、まち中の木陰や四季の彩を創出する取り組みを進めていきます。
- ・道路沿道における街路樹や緑地等の整備と適正管理により、道路交通環境等の改善を進めていきます。
- ・歩行者や自転車利用者が安全で快適に利用できるよう、専用道の整備を進めていきます。
- ・自然とふれあい、人とふれあう散策道等の情報を市民から集め、ふれあい散策道マップをつくっていきます。

- 市民の取り組み
- ・地域の公園を住民の手により維持・管理する。

4 ふれあいと特性を活かしたまちづくりの推進

個別目標
3 - 4

歴史の趣きと静かなたたずまいを活かして、自然と人とのふれあいのあるまちづくりをすすめていきます。

環境指標項目	指標 単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
都市計画区域面積	ha	1,083	1,272	1,083	適正な区域拡大を行います
市民アンケート 「福祉への配慮に対する満足度」	%	58	65	50	65

(1) 地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。

- ・市全体が“ゆきと寺のまち”として感じられるよう、地域の特性や自然を活かしたまちづくりを進めていきます。
- ・自然、歴史、文化等に育まれた地域の特色を見直し、個性として活かしたまちづくりを地域全体で考えていきます。

(2) 人にやさしいまちづくりに取り組みます。

- ・飯山ならではの生活の知恵、文化、伝統などが、日常の生活においても感じられるようなまちづくりを進めていきます。
- ・市街地や住宅地の整備に当たっては、自然環境に配慮し、緑や景観などアメニティー（快適環境）の創出に努めるとともに、エネルギー消費やごみ処理などは環境負荷の少ない工夫を取り入れていきます。
- ・公共建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化など、高齢者や障害者に配慮したまちづくりや施設整備を進めていきます。
- ・ユニバーサルデザイン（※）の発想を公共事業などに積極的に採用していきます。

ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるように設計された物や都市、生活環境のこと。

(3) 環境に配慮した土地利用を推進します。

- ・新幹線飯山駅効果による都市的土地利用の進行に対し、都市計画区域の編入及び用途地域の見直し等を行います。
- ・全市的な都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図り、適正な土地利用を誘導します。

● 市民の取り組み

- ・地域で特色を話し合い、個性を活かした地域づくりに取り組む。

基本目標 4

“循環型の暮らしを实践するまち”

「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にする循環型社会をつくっていきます。」

1 雪害対策と雪の活用

個別目標
4-1

雪害対策を強化するとともに、克雪・親雪の工夫を行い、雪を味方にした暮らし方をすすめていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
冬期間の道路交通確保率	%	42	55 以上	47.8	55
無散水融雪施設整備路線延長	km	5.4	10 以上	3.8	10 以上
流雪溝整備路線延長	km	6.9	20	5.4	20

(1) 雪に強いまちづくりを推進します。

- ・市民・事業者・行政が互いに協力して克雪活動を推進し、住みよい地域づくりを進めるため、「飯山市克雪地域づくり市民協議会（※）」の活動を充実していきます。
- ・堆雪帯、歩道除雪、無散水融雪施設、流雪溝など雪対策を考慮した道路整備を進めていきます。
- ・除雪を進める上で地域の協力は不可欠です。機械除雪が困難な路線については、各家庭での普及が拡大しているハンドロータリー車を借用（スクラム除雪）する等の協力を求めながら進めていきます。
- ・克雪型住宅の普及などにより、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。
- ・冬期間の日常生活空間を確保するための雪処理対策として、流雪溝の整備を進めていきます。

克雪地域づくり市民協議会…市民と関係機関が協力して克雪活動を推進することにより、活力ある住みよい地域づくりを進めることを目的として昭和 61 年に設立された協議会。

(2) 雪を味方にした暮らしを工夫し推進します。

- ・雪を観光資源として、「いいやま雪まつり」、「かまくら祭り」、雪国体験などのイベントを開催し、飯山市の魅力を市内外へ PR していきます。
- ・小型除雪車の効率的配備などにより、除雪困難路線の解消を進めていきます。

(3) 雪エネルギーの研究や活用に取り組みます。

- ・雪エネルギーの利用には費用対効果など課題も残されていますが、今後も技術革新の動向を見ながら、環境教育の意味合いを含め、多様な雪エネルギーの利活用について

検討します。

- 市民の取り組み

- ・ 雪下ろしや除雪は周囲に配慮し、思いやりや協力心を持って行う。
- ・ 路上駐車など道路除雪の妨げになる行為はしない。
- ・ 住宅の建設にあたっては、雪の処理を考慮した設計を行う。
- ・ スキー場や雪まつりなどに出かけ、雪を楽しむ。



「スクラム除雪」の様子（岡山地区西大滝）

2 資源・エネルギーの有効利用

個別目標
4 - 2

省エネルギーに配慮した暮らしや、自然エネルギー、未利用エネルギーの活用をすすめていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
市内の電力使用量	MWh	223,134	200,000 以下	173,283	現状維持
公共施設新エネルギー設備設置施設数	箇所	2	10 以上	3	10 以上
市民アンケート 「自然エネルギーの利用状況」	%	7	20	12	20
事業者アンケート 「自然エネルギーの利用状況」	%	1	15	4	15

(1) 省資源・省エネルギーに対する意識の啓発を推進します。

- ・自然への感受性を高め、風、木陰の涼など自然の力やエネルギーを活かした暮らし方の工夫など、日常生活における省エネルギーへの取り組みを進めていきます。
- ・あらゆる機会を通じて家庭での省エネルギーに向けた普及啓発を進めていきます。
- ・エネルギーの大切さを学ぶ場や機会を設けていきます。

(2) 自然エネルギー、未利用エネルギーの研究と活用に取り組みます。

- ・新エネルギービジョン()に基づき、生活環境や気候風土などの地域特性を踏まえ、地域資源を活かした新エネルギーの普及促進を図ります。
- ・新エネルギーに係る各種情報の提供に努めるとともに、新エネルギーの活用に対する支援策等の検討を行ないます。
- ・平成22年度に市役所庁舎に設置した太陽光発電装置をはじめ、今後も市民が利用する公共施設への自然エネルギーの導入を図ります。
- ・雪国での自然エネルギー活用について更に研究を深め、新エネルギーを普及させることで、将来的には原子力発電に頼らなくてよくなるようなまちづくりを目指します。

新エネルギービジョン…飯山市が平成17年度に策定した、自然エネルギーなどの新エネルギーを導入、活用していくための基本方針。

新エネルギー…自然エネルギーや未利用エネルギーの総称。具体例としては、太陽光、太陽熱、風力、中小水力、雪冷熱、バイオマス、バイオディーゼル燃料、熱利用など。

● 市民の取り組み

- ・照明をこまめに消したり、電化製品のコンセントを抜いたりして、家庭での節電に努める。
- ・住宅へ太陽光発電システムを設置する。
- ・暖房に薪ストーブやペレットストーブを使う

● 事業者の取り組み

- ・機器の更新の際には節電効率の高いものを導入する。

3 環境保全活動の促進

個別目標
4 - 3

環境美化活動をすすめ、環境モラルの向上と環境への監視を強めていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
環境美化一斉行動参加者数	人	83	150 以上	74	150 以上
各集落での環境美化活動実施率	%	66	80 以上	46	60 以上
不法投棄ごみ回収量	トン	3	0 目指す	9	0 目指す
ISO14001 またはエコアクション 21 取得・登録事業所	事業所	4	10 以上	2	5 以上
市民アンケート 「まちのきれいさに対する満足度」	%	64	65	48	65
市民アンケート 「地域美化活動への参加状況」	%	47	60	49	60

(1) 環境美化活動を促進します。

- ・環境美化一斉行動（ゴミゼロ運動の日）を全市的に展開していく体制を整備していくとともに、環境教育の場として活用するなど、環境美化意識の醸成を図っていきます。
- ・環境美化実施団体への支援を行うとともに、多くの市民が気軽に活動に参加できる仕組みをつくっていきます。
- ・地区の環境衛生委員と連携し、地域の実情にあった実効性を高める仕組みづくりを検討していきます。

(2) 環境保全意識の啓発と指導を推進します。

- ・住宅地における空地等の適正な管理の指導や環境に影響を及ぼす物品の屋外貯蔵に対するパトロールや指導を進めていきます。
- ・自動販売機の設置にあたっては環境に悪影響を及ぼすことのないよう啓発を行い、環境に良くないものについては指導を行っていきます。
- ・ごみのポイ捨てや、ペットの糞の不始末などを防止するための啓発を行うとともに、地域と連携して対策を実施していきます。
- ・市が率先して環境保全行動に取り組むとともに、企業の環境マネジメントシステム取得の啓発を進めていきます。
- ・「市民清掃の日」を定期的に設けるなど、市民が自主的に環境保全行動に取り組むことのできる場づくりや、意識の啓発を進めていきます。

(3)不法投棄防止対策を推進します。

- ・環境保全推進員、不法投棄監視員等による定期的なパトロール体制の維持など、常時監視体制を充実していきます。
- ・放置自転車、放置自動車などには、未然防止策を中心に対策を実施していきます。
- ・不法投棄の監視に当たっては、地区の衛生委員の協力を得るなど、より効果を高めるような協力体制を検討していきます。

(4)地球環境にやさしい活動に取り組みます。

- ・日常生活や事業活動において、常に地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、生物多様性の喪失といった地球環境問題を意識して消費、生産を行い行動できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行っていきます。
- ・「エコアクション21」(※)など、中小企業も比較的取り組みやすい環境経営システム導入について啓発を行っていきます。

エコアクション 21...環境負荷の把握や、その削減のための取り組みなど、中小事業者も取り組みやすい環境省が定めたガイドラインに基づく環境経営の仕組み。

●市民の取り組み

- ・地域の環境美化に努め、不法投棄やポイ捨てをしにくい環境づくりを地域全体で取り組む。

●事業者の取り組み

- ・エコアクション21や環境ISOなどの環境マネジメントシステム取得に取り組む。



市内各地で見られる不法投棄。

4 循環型社会を意識したライフスタイルの形成

個別目標
4 - 4

ごみを出さない生活スタイル、ごみをつくらない生産スタイルに変えていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
ごみの処理量 「もえるごみ」と「もえないごみ」 の総量から、もえないごみに含まれる 鉄・アルミ等の資源物を差し引いた量	トン	5,276	4,700	5,745	処理予測量 比 20%削減
資源物回収量 空き缶・金属類、古紙、ビン・ペット ボトル、プラ容器包装、古着	トン	1,489	1,648	836	12年度実績 比 100%増加
廃油回収量	kl	3.5	10 以上	4.2	10 以上
事業者アンケート「環境にやさしい 製品・技術開発への取り組み状況」	%	15	35	12	35

(1) ごみの排出抑制を推進します。

- ・家庭にごみになるものを持ち込まないことや包装ごみの減量化を図るため、買い物の際には買い物袋を持参するマイバッグ運動を、事業者と共に進めていきます。
- ・商品を購入する際、廃棄後の処理を考慮に入れてリサイクルできる商品や簡易包装商品、及び再使用できる商品を選択する「3R(※)」意識が一層浸透するよう、取り組みを推進していきます。
- ・レジ袋削減やごみの減量、容器を回収しリサイクルする活動など、環境配慮に積極的に取り組む商店、事務所等の事業所の取り組みを集約し公表することにより、環境問題に対する意識を高めていきます。
- ・事業系一般廃棄物を多量に排出する事業所に対し、減量計画の策定、提出を義務付け、排出抑制や排出された廃棄物の循環的利用を計画的に推進するよう指導していきます。

3R・・・Reduce(リデュース):減量、Reuse(リユース):再使用、Recycle:(リサイクル):再資源化の3つの頭文字「R」からできたごみ減量のための考え方で、ごみの発生抑制 再使用 ごみの再資源化 の優先順位でごみの削減に努めようと呼びかけているもの。

(2) ごみ問題に関する教育、啓発活動を推進します。

- ・ごみを焼却すれば焼却灰やCO₂など別の物質が発生し、その処理にも費用や労力がかかっていることを市民に知ってもらうことで、ごみ減量の必要性を認識し実践につながるよう取り組みを行っていきます。
- ・ごみ問題、環境問題についての情報提供やごみ処理施設の開放、見学等あらゆる機会を通じて、ものを大切にすること、リサイクルを推進することの必要性への認識を高めていきます。

- ・小・中学生がごみ処理の方法、分別の仕方、資源の重要性等の学習を行うために必要な講師の派遣や施設見学等を行っていきます。
- ・地域での各種会合の際、ごみ処理や環境問題についての学習会・説明会、出前講座を行い、市民の理解を深めていきます。
- ・ごみの減量を推進していく上でコミュニティの果たす役割は重要であるため、地域の衛生委員やごみ減量推進員と連携し、ごみの排出抑制、再使用、リサイクル等に関するルール of 浸透を図っていきます。

(3)ごみに関する情報の提供等を推進 します。

- ・ごみの排出・処理状況、資源物のリサイクル状況、処理経費、減量化への取り組み状況などについて、市報、市のホームページ、CATV等を通じ広く市民に公表し、ごみ問題に対する意識を高めていきます。
- ・グリーン購入を促進するため、市が率先して調達に取り組むことにより、市民及び事業者への取り組みを広げ、普及させていきます。
- ・エコマーク商品、グリーンマーク商品などのリサイクル製品に関する情報を提供していきます。

●市民の取り組み

- ・「3R」意識を常に持って商品を購入する。
- ・買い物の際はマイバッグを持って出かける。
- ・商品購入の際はエコ商品を選ぶ。

●事業者の取り組み

- ・買い物客にマイバッグの持参を呼びかけたり、過剰包装を控えたりする。



子どもたちに正しいごみの分別を見につけてもらうため、学校の授業や、課外活動に出かけ行っている、ごみ減量の出前講座。

5 リサイクル(3R)の推進と適正処理

個別目標 4 - 5

不用品の再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)をすすめていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
集団回収量	トン	431	590	305	350
ごみのリサイクル率	%	22.0	26.0	21.5	34
生ごみ処理器補助基数()	基	8.5 (H19~H22の年平均)	40 (H24~H32の年平均)	1,314 (H6~H12累計)	全世帯の 40%に普及
ごみステーション整備補助基数 (累計)	基	286	350	122	300基以上
農業用廃プラスチック回収量	トン	16	40以上	11.8	80以上
事業者アンケート 「廃棄物の減量化への取り組み状況」	%	76	80	58	75

生ごみ処理器補助基数...H18 以前は畑に設置するプラスチック製の生ごみ処理容器等、簡易で安価なものにも補助を行っていましたが、H19 以降は購入価格 1 万円以上の耐久性に優れた処理器のみを補助対象としたため、本計画の環境指標には H19 以降の年平均補助基数を採用しています。

(1)ごみの減量化のための取り組みを推進します。

- ・ごみの減量目標値を定め、市民・事業者・行政が一体となって目標達成に向けて取り組んでいきます。
- ・分別収集の促進やごみ排出量の抑制を図るため、減量目標の達成状況を検証し、ごみ収集の有料化導入に向けた検討を行っていきます。
- ・家庭で不用になった耐久消費財等の再使用を推進するため、市報で行っている「不用品情報コーナー」の周知・利用を拡充していきます。
- ・ごみや資源の分別方法、出し方等に関する分かりやすいパンフレットなどを作成・配布し、分別意識の向上を図っていきます。

(2)資源物の回収と再生利用を推進します。

- ・休日資源物回収の増加や、自動車を持っていない人も資源物を出しやすくするなど、資源物回収体制の充実を進めていきます。
- ・上手な生ごみ堆肥化方法の情報提供や、処理機等の購入に対する支援を行い、生ごみの自家処理を進めていきます。
- ・資源物の集団回収を促進するための助成金の交付や参加団体、実施回数が増加していくような回収・流通体制づくりを進めていきます。
- ・街路樹、せん定枝は回収しチップ化して希望する市民へ提供することで、資源として活用していきます。
- ・ごみとして捨てられている廃食用油をなるべく多く回収し、燃料等にリサイクルしていきます。

(3) ごみ処理施設の計画的な維持管理・整備を推進します。

- ・処理施設の適正な運営管理を徹底していくとともに、処分方法、リサイクル方法について検討を進め、環境への負荷を低減していきます。
- ・ごみの減量を進めることで、焼却灰を埋め立てる最終処分場をできるだけ長い期間使用できるよう取り組みます。

(4) 廃棄物の適正処理に関する指導・啓発を推進します。

- ・粗大ごみ、農業用廃プラスチック、農薬などの排出方法の周知徹底や、回収体制の充実を行っていきます。
- ・不法投棄防止や野外焼却禁止の周知徹底、指導等を強化していきます。
- ・適正処理が困難なものの処理方法の周知や、製造・販売業者が回収ルートを確保していく仕組みづくりを検討していきます。
- ・産業廃棄物の適正処理に関する事業者との情報交換を行ったり、施設周辺の生活環境に影響を与えないよう指導したりしていきます。

● 市民の取り組み

- ・家庭で不要になった物はすぐに捨てるのではなく、リサイクルショップや市の不用品情報コーナーを活用して、必要な人に使ってもらう。
- ・生ごみは堆肥化するなどして、なるべくごみとして出さないようにする。
- ・地域の集まりなどにおいても、ごみの分別を徹底する。

● 事業者の取り組み

- ・ごみの分別を管理・徹底し、できるだけ資源化する。
- ・産業廃棄物は法を順守し適正に処理をする。



古紙、ガラスびん、ペットボトルなどの資源物を出す機会を増やすことで、リサイクルを推進するために行う休日資源物回収事業。

基本目標 5

“ 市民が主体的に活動していくまち ”

「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

1 環境教育・環境学習の推進と環境情報の収集・発信

個別目標
5 - 1

環境情報の収集・発信や催しの開催など、子どもから大人まで、様々な環境学習のできる機会や場を設けていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
市民アンケート 「環境学習等への参加状況」	%	20	40	23	40
事業者アンケート 「環境に関する社員教育への取り組み状況」	%	20	35	28	35

(1) 環境教育・環境学習を推進します。

- ・環境に関する教育・学習を生涯学習のメニューとして位置付け、環境の変化を感じることができるような意識向上を図ります。
- ・子ども達が環境問題を自分の手で切り拓いていく意欲と主体性を持てるよう、学校における環境教育・学習を充実していくよう働きかけや協力を行っていきます。
- ・親子や地域で環境を学習する機会を設けるなどして、大人が子ども達と環境学習に取り組むことのできる方法を検討していきます。
- ・地区活性化センターや学校に環境情報コーナーを設けるなど、地域に根ざした環境学習の場づくりを進めていきます。

(2) 環境情報の収集と発信に取り組みます。

- ・市報、市のホームページ、CATV等を活用し、ホテルの見られる場所や環境美化活動の年間スケジュール、環境イベントの開催状況など環境情報の収集・発信を行っていきます。
- ・家庭での環境教育を進めていくため、環境について先進的な取り組みをしている自治体を調査し、飯山市でも取り組みやすい方策を検討します。
- ・環境セミナーなど魅力ある学習の機会を企画し、市民が意欲的に環境学習に取り組む環境を整備していきます。

- 市民の取り組み
 - ・環境セミナーや環境観察会などに積極的に参加する。
- 事業者の取り組み
 - ・社員研修の一環として地域の環境を学ぶ機会を作る。

2 自然学習の促進

個別目標
5 - 2

子どもたちや親子での自然遊び、自然学習を促進する場と仕組みを作っていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
自然観察会参加人数 (総合学習センター主催観察会参加者の合計人数)	人	40()	100	79	多数の参加が得られるよう実施回数を増やします
市民アンケート 「自然観察会等への参加状況」	%	13	30	7	30

自然観察会参加人数の H22 現状値は、環境セミナー、せせらぎサイエンスの参加者数の合計です。

(1) 自然学習の場の充実と創出に取り組めます。

- ・郷土の自然環境について、希少野生動植物などの保護や観察会を通して、楽しみながら学ぶ機会を充実させていきます。
- ・里山や森林を整備し、自然の遊び場づくりに活用していきます。
- ・子どもたちが遊べる公園などにも、生物多様性を意識できるような環境づくりに取り組みます。
- ・地域の水辺の魅力を引き出し自然学習の場として活用できるよう、千曲川親水公園、カヌーポートなどの見直しを行っていきます。
- ・かまくら作りや凍みわたりなど、雪国ならではの遊びを体験できる場をつくります。

(2) 学習体制を整備します。

- ・親子が豊かな自然を体験できるよう、飯山の環境を紹介したマップづくりを行っていきます。
- ・学校における「総合的な学習の時間」などに、自然観察の講師として地域の自然に詳しい人たちを紹介するなど、自然学習が体験できる機会を増やしていきます。
- ・地域や自然環境の専門家との連携により、子ども達の自然学習の機会を増やしていきます。

● 市民の取り組み

- ・家族で川遊びや里山散策などを楽しむ。
- ・公民館活動において、自然で遊んだり学習したりする機会を計画する。

3 人材育成・支援のための仕組みづくり

個別目標
5 - 3

環境教育や環境行動を積極的にすすめるために、必要な人材育成や支援のための仕組みをつくっていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
こどもエコクラブ登録団体数	団体	0	毎年 1団体以上	1	8以上
みどりの少年団結成団体数	団体	2	3	1	5
自然観察インストラクター() 登録数	人	4	10以上	6	20以上
市民アンケート「グループ等での 活動状況」	%	10	20	9	20
事業者アンケート「社員のボラン ティア活動への支援状況」	%	3	10	7	10

自然観察インストラクター... 子ども達を始め多くの人が自然に親しみ、学習する機会の充実を図るため、植物、鳥、昆虫、星座等の知識を持った人を「自然観察インストラクター」として登録してもらい、自然観察会等で自然解説を行ってもらう県の制度。

(1) 人材の育成を推進します。

- ・環境に対する情報の収集・発信や環境問題に対する関心を高めていくため、環境ボランティアや環境アドバイザー、NPO（NGO）などを育成するための仕組みづくりに取り組みます。
- ・地域における環境リーダーの育成と継続的な活動を行うための体制づくりに取り組みます。
- ・環境カウンセラー（※1）、自然観察インストラクター、自然保護レンジャー（※2）、高山植物等保護指導員等として活動できる人材の発掘や育成を図っていきます。

1 環境カウンセラー... 環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民、事業者などの環境保全活動に対する助言（環境カウンセリング）などを行う人材として、環境省の行う審査を得て登録された人。市民・市民団体を対象としたカウンセリングを行う「市民部門」と、事業者を対象としたカウンセリングを行う「事業者部門」に分けて登録されている。

2 自然保護レンジャー... 県の委嘱により、自然公園等における動植物の保護指導や施設の適切な利用指導など、自然保護に関する指導を行うボランティア。

(2) 環境行動への取り組みに対する支援を推進します。

- ・仲間と一緒に環境学習や実践に取り組むことができる「こどもエコクラブ」への参加や「みどりの少年団（※3）」の結成をすすめ、活発な活動が行えるよう支援していきます。
- ・各地域で独自に取り組まれている環境学習会・講座や自然観察会・教室など大勢の人が参加でき、取り組みに関わりを持つ人の輪を広げ、横の繋がりをもって学習できる仕組みづくりに取り組みます。
- ・環境先進地への市民の視察、環境にやさしい種々の機器等の紹介、斡旋など環境に対

する意識啓発をすすめていきます。

3 みどりの少年団…次代を担う少年少女が、緑を通じて広く自然を学び、体験学習を実践することにより、健全な心身の養成に努めることを目的とした団体。

- 市民の取り組み
- ・ 環境や自然観察等の知識を学習して指導ボランティアに登録する。



- 「かえるの学校」
市公民館と外様地区公民館が共催で、天然記念物黒岩山の自然観察会を毎年行っている。
「モリアオガエル」など貴重な動植物を観察できる。

4 持続的な環境行動の促進

個別目標
5 - 4

環境行動が持続的に行われていくために必要な連携・評価のための仕組みをつくっていきます。

環境指標項目	指標単位	現状値 (H22)	目標値 (H32)	前計画 現状値	前計画 目標値
市民環境モニター委嘱数	人	0	10	0	20
市民アンケート 「環境調査への参加状況」	%	6	20	5	20

(1) 連携のとれた体制づくりに取り組みます。

- ・環境行動に取り組むボランティア、各団体、地域等と連携・協働しながら、継続的な活動を行うための体制づくりに取り組みます。
- ・環境教育、環境行動、人材育成を進めるにあたっては、県や近隣市町村との連携を図っていきます。

(2) 環境評価の実施に取り組めます。

- ・環境についての調査・施策の実施、効果のモニタリング、施策の見直し、展開といった仕組みをつくっていきます。
- ・環境の実態把握行動を持続させていくために、市民による環境への意見を聞き、その内容を公表したり、取り組みに活かしたりすることのできる仕組みづくりを検討します。
- ・各環境項目に対する取り組み等の定期的な意識調査を実施するとともに、実態把握や監視を行っていきます。



信越トレイルで行われた実地踏査。
(平成18年7月)

5 環境を考え行動する市民会議の設立

個別目標
5 - 5

環境を考え行動する市民会議を設立し、環境問題に関する学習や調査・評価を行い、環境への関心と行動を高めていきます。

(1) 環境を考え行動する市民会議を設立します。

- ・市民が主体となる自発的な環境に関する組織に対し支援を行い、連携して環境問題に対する学習、調査、情報発信、啓発等を行っていきます。
- ・市民会議は、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から環境問題について話し合い、連携を図るための組織にしていきます。
- ・市民会議は、市が行う環境施策を市民の側からチェックし、提案する場とします。
- ・市民会議へは、自然環境、公害問題等に関する学識経験者の参加も進めていきます。

(2) 市民会議と連携する体制づくりに取り組みます。

- ・事業者が環境問題について話し合う、事業者同士の会議の場づくりを検討していきます。
- ・環境問題に対する市内の調整組織、行政間の連携の仕組みづくりをすすめていきます。

第5章

環境施策推進のための 仕組みと体制づくり

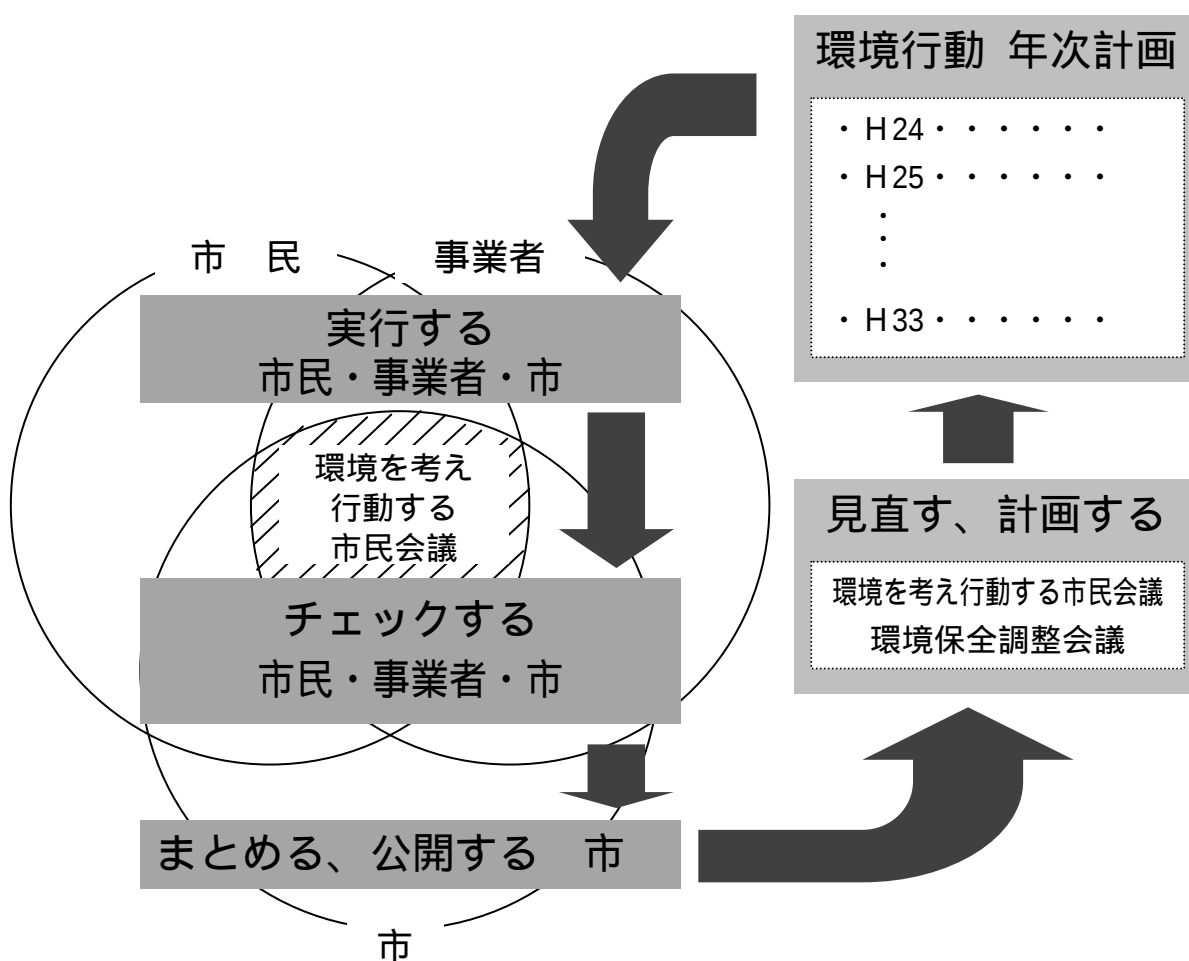
第1節 環境施策推進の仕組みと体制

1 - 1 進行管理の仕組み

進行管理は、市民、事業者、行政の各主体が行動した成果をそれぞれがまとめ、広く公開し、意見を求めます。そして、市民・事業者等の環境行動体制としての「環境を考え行動する市民会議」と庁内組織の「環境保全調整会議」により評価し、見直すべきものは再検討して本年度の年次報告と次年度の計画書として取りまとめていきます。なお、進行管理に当たっては、環境マネジメントシステムのPDCA()の手順を取り入れていくものとします。

年次計画書により、次年度の環境行動がスタートしますが、しっかりと進行管理をしていく必要があります。

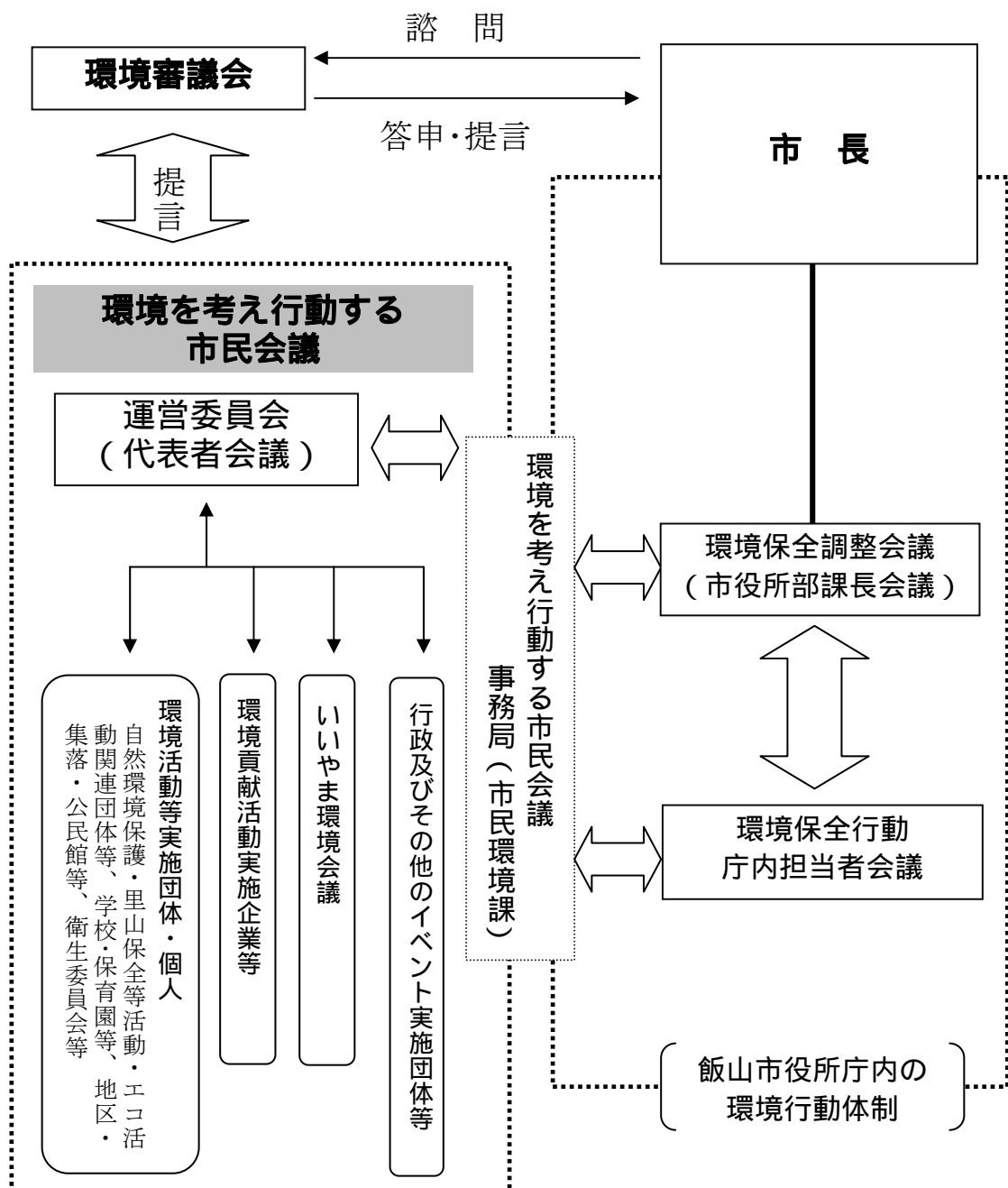
PDCA...事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。 Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を行うこと。



1-2 推進体制

「環境を考え行動する市民会議」は、市民・事業者等が主体となった自発的な組織とし、環境問題に対する学習、調査、情報発信、啓発活動のほか、市民・事業者・行政がそれぞれの活動の成果を報告し、話し合いや連携を図る場としていきます。また、市民・事業者や市が行う環境施策の評価・検討や、地域やグループ、学校、事業者それぞれの環境行動を推進する役割を担います。

将来、「環境を考え行動する市民会議」はNPO等の自主組織として育っていくことが期待されますが、当面は、行政の環境担当部署が事務局として組織の運営、庁内の環境行動と連携していくものとします。



第2節 推進体制の設立に向けて

今後の推進にあたっては、これまで環境保全等に関わる自主活動を実施してきた「い
いやま環境会議」の他、市内で様々な環境・エコ活動を展開している団体・個人、環境
貢献活動を進めている事業者、地区や学校などで現在行われている活動等の情報収集を
行い、「環境を考え行動する市民会議」への参加を呼びかけるなどの体制づくりを進め
ていくことが望ましいと考えます。

庁内では、重点施策を検討し、『環境行動実行年次計画』を策定することとします。
また当面、人材育成や支援の仕組みづくりとして「環境を考え行動する市民会議」の体
制づくりを事務局としてバックアップしていきます。

参考資料

1. 飯山市環境基本条例
2. 市民意見公募の概要
3. 飯山市環境審議会名簿と経過

1 飯山市環境基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の市民に引き継いでいく責務を有することを認識して、積極的に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境の復元力には限りがあることを認識し、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を行うこと並びに環境の保全上の支障を未然に防止することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識し、すべての事業活動や日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

4 環境の保全等は、市、市民及び事業者が環境に対する理解を深めながら、それぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの社会経済活動に際して、環境の保全等に資する取組みを率先して

実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全等に資する取組みを支援しなければならない。

3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの節約等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、地域における環境の保全等に資する取組みを推進しなければならない。

3 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の汚染を防止するために必要な措置を講じるとともに、廃棄物の減量及び適正処理の実施、資源の有効利用等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、市民が行う地域の環境の保全等に積極的に参加協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、開発事業等を行うに当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第6条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康又は生活に被害を及ぼす

環境保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、健全な自然環境に寄与する森林、農地等を自然的かつ社会的条件に応じ体系的に保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(4) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。

(5) 環境の保全等に資する取組みを通じて、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 市民の意見を反映するとともに、市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取組みが促進されるよう環境に関する教育、啓発等を行うこと。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 環境への配慮の方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民の意見が反映されるよう努めるとともに、飯山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当た

っては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等を優先するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第10条 市長は、環境の状況、市が講じた環境の保全等に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第2節 環境の保全等に関する施策

(規制措置等)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、国及び県の講ずる規制措置等を市民及び事業者が遵守することに関し、必要な指導に努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然と人とのふれあいに資する公共的施設その他の人にやさしい快適な環境の創造に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第14条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減

量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進等）

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に資する活動が促進されるようにするため、環境教育及び環境学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第17条 市は、市民及び事業者並びにこれらの者が構成する団体（第22条第2項において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報の整備と提供）

第18条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施及び監視体制の整備）

第19条 市は、環境の状況の把握その他環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視及び調査体制を整備するように努めるものとする。

第3節 地球環境の保全等に関する施策

（地球環境の保全に関する施策）

第20条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資する活動が促進されるよう、普及、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（化学物質等による環境汚染の防止に関する施策）

第21条 市は、人の健康を損なうおそれのある化学物質その他の環境の汚染を引き起こすおそれのある物質に係る情報の収集及び提供、排出の抑制その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第4節 施策の推進体制等

（推進体制の整備）

第22条 市は、環境施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、民間団体等と連携を図り、環境の保全等に関する施策を推進する体制を整備

するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第23条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全等に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するものとする。

第3章 飯山市環境審議会

（設置）

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により環境の保全等に関する審議会その他合議制の機関として、飯山市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全等に関する基本的事項に関し調査又は審議するほか、必要に応じて環境の保全等に関する事項に関し市長に意見を述べることができる。

（組織等）

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長を置き、委員が互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第26条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第27条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（補則）

第 28 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（飯山市環境審議会条例の廃止）

2 飯山市環境審議会条例（平成 10 年飯山市条例第 13 号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例施行の際現にこの条例による廃止前の飯山市環境審議会条例（以下「審議会条例」という。）の規定に基づき委嘱されている委員及び互選されている会長は、この条例の規定に基づき委嘱され、又は互選されたものとみなし、委員の任期は、審議会条例の規定に基づき委嘱された日から起算する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 1 号抄)

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（飯山市環境審議会委員の委嘱に係る経過措置）

2 この条例の施行の際現に委嘱されている飯山市環境審議会委員にあつては、この条例第 11 条の規定による改正後の飯山市環境基本条例の規定に基づいて委嘱されたものとみなし、その任期は、この条例第 11 条の規定による改正前の飯山市環境基本条例の規定に基づいて委嘱されたときから通算する。

2 第2次飯山市環境基本計画(案)に対する意見公募の概要

- 1 意見公募期間 平成 23 年 12 月 26 日(月)～平成 24 年 1 月 16 日(月)
- 2 公表資料 第 2 次飯山市環境基本計画(案)
- 3 資料閲覧場所 市ホームページ、市役所市民環境課窓口、各地区活性化センター(10 地区)
- 4 意見提出数 4 件(2 人)

No	意見等の概要	意見に対する考え方、対応
1	原発について、飯山市としてどういう姿勢で臨むのかを記述すべきだ。私は、飯山市が、期限を切った脱原発(うち特に柏崎原発は停止後再稼働禁止)と、その間、自然再生エネルギー開発に全力をあげて取り組むべきという政策提言を行うことを記述すべきだ考える。	原子力発電所の稼働については様々な議論がされており、飯山市として今後どのような姿勢で臨むのかということについて、十分に議論がなされることが必要と考えます。 このため、市民の皆さんに原子力発電について関心を持ち、考えていただくことは必要なことと思いますので、第 4 章の個別目標 1 - 5 の取り組みの中に、項目を追加しました。
2	針湖池の、鮒が生息できないような環境を改善するために、第 1 次計画では COD の改善目標を示していた。今回案では、問題が解決されていないにもかかわらず示されていない。これでは、環境後退基本計画になってしまうので、年次・目標を明示して取り組むべきではないか。	針湖池の水質汚濁の状況は、本計画においても課題の 1 つとして認識しています。改善目標として前計画同様、基本目標 1、個別目標 1 - 1 の環境指標に湖沼の COD 平均値を掲げていますので、今後も針湖をはじめとした市内湖沼の水質改善に向け、取り組んでいきます。
3	ごみ減量化目標は、第 1 次計画では 10 年間で 20%、2006 年のゴミ審議会では 5 年間で 20% が示された。実績はどうか。また、第 2 次計画で数値目標がないのは不適切だ。設定すべきだ。	飯山市では現在、もえるごみの排出量を平成 18 年度比 20% 削減を掲げ取り組んでいます。平成 22 年度末時点の排出量及び 10 年後の目標値は基本目標 4、個別目標 4 - 4 の環境指標にあるとおりですが、平成 22 年度末で 20% 減量の目標値に対しどのくらい達成したのかという記述がありませんでしたので、第 2 章 2 - 5 廃棄物・リサイクルの項に達成度を追加しました。

4	まず最初に資料についてですが、グラフ等を交えて文字だけよりは読み易く作ってあると感じましたが、教科書のような雰囲気です非常に読みづらく思いました。 あと、目標が多すぎて何を一番に目指しているのか、文中で特に意見を求めている箇所の推察が出来ませんでした。ですので、自然学習教育についてだけ述べさせていただきます。 市主催の体験学習の実施回数を増やすとの事でしたが、99 頁(2)項にあるような事に重点をおき、積極的に行ってからはないと、参加者の増加はあまり見込めないような気が致します。 私も小学生の時分によく参加させて頂きましたが、それは元から興味関心が深かったからこそです。 飯山市はまだ良い方だと考えておりますが、虫が苦手だとか土は汚いと感じている子ども達が増えている昨今、大勢の子ども達が自然観察会が楽しみで見に行きたいと言う姿は、現在私には想像が出来ません。 それなのにただ回数を増やしても、参加人数は今までと大して変わらず、主催側へ色々と負担が増すばかりではないかと推測致しました。 子ども達に是非行ってみたい、参加したいと思ってもらえるような学習体制や意識づくりを期待しております。	ご指摘いただいた、教科書のような構成になっていたり、目標の数が多かったりして読むのが難しいということについては、ご意見として伺い、今後の計画作りに生かしていきたいと思います。 体験学習については、回数を増やしただけでは、参加者が増える見込みはないと考えています。ご指摘いただいたとおり、自然観察会や学習会等の企画にあたっては内容を充実し「参加したい」と思ってもらえることが何より重要と思いますので、基本目標5及び関係個別目標に基づき取り組んでいきます。

上記4件の意見のほか、意見公募手続きに関するご意見がありました。

3 飯山市環境審議会委員名簿及び策定経過

1 飯山市環境審議会委員名簿

委員氏名	推薦団体等
市川 孝美	飯山市区長会協議会
木内 秀一	飯山商工会議所
市川 壽善	J A北信州みゆき
小林 初子	飯山市議会
大熊 傳	飯山市農業委員会
中澤 のり子【会長職務代理】	飯山くらしの会
村松 敏人	信州いいやま観光局
服部 秀人	飯山市公民館
上原 脩 【会長】	学識経験者・飯山市文化財保護審議会 会長
田中 妙子	学識経験者・飯山市教育委員会委員長 職務代理者
井田 秀行	学識経験者・信州大学教育学部准教授
小林 和男	学識経験者・長野県地球温暖化防止活 動推進員
森 浩晴	公募委員
小林 今朝之	公募委員

(敬称略、順不同)

2 計画の策定経過

時期	内容等
平成 23 年 2 月	・環境意識に関する市民・事業者アンケートの実施
5 月 27 日	・市長からの諮問 ・第 1 回審議会（審議会の進め方について、市民・事業所アンケート結果概要、フリー討議）
6 月 30 日	・第 2 回審議会（震災後の意識変化にかかわる市民アンケートについて、環境の現状に関する検証、「自然環境」「地球環境問題」分野における望ましい環境像実現に向けた提言）
7 月 28 日	・第 3 回審議会（震災後の意識変化にかかわる市民アンケート案について、庁内検討案（自然環境、地球環境問題）について、「生活環境」「快適環境」分野における望ましい環境像実現に向けた提言）
8 月	・第 2 次市民アンケート実施
8 月 25 日	・第 4 回審議会（庁内検討案（生活環境、快適環境）について、「資源循環」「環境保全活動・環境教育」分野における望ましい環境像実現に向けた提言）
9 月 29 日	・第 5 回審議会（庁内検討案「資源循環」「環境保全活動・環境教育分野」について 他）
10 月	・中学生の環境意識に関するアンケートの実施
10 月 27 日	・第 6 回審議会（環境施策の推進体制について、「環境施策の展開」検討案について）
11 月 24 日	・第 7 回審議会（「環境の現状」（案）について、「望ましい環境像実現のための施策の展開」（案）について、環境施策推進のための体制について、計画策定までのスケジュールについて）
12 月 15 日	・第 8 回審議会（第 2 次飯山市環境基本計画（案）について）
12 月～1 月	・第 2 次飯山市環境基本計画（案）に対する意見公募 （公募期間 12 月 26 日～1 月 16 日）
平成 24 年 1 月 27 日	・第 9 回審議会（意見公募の結果・対応について、第 2 次飯山市環境基本計画（案）について） 審議会意見を踏まえた関係部分の再検討
2 月 16 日	・第 10 回審議会（答申案の確認） ・市長への答申
3 月	第 2 次飯山市環境基本計画 策定

第 2 次
飯 山 市 環 境 基 本 計 画
平成 2 4 年 3 月

発行・編集
飯山市民生部市民環境課
〒 3 8 9 - 2 2 9 2 長野県飯山市大字飯山 1 1 1 0 - 1
電話 0 2 6 9 - 6 2 - 3 1 1 1 (代)